

平成 21 年 2 月 19 日（木曜日）

○出席議員（19名）

1 番	笹川 広美	議員	12 番	宮本 空伸	議員
2 番	諏訪 良一	議員	13 番	若狭 明彦	議員
3 番	堀江 健爾	議員	14 番	岩井 礼二	議員
4 番	宮下 為幸	議員	15 番	西村 秀博	議員
6 番	亀野 富二夫	議員	16 番	坂井 幸雄	議員
7 番	甲部 昭夫	議員	17 番	小坂 博康	議員
8 番	藤本 一義	議員	18 番	田中 治夫	議員
9 番	古玉 栄治	議員	19 番	作間 七郎	議員
10 番	武田 純一	議員	20 番	杉本 平治	議員
11 番	上見 健一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

〃 澤 井 雅 美

○議事日程（第1号）

平成21年2月19日 午前10時10分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・議案第1号～議案第27号

提案理由説明

午前 10 時 10 分開会

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員は 19 名です。定足数に達しております。

ただいまから平成 21 年第 1 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定による本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承承ります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中治夫議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、14 番 岩井礼二議員、17 番 小坂博康議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中治夫議員） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 4 日までの 14 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 4 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（田中治夫議員） 日程第 3 議案の一括上程

議案第 1 号 中能登町男女共同参画推進条例の制定について

議案第 2 号 中能登町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議案第 3 号 中能登町統合中学校整備基金条例の制定について

議案第 4 号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

議案第 5 号 中能登町監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 中能登町立児童館条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 中能登町保健センター条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 中能登町眉丈が丘休憩所条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 平成 20 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 11 号 平成 20 年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第 12 号 平成 20 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 13 号 平成 20 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 14 号 平成 20 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 15 号 平成 20 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 16 号 平成 20 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 17 号 平成 21 年度中能登町一般会計予算

議案第 18 号 平成 21 年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第 19 号 平成 21 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 20 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 21 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 22 号 平成 21 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 23 号 平成 21 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 24 号 平成 21 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 25 号 平成 21 年度中能登町水道事業会計予算

議案第 26 号 市と町との境界変更について

議案第 27 号 河川の指定の変更に関する意見について

以上、議案 27 件を一括議題といたします。

町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成 21 年第 1 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、去る 2 月 16 日に内閣府が発表した 2008 年 10 月から 12 月期の国内総生産をあらわす GDP の速報値は年率換算 12.7% 減と大幅なマイナス成長であることが報告され、戦後最悪とも言える深刻な状況に直面していることが裏付けられました。

このことから、2009 年 1 月期から 3 月期も 2 ケタのマイナス成長になるのではないかと懸念が高まっており、企業の設備投資や個人消費が引き続き落ち込むことが予想されております。

このことは、中能登町においても例外ではなく、中能登町の商工業の状況を見ますと、

繊維産業ではアメリカへの輸出商品が大幅に減っており、ピーク時に比べて半減しているとの予測がなされています。

また、それに伴い大企業の下請けについても 4 割から 5 割の減産を行っており、減産に伴い人員削減がなされている状況であります。

小売業については、右肩下がりの状況が続く中での競争の激化に加え、今回の金融危機と重なり、大変深刻な状況であると受け止めています。

こうした状況が、中能登町の税収に大きく影響を及ぼすのはもとより、企業や家計の消費が大きく落ち込むとともに、町民の皆様方の暮らしの不安が高まることにより、新たな社会問題が起これ、負の連鎖が広がるのではないかと心配しています。

今定例会では、国の経済対策を含めた補正予算並びに新年度予算の審議をお願いしていますが、中能登町としても引き続き行財政改革の推進に努めながら国・県の経済対策と歩調をあわせた対策を行うこととしています。

さて、現状の厳しさを耐え忍ぶ俳句として「風雪に 耐えねば咲かぬ 梅の花」という句が詠まれています。

梅の花は厳しい冬の間でも固いつぼみの中で花の芽をしっかりと守り、春を待っています。

この、厳冬とも言える経済危機を町民の皆様方とともに、それぞれが、それぞれの立場で出来ることを精一杯取組んでいくとともに、連携してこの難局に耐え、立ち向かっていくことが大切でありますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたします議案について、順次ご説明申し上げますので、議員各位におかれましては、慎重審議下さいますようお願い申し上げます。

最初に、議案第 1 号 中能登町男女共同参

画推進条例の制定についてであります。

この条例は、中能登町において今後とも更なる男女共同参画を推進するために、基本的事項を定め、町の施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として制定するものであります。

次に、議案第2号 中能登町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

この基金条例は、平成21年度の介護報酬改定により介護従事者の処遇改善を図ることとしていますが、この改定により介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から特例交付金が交付されることに伴い、この交付金を適正に管理運営するため基金条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 中能登町統合中学校整備基金条例の制定についてであります。

この基金条例は、国の2次補正に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金1億9,797万5,000円のうち、2,000万円を統合中学校の建設と整備に要する経費に充てるため、基金として積立てる条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてであります。

この条例は、中能登町における企業立地の促進を図るため、立地企業に対する固定資産税の課税特例の条例を制定し、固定資産税については3カ年度分に限り課税を免除するものであります。

次に、議案第5号 中能登町監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき監査項目に健全化審査事項を新たに加えるものであります。

次に、議案第6号 中能登町立児童館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、21年度から休校となる久江小学校を利用して「くえ児童館」を新たに設置するとともに、従来から能登部下地区にある児童交流センターを「のとべしも児童館」として名称を統一する改正であります。

次に、議案第7号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成21年度から23年度における第4期介護保険事業運営において、国の特例交付金と介護給付費準備基金の繰り入れにより保険料の基準額を第3期と同額の月額4,300円とするものであります。

次に、議案第8号 中能登町保健センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、保健センター「ろくせい」について、利用実態に併せて保健センター機能を廃止するものであります。

次に、議案第9号 中能登町眉丈が丘休憩所条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、眉丈が丘休憩所の利用の現状を踏まえまして、バーベキュー施設部分を廃止するものであります。

次に、議案第10号から議案第16号までの平成20年度補正予算に関する議案についてご説明いたします。

まず、議案第10号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,518万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,640万6,000円とするものであります。

補正予算の主なものとしては、国の2次補正に伴う増額補正で、18歳以下の方と65歳以上の方に2万円、それ以外の方には1万2,000円を給付する定額給付金事業や、子育て応援特別手当支給事業、及び地域活性化等に資するための、きめ細やかな社会資本の整備を行うための地域活性化・生活対策臨時交

付金事業のほか、各事業の確定見込みによる補正であります。

また、社会福祉費寄付金として、愛知県の山下七郎様、能登部上の大森宏一様、能登部下の永源津衛門様、良川の碓登志則様、能登部上の池田信明様、児童福祉寄附金として西馬場の鏡屋博様、ふるさと応援寄付金として岩手県の遠藤斎喜様、愛知県の今井良江様、三重県の横井清建様、高島の横井利男様、金丸の本澤義則様、羽坂の作田好陽様、匿名でご寄付いただきました2名の方より、それぞれご寄付をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、議案第11号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、医療給付費の減少見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,419万8,000円とするものであります。

次に、議案第12号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保険料の徴収システム改修等により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億640万3,000円とするものであります。

次に、議案第13号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、介護報酬改定に伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金積立て、及び事業費の確定見込みにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,886万8,000円とするものであります。

次に、議案第14号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、医療給付費等の減少見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,540万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ19億4,334万1,000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、「二宮あおば台」及び西馬場の通称「ゆりが丘」分譲宅地における財産売払収入の確定見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,189万円とするものであります。

次に、議案第16号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、事業費の確定見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,786万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,823万3,000円とするものであります。

次に、平成21年度当初予算の主な施策についてご説明いたします。

本来、当初予算案は、年間を通した町政の運営方針を明らかにすべきものでありますが、町長としての任期満了を間近に控え、町政の政策的な方向付けや諸課題等への新たな対応策については改めて町民の負託に委ねるという基本姿勢のもとに、経常的経費や継続事業及び国、県で採択を受けた補助事業を主に編成いたしました。

それでは、議案第17号から議案第25号までの新年度予算についてご説明いたします。

最初に、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ90億5,770万円とするものであります。

主な内容は、教育環境の整備のための統合中学校建設基本設計策定業務委託料、町民の一体感を醸成するための町歌・町民音頭作成事業及び、環境フォーラム開催事業のほか、継続事業であります県営土地改良事業及び町道R-4号線道路改良事業等であります。

次に、議案第18号 平成21年度中能登町

老人保健特別会計予算につきましては、老人保健制度が平成 20 年度より後期高齢者医療制度へ移行しておりますので、旧老人保健制度での月遅れ請求や過誤分の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,054 万円とするものであります。

次に、議案第 19 号 平成 21 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、医療保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金等の予算額を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 807 万 6,000 円とするものであります。

次に、議案第 20 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等諸費や介護予防事業等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 5,874 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 21 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般及び退職者に係る療養給付費や特定健康診査等事業費、並びに出産育児一時金支給額を 35 万円から 38 万円とする予算を計上し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 19 億 1,300 万円とするものであります。

次に、議案第 22 号 平成 21 年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、鹿西中部浄化センター水処理施設の下水道長寿命化対策事業や公共下水道中継ポンプ施設を含めた改築事業等を予算計上し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 9,046 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 23 号 平成 21 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、西馬場の通称「ゆりが丘」分譲宅地販売促進経費等を計上し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,589 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 24 号 平成 21 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまし

ては、番組モニター活動事業費、運営経費、新規加入工事費等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 223 万円とするものであります。

次に、議案第 25 号 平成 21 年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を 3 億 871 万 2,000 円、収益的支出を 3 億 4,168 万 3,000 円とし、また資本的収入を 4 億 9,445 万 6,000 円、資本的支出を 5 億 9,615 万 2,000 円とするものであります。

主な事業として、導水送水配水管路新設改良整備事業や機械電気設備新設改良事業であります。

以上が、今回提出いたしました予算の主な内容であります。執行にあたっては十分な検討を行い、最大限の効率的な運営に努めることはもとより、今後必要となりました事業につきましては、必要性、緊急性を十分に勘案しながら、今後の補正予算に反映させて参りたいと思っておりますので議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、議案第 26 号 市と町との境界変更についてであります。

この議案は、県営ほ場整備事業鳥屋西部地区の施工に伴い、中能登町と七尾市の境界を変更するものであります。

次に、議案第 27 号 河川の指定の変更に関する意見についてであります。

この議案は、二級河川「石塚川」の指定区間の変更をするもので、河川法の規定に基づき、議会の議決を経て、石川県へ意見書を提出するものであります。

以上、本日提出いたしました議案等の概要について説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切な議決を賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中治夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で本日の日程
は終了いたしました。

23日、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時40分 散会

平成 21 年 2 月 23 日（月曜日）

○出席議員（18名）

1 番	笹 川 広 美	議員	12 番	宮 本 空 伸	議員
2 番	諏 訪 良 一	議員	13 番	若 狭 明 彦	議員
3 番	堀 江 健 爾	議員	14 番	岩 井 礼 二	議員
4 番	宮 下 為 幸	議員	15 番	西 村 秀 博	議員
6 番	亀 野 富二夫	議員	16 番	坂 井 幸 雄	議員
8 番	藤 本 一 義	議員	17 番	小 坂 博 康	議員
9 番	古 玉 栄 治	議員	18 番	田 中 治 夫	議員
10 番	武 田 純 一	議員	19 番	作 間 七 郎	議員
11 番	上 見 健 一	議員	20 番	杉 本 平 治	議員

○欠席議員（1名）

7 番	甲 部 昭 夫	議員
-----	---------	----

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	澤 賢 造
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上 下 水 道 課 長	松 栄 哲 夫
参事兼総務課長	服 部 顕 了	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	林 富 士 雄	保 健 環 境 課 長	小 林 玉 樹
参事兼住民課長	岡 野 昇	会 計 課 長	小 山 三 雄
企 画 課 長	永 源 勝	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	広 瀬 康 雄	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

〃 澤 井 雅 美

○議事日程（第2号）

平成 21 年 2 月 23 日 午前 10 時開議

日程第 1 議案質疑

・ 議案第 1 号～議案第 27 号

日程第 2 常任委員会付託

・ 議案第 1 号～議案第 27 号

日程第 3 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開議

◎ 開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。ただいまの出席議員数は 18 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案質疑

○議長（田中治夫議員） 日程第 1 議案質疑

これより議案第 1 号から議案第 27 号までについて、一括して議案の質疑を行います。

事前に通告を受けておりますので、議長において指名をいたします。

質疑の順序は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより質疑を行います。

まず、議案第 2 号 中能登町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、質疑を許します。

20 番 杉本平治議員

〔20 番（杉本平治議員）登壇〕

○20 番（杉本平治議員） おはようございます。それでは、3 月定例会に提出されました議案について、私なりに質疑を行いたいと思います。

まずはじめに、議案第 2 号 中能登町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでございます。

昔から福祉は人と言われております。福祉に従事する人の処遇改善というのは、私は欠かすことのできない大事なことだと考えております。介護保険発足当初から、低い介護報酬により、施設在宅の介護労働者は低賃金と劣悪な労働環境のもとに置かれておりました。

その結果、数年前から介護現場で人材確保

が難しくなってきたことが指摘されておるのであります。

今回、提出された議案第 2 号は、その提出された議案によりまして、処遇改善を図るのが具体的にどのような効果を示していくのか、されるのか。具体的なものを中能登町はどう反映されるのかお聞きいたしたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 杉本議員の質疑にお答えをさせていただきます。

介護従事者の処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでございます。特例基金を繰り入れる効果ということでございますが、国は平成 21 年度から介護報酬単価を 3%増額の改定を決定しております。それに伴いまして、第 1 号被保険者の保険料が急激に上昇しないよう介護従事者処遇改善臨時特例交付金が中能登町に 1,253 万円交付予定となっております。これによりまして、第 4 期の給付費用の第 1 号被保険者の負担分であります保険料の基準額を月額 54 円引き下げの効果がございます。

また、介護保険給付費準備基金を繰り入れることで、保険料の上昇をより抑制でき、本来第 1 号被保険者が負担すべき保険料の基準額 4,426 円のところ 3 期と同額の 4,300 円とすることが可能となったものでございます。

2 点目の福祉労働者の処遇の向上に役立てられるのかという質疑でございますが、介護報酬は第 2 期平成 15 年度、第 3 期平成 18 年度と連続して引き下げられております。そのため介護事業者の収入が減り、介護従事者の給与の抑制等で離職率が上昇し、人手不足が深刻化しているところでございます。

今回は、制度発足以来初めての増額改定でもあり、介護従事者の処遇改善に役立てられるものと期待をするものであります。

国では、調査実施委員会を設置し、今回の

介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかを検証しまして、次期の介護報酬改定に繋げていくこととしております。

町といたしましても、国及び県の動向を見ながら、改善が図られるよう推進していきたいと考えております。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、答弁を受けましたので再質疑を行いたいと思います。

実は、この介護保険が発足以来、法律はできましたが、住民にとりましては介護の問題というのはなんら解決しておらない、そういう声が多くあるわけであります。

ただいま答弁の中に、介護保険料の値上げを抑えていきたい、そういう答弁もありました。

また、施設の運営等についても大変苦しいというものが出されております。これもやはり現実でなかろうかと私は思うんです。

私、年齢的にもこれから介護を受けざるを得ない、そういう時が来ると思うんです。そういう関係上、独自に、私的にそういう施設を造られないかということを経済機関に相談したことがあるんです。そうしましたら「杉本さん、そういう施設はやめといた方がいい。やってもやっても赤字で、どうにもならん。」そういう答弁が返ってきました。そういう現実、やはり介護施設もあるのではないかと私は思うんです。

今、答弁の中に、そういうものも含めて改善をしていくということがありました。

今年の4月から、新たに自立支援法も変わるわけでありまして、この問題については、一般質問に取り上げたいと思いますが、お聞きしたいのは、この基金条例によりまして、働く人たちの労働条件の向上はもとより、その先に介護施設を運営しているその施設が現在、大変苦しい立場に立っておった場合、そ

の施設の運営費の方へこの基金が回っていくということになりはしないか。働く人たちの労働条件の改善の先に、施設運営が大変であるから、その方へこの基金条例のお金を回していくということになりはしないかという、そういうことも危惧されるわけでありまして、こういう点のきちんとした歯止めというものは、条例にありますように、あくまでも処遇改善の基金条例でありますから、きちんとした指導を町として行っていくことを私は望みたいのであります。

この点についての答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 杉本議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この交付金を利用した処遇改善につきまして、運営費に回っていくのではないかとご質問であったかと思っております。そういったことで、これらにつきましては、国の方でも処遇改善の取組みへの総合支援策として何点かあげてございます。

介護従事者の処遇改善に向けた取組みに関する情報公表の推進、或いは雇用管理改善に取り組む事業主への助成と、いろいろ国も施策を考えているところでございます。

町としてできるということにつきましては、一つは国が報酬単価の改正を行った趣旨を各事業所に対しまして周知徹底を行うことが大切だと考えております。そういったことで、介護職員が明るく、希望と誇りを持って働ける職場環境の整備を適正に行うよう、事業所側に周知を行うことが重要であると考えております。そういったことでは、具体的にはパンフレットやポスター等による啓蒙、或いは町職員が事業所を訪問いたしまして、職場の状況を確認しながら指導していくことも大切であると考えております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、議案第8号 中能登町保健センター条例の一部を改正

する条例について、質疑を許します。

17番 小坂博康議員

〔17番 小坂博康議員登壇〕

○17番（小坂博康議員） 議案第8号 中能登町保健センター条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

この条例は、保健センター「ろくせい」を削除するという議案であります。いろいろ説明を聞いた中で去年1年間、実際、職員2人張り付いていたところがなくなりました。看板だけはあがっていたんですが、そういう状況の中で、まず一つお聞きしたいのは、それを1年間試行してみていると支障があったのか、なかったのか。そういうことをまず一つお聞きして、その後、また質問を続けさせていただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

〔小林玉樹保健環境課長登壇〕

○小林玉樹保健環境課長 小坂議員の中能登町保健センター条例の一部を改正する条例についての質疑の答弁でございますが、保健センター「ろくせい」につきましては、去年まで2人常駐していたということをおっしゃっているんですが、まず、合併しました17年の3月、それからその1年後、18年の3月までは保健環境課の保健師等が確かに常駐しておりました、何名か。それで、それ以降18年4月から20年の3月までは、福祉の方の地域包括支援センターが事務所に入っていました。そこでやはり常駐していたわけでございます。それでこの20年の4月からは地域包括のメンバーもいなくなったということございまして、保健環境課としましては、18年の3月までということで使用しておりました。という実態がございまして、それに併せて改正したいというものでございまして、よろしいでしょうか。

○議長（田中治夫議員） 17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 事情は分かりま

した。ただ、3地域、スタートしたときに、極力うまくいくようにということで、うまく配分されていたと思うんです。これでやってみたらもう削除してもいいんだらうという乱暴な考え方じゃなくて、地域の人らの思いのことを考えたら、せめて看板ぐらいはそのまま移動しても構いません。

今、健診等はカルチャーセンターを利用して、逆に駐車場が広くて便利なので喜ばれているという説明もあったと思うんですが、それはそれで確かに結構なんです。

でも、やはり健康のことを考えた中で、旧の鹿西地区、鹿西町の方にそういう部分がなくなってしまう。文章からも削除されるという部分について、そこの地域にいる私ら、いろいろ皆さん含めて、やっぱり心配ごとがあるんですよ。だから、看板ぐらいは、お金もかからないと思うので移動するだけとか、何かそういう、これ削除するのは仕方ないと思うんですよ。でも、やはり安心しておられるという意味合いを含めて、学校廃校と言われるとショックを感じるけれど、休校だから柔らかくしようとか、そういう面もあるんですから、特にそういう点に考慮していただけないか答弁を求めます。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 再質問にお答えいたします。

この保健センターという名称というものは廃止したいと思っております。それで今回こういう改正する条例を提出したわけでございますけれども、確かにお気持ちは非常によく分かるんです。各地域といいますか、旧の3町ごとに保健センターも配置してございました。しかし、実態に沿った名称というものが必要なかと思っております。そうしたことから現在、保健センター「ろくせい」で行われております事業というのは、実際には病後児保育、これが行われています。それから中学生の卓球の練習には、毎日使われておりま

す。こうした定期的に使っている部屋もあるんですが、そのほかにも利用者についても、なんら名称が変わったところが、今までと同様に使うことができるものですから構わないんじゃないか、というふうにこちらは判断したんですが、それから確かに旧の3町ごとにいろんな施設が配置されていれば、確かにその方が落ち着くといいますか、よろしいんでしょうけれども、せっかくこうして3、4年ほど前に合併したわけですので、この効果を出していくときは、やはり施設等も含めて統合といいますか、統廃合もいたしかたないんじゃないかというふうに判断しております。

それで、できることなら経費の節減等も含めて、そうさせていただいた方がこれからは町全体を考えたときには、意義があることじゃないかと考えておりますので、その辺何とかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 再々、ちょっとお聞きします。確かに経費面はそういうふうで、現在もそうであったんですね。なくするという点についても理解は示します。でも、そこの地域の方が、やはりそういう看板がかかっているというその安心感でお願いしているのであって、経費がかかるのであるんだったら、少し名前を変えて、健診センターでも構いませんし、何かそういう保健施設がそうであるんだよと。今の保健センターを卓球に使っているというのは構わないんです。公民館活動にどんどん使ってもらって、部屋全部そういうのにしてもらってもいいんですけども、そういうふうな方策を考えていただけないかなというお願いをしているので、一つ考慮願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 再々質問でございました。

それで、おっしゃることはもちろん重々理

解できますので、名称を含めて、例えば保健師をどこか常駐するようになるとか、そういったことは、また考えさせていただきたいと思います。そういう部分も含めて、また全体で考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 続いて、議案第9号 中能登町眉丈が丘休憩所条例の一部を改正する条例について、質疑を許します。

17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 続いて、議案第9号について質疑をさせていただきます。

眉丈が丘休憩所の条例を一部改正する条例について、バーベキュー施設を削除するということではありますが、私の記憶の中では、町全体でこういうのができるところが3、4カ所まだほかにあるように記憶しておるんですけども、ほかのところはどのような扱いにされるのか、多分ここだけ削るんですから、ほかは残されると思うんですが、まず、ここをやめなければいけないというか、やめようということになったその理由について、一つお答え願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

〔永源勝企画課長登壇〕

○永源勝企画課長 小坂議員の質疑にお答えいたします。

眉丈が丘休憩所のバーベキュー施設につきましては、年々利用者が減少し、20年度は3件と利用状況も少なく、管理面からも今回バーベキュー施設の廃止をお願いするものであります。

○議長（田中治夫議員） 17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 今お聞きして、年間3件しかなかったからやめるということで、経費の面でそれは理解します。ただ、ほかの施設の利用状況は、いいということで残されるということなのか、うちの町から全てなくなるとまずいので、場所が遠いところに

あるもんだから利用のしやすいところだけ残そうという考え方なのか、そういうことをお聞きしたいと思います。これも大事な施設であると思うんですね。年々減ってきているということでしたし方ないと思いますが、旧の鹿西のときの話をして悪いんですけども、雨の宮の古墳公園にもあります。そういうところも含めて、今後、こういう施設は全てやめようという考えなのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

○永源企画課長 小坂議員の再質疑にお答えいたします。

旧の鳥屋地区には、古墳公園にもバーベキュー施設が設置してあります。20年度は72件とよく使われている施設であります。この施設をまた使っていただきたいと思えますし、また、雨の宮グリーン広場に設置してあるバーベキュー施設につきましては、現在利用状況はあまり芳しくはありませんが、今年、1号墳の葺き石等の再整備に併せ、周辺整備も行いますので、この施設についても今後も残して利用していただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、議案第10号 平成20年度中能登町一般会計補正予算、歳入の町税について質疑を許します。

10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 議案第10号 一般会計歳入1款の個人町民税についてお尋ねいたします。

今回の補正額3,600万円であります。そうしますと、計で7億円になります。これは平成19年度の決算、現年度分6億8,876万9,701円の101.6%になります。当初見込みの方ですけども、これは6億6,200万円でございます。徴収率が99%です。それと対比しますと、105.14%の増額になるのかなと思います。

今年は、アメリカ発のサブプライムローンの破綻に伴いまして、日本の方も100年に1度の不況といわれております。その中にあって、3,600万円の増額。これは大変な数字だと思います。その内訳というか、増収になった分析をお願いしたいのと、それともう一つ、先に申し上げました不況に伴う町民税、現年度分です。これの減額申請なり、町長の方へそういう申し出があるかないか。多分、失業してそういう方もいらっしゃると思いますけれども、そのあたりも含めて答弁を願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 大村税務課長

〔大村義一税務課長登壇〕

○大村義一税務課長 武田議員の質疑にお答えさせていただきます。

平成20年度の補正につきまして、対前年度比101.6%増収の分析についてでありますけれども、これは平成19年3月25日に発生いたしました能登半島地震によります災害の罹災証明をとられた方が町で1,897世帯、全世帯でいいますと約30%という、大変な大きな被害を受けられました。このため、町民税における雑損控除、その時で大体、暫定で計算をいたしましたところ、2,300万円程度下がるということは予想しておりました。

しかし、実際に申告されました件数は71世帯、税に対しまして約250万円ほどの減額となったのであります。思うほどの雑損控除がなかったものですから、減額になったものであります。

それから、団塊の世代での関係で、対象の方でありますけれども、現在600万円ほど増えているという状況であります。こうした関係から、3,600万円ほどの今回の増額補正をお願いするものであります。

それから、10月以降の景気の悪化等によりまして、不況で町民の方から減額申請、或いは申し立てが町の方にあったのかというご質問でありますけれども、現在のところはそ

ういったご相談は受けておりません。今後、そういったご相談がありましたら、真剣になって取組んでいきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 担当課長の答弁によりますと、不況に伴っての減額申請が今のところないという答弁だったと思います。100年に1度の不況で、私の回りにもリストラに伴い失業された方も沢山いらっしゃいます。そういう人が申請をしてきたときには、温かい配慮をお願いしたいと思います。これはお願いでございます。

○議長（田中治夫議員） 次に、同じく、議案第10号 平成20年度中能登町一般会計補正予算、歳入の財産収入について、質疑を許します。

8番 藤本一義議員

〔8番（藤本一義議員）登壇〕

○8番（藤本一義議員） 35ページ、財産収入について質疑を行いたいと思います。

財産の売り払い188万8,000円の内訳についてでございますが、先の全協では赤道が5件と聞いておりますが、内容の説明がありませんでしたので、具体的にお示し願いたい。それと併せて中身ですが、例えば個人の売り払いなのか。また5件の単価、それぞれ場所がどういうところでも同じ単価を使っているのか。例えば赤道といえ、田んぼの中もありますし、山もありますし、宅造地域というような地域もございます。それぞれ単価が違うものなのか、また、赤道として平米いくらか、そういう固定したものがあるか、それらも含めてお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 林参事兼監理課長

〔林富士雄参事兼監理課長登壇〕

○林富士雄参事兼監理課長 ただいまの財産売り払いについて、藤本議員のご質疑にお答えいたします。

赤道等5件ということで188万8,000円の

増額補正をお願いしているわけですが、まず1件は、法人です。鳥屋酒造株式会社に対しまして、142平方メートル。単価につきましては、ここは会社の敷地内に介在している赤道ですので、敷地の固定資産税の評価額を基準にして売買をしております。単価は1万1,600円です。

そして、そのほかの4件は、個人に対してですが、その内1件は、東馬場の宅地と農地の間にある赤道です。これについては、平米1,620円です。そのほかの3件は、春木地区の方でそれぞれ違うんですが、農地に介在する水路で、既に用途が廃止されている水路です。これについては平米1,000円です。平米1,000円につきましては、近年の土地改良事業によります換地精算を基準にしまして、この地域の換地精算がそういう単価で行われましたので、そういう価格で売買をしております。

○議長（田中治夫議員） 8番 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） 赤道の話が出ましたので、関連で質問をいたします。

以前、赤道というのは国有地というように聞いておりますし、その取り扱いはほとんど区がされておったと思います。そういうことで、地域によっては区長さんの承諾で変更したり内容が変わったりと、そういうようなことも今までは多々あったように聞いております。

今、国から町の方への財産の委託と申しますか、委譲と申しますか、そういうことがきておりますが、そういう件について財産管理として町の方ではどのように管理されておるのか。例えば、町道の場合でしたら、町道の図面があったり、平米があったり、いろんな管理もあると思いますし、管理もほとんど町がやっておられると。赤道の場合は、今の売り払いで分かりましたが、底地は例えば町のもの、その管理をするのが区をお願いをし

ておると。区の方は特別、町の財産の管理補助というのは一切受けていないと。

今の場合でも、例えば188万8,000円の入金があるわけですが、区の方へは一切還元がないなど。そういうようなことを考えましたら、何かこの管理の方法をこれから考えていかねばならんのではないかなというようなことがありますし、今ほど言いましたように、今の188万8,000円については、今どうのこの言いませんけれど、今後はやっぱり、管理されている方への還元等も考えておられるか、お答えを願います。

○議長（田中治夫議員） 林参事兼監理課長

○林富士雄参事兼監理課長 藤本議員の再質疑に対してお答えいたします。

そもそも赤道とは、どういうふうな所有形態にあるかというふうなご質問であり、また今後、どういうふうに町がそれを管理していくかというご質問であったと思います。

一般に赤道なり、区道等と申していますけれども、公図の上では赤線とか青線という形で表示されております。これの財産につきましては、地方分権推進一括法によりまして、国有財産特別措置法が改正されまして、平成12年度から平成16年度末までに市町村が国に対して譲与申請した場合に、簡易な方法で所有権が国有地から町有地に変わりました。中能登町の農道、水路、また、一般にいわれている区道なり赤道なりといわれているものにつきましては、その法律により手続きを申請しまして、全て町の所有地となっております。

それで、管理につきましては、地元非常に密接に関連した、そこに生活する人が利用する密接な道路といえますか、町道ではないんですが、道路と同じような形で使っておられると。利益を受けるのが、そこに直接住んでおられる方が、利益を受ける里道でありますので、管理については清掃なり、また多少の補修なりは全て地域でやっていただいております。

ります。ただ、根本的に水路を治すとか、改良する必要があるとか、場合によったら舗装が必要な場合は町で、例えば側溝をつける場合でしたら、1割の負担を地元にしていただきまして、町で水路をつけるなりの改良工事を行っておりますし、舗装につきましては、補助事業としまして7割を補助する形、地元が3割負担していただいて舗装をしております。水路等の改良は町道並みの負担ですし、舗装につきましては少し負担が大きいですけれども、そういう形で町も負担をしております。

今後につきましても、そういうふうな形で、実際、地域に密接な水路ですので、地域の方に保全の管理をしていただきたいと思います。

また、町道でしたら、道路台帳で幅なり、長さなりがきっちり台帳に載っております。図面の上で表示をされております。ただ、赤道につきましては、何部何番地の地先から何部何番地の地先の道路というふうな形で、長さも幅も決まっております。ただ、どこからどこに及んでいる赤道なり水路なりというふうな表示しかされてないわけですので、その辺の改良なり、また場合によったら土地との隣接の問題につきましては、地域の区長さんはじめ皆様方に協力をしていただきまして、町も管理に努めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 次に、同じく、議案第10号、歳入の寄付金について質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。

通告してありますのは、議案第10号、2件であります。

まず初めに、ページ数、36ページ。ふるさと応援寄付金であります。これは、趣旨としましたら私は次のように考えておるわけであり

ます。ふるさとをあとにして、出ていかれた方々が、自分の生まれ育ったふるさとを今日いろんな意味で応援していきたい、そういうことで国もふるさと寄附金制度というものを作りまして、税制面においても考慮するという事になったわけであります。

私は、今回の中で寄せられたふるさと寄附者に対して、町としてはどのような対応をしておるのか。また、これらにつきまして、これから町として対外的に出ていかれた方々に対しまして、ふるさと応援寄附金を是非とも町に寄せていただきたいというPRとか、そういうものについても積極的に行っていくという、そういう気持ちがあるのかどうか。あるとしたら、また、ちょっと戻りますが、今日までそういうPRというものを町がやってきたのかどうか。この2点について答弁を求めたいと思います。

それから、議長に是非ともお願いいたしたいと思います。

引き続き、私、この質疑を4件連続して、私の番になっておりますので、できたら一般質問の席に座っていただけるように考慮をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） それでは、杉本平治議員、そちらの方の席にお座りをいただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

〔服部顕了参事兼総務課長登壇〕

○服部顕了参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、ふるさと応援寄附金の周知の方法ということでございますが、町の方では、町のホームページ、あるいは広報でご紹介をしております。また、町長等が県外等へ出られる、あるいは県人会等に行かれて、その席で町長の方から、ふるさとの納税制度というものがございまして。町の健康、あるいはスポーツ等々

についてということでご紹介いただいております。周知の方法についてはそういうことでございますし、また、ご寄附いただいたその都度、今議会でもご紹介させていただいておりますが、お名前を議員の皆さん、あるいは議会中継をご覧になっている皆さん方にもご承知願っているところでもあります。

それから、ご寄附された方へどのように対応をされているかということでございますが、まず一つは、ご寄附いただいた方にはお礼状を出させていただいております。それから、ご寄附いただいた方の承諾もいただいて、町の広報にも掲載をさせていただいております。また、高額の寄附をいただいた方、町の方では基準として100万円以上という形でございますが、先般も表彰、感謝状を贈呈させていただきました。生涯学習の集いの席上で寄附者の方に感謝の意を表しているところでございます。

一応、制度ができて、年度末ということで、今後は町で作っております「しおり」等についても、年度末ということで寄附者に対して送らせていただこうかなと、そういう考えも持っております。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、服部参事から答弁をいただきました。

私は、それに付け加えて次のようなことをできたらお願いしたいと思うんです。というのは、ふるさとを出ていかれた方々は、ふるさとの味というか、そういうものについて、私の親類の方々においてもあるわけでありまして。昔、ふるさとにこういうものを食べたなという、そういう気持ちがあるわけでありまして。できたらふるさとの特産品、ささいな地元にとれたものでございまして、それらをふるさとの味として特産品をお返しに贈るという方法、そしてPRをするという方法もあってもいいのではないかなと私は思うわけであ

りまして、そういう点についてどう考えておられるか答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほども、ご寄付いただいた方々に年度末ということで、しおりの送付も考えているということでお答えをさせていただきました。今ほどは、杉本議員からふるさとの味として特産品をとというご提案でございます。21年度についてご提案いただいたことを検討させていただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 答弁をいただきました。是非とも町を出ていかれて、地域に活動しておられる方々に対して、いつまでもふるさとを忘れないという、そういう方法を町はとっていただきたい、そう考えております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、議案第10号 平成20年度中能登町一般会計補正予算、歳出の教育費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、引き続き議案第10号、ページ数にいたしますと50ページであります。委託料として32万4,000円を計上してあるわけでありまして、内容的には、中能登町の小中学校のアスベストの最終分析調査費であります。小中学校合わせて32万4,000円が計上されておりますが、これはあくまでも調査費ということで計上してあるわけでありまして、お聞きいたしたいのは、この点につきまして、全協の中で担当課長から説明を受けました。箇所的には5カ所ありますが、受けた箇所だけでこれからもこれで治まっていくのかどうか。また、調査の結果は、どう受け止めていくのか。やはりこれを解除しなければいけない、駆除しな

ければいけないことになるわけですが、このようなことになった場合、工事の完了、日時等を含めて具体的にどうなっていくのか報告を願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 それでは、お答えいたします。

まず1点目に、これ以外に施設はないかという質疑でございました。これまでの調査、対策につきましては、専門家に設計書からアスベスト使用材料のある箇所を読み取りまして、更に現場へ出向いて確認して成分分析を行います。その結果、必要な箇所について対策を施してきました。実際には、越路小学校、滝尾小学校、久江小学校、御祖小学校、鹿島中学校、鳥屋中学校、鳥屋小学校でございます。その中で、アスベストの分析をした結果、検出が確認されて対応した学校は、御祖小学校と鳥屋小学校でございます。それ以外の施設については、アスベストの検出はされなかったというようなことになっております。

それで今回、補正をお願いいたしますのは、これまではクリソタイル、それからアモサイト、それからクロシドライトという、こういう3種類の物質について調査を行ってきたわけでございます。これらの3種類につきましては、国内の建築材料で流通していたと。ほぼこの3種類しか使われていないということで、国の指導のもと分析を行ったわけです。

しかし、近年国内の建築材料で、新たに流通しているものの中に、これ以外のもの3種類ございます。名称はクチノライト、アンソファイライト、トレモライトというものでございます。これらについて、これまでの調査で分析されなくても、新たにある可能性があるということで、対策を施さなかったところ、分析して検出されなかった箇所について調査をするものでございます。

分析の結果、対策が必要となれば、これに

ついてどれだけの経費がかかるか、そう言うことも算出しまして、国の補助事業にのっていかれるかどうか、そういうことも更に検討いたしまして、対策を施さなければならないというふうに考えております。ただ、時期等については、まだ、今の段階ではお答えできるものではございません。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再質疑を行いたいと思います。

ただいまの答弁を聞いておりますと、科学繊維の物質というのは、次から次と新しいものが危険物質として出てくるわけでありませぬ。古しい建物になりますと、こういう問題はなかなか最終的に解決するということは、大変至難なような、そういうことも考えられるわけですが、今のところ3種類の物質が最終的に採取されて、そして調査をされる。調査の結果、待たなければいけないということ、これは当たり前ですが、こういう問題について国の方は、具体的にこの問題について最終解決というものを科学的にどのように現場の教育委員会の方へ考えて指導しているのか。耐震問題のこの調査についても、やはりいろんなものが出てきているわけでありませぬ。子供の勉強する場所でありませぬ。こういう問題について国の方の文科省の見解というのは、次から次と新たな科学物質というものが出てくるという、何かそのようなことを受け止めたわけでありませぬが、これで最終的なものになるのか、また新たにそういう問題が古しい建設された学校の中に出てくる恐れがあるのかどうか。そういう面については、どう考えているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 お答えいたします。

国の方でも、アスベスト問題については、

非常に難しい問題というふうにとられているというふうに私どもは考えております。それで、ホロアップ調査ということで、その都度その都度行っていくような方針を国は立てております。実際、アスベストが使われる場所というのは、耐熱、耐火、防音という観点で使われておりますので、屋根裏部屋とか倉庫とか機械室とか、非常に分かりにくい、普段目にふれないような所が多く使用されているわけでございます。

国は、この新たな3種類の調査につきましては、全国の学校施設に対して、20年度中までに調査を終えるような指示を出しているわけでございます。それで今回、この調査をいたすわけでございます。今後ともこちらで調査した以外の箇所にも万が一出てくるかも知れませんが、そういう場合は県とも相談しながら対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（田中治夫議員） ここで休憩をいたします。再開は11時25分です。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開をいたします。

次に、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳入の町税について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、議案第17号、町民税について、ページ数は9ページであります。

予算書は、前年度に比較して、2,209万4,000円の減額であります。町長の提案説明の中にも述べておるように、2009年1月から3月期までは、2ケタのマイナス成長になるのではないかとの懸念を示しております。

石川県は、2月4日の新聞報道によりますと、前年度に比較して1回目は50億円の県税の減少である。2回目の発表は、大幅に

伸びまして130億円。3回目になりますと、180億円の減少であるということをおっしゃりまして、これで最後でなかろうかと思っております。もしも、これで最後でなかろうかと思っております。もしも、これで最後でなかろうかと思っております。もしも、これで最後でなかろうかと思っております。

県税は法人税も含まれておりますから、一概に中能登町と比較できないといたしまして、中能登町の町税の減少額2,209万4,000円の額が、私は過少の見積りになるおそれはないのか。この点について答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 大村税務課長

○大村義一税務課長 杉本議員の質疑にお答えさせていただきます。

平成21年度当初予算では、前年度と比較して全体で2,209万4,000円の減額であるが、それでいいのかというご指摘だったかと思っております。

町民税につきましては現在、所得税、それから町県民税の確定申告を現在行っておりますので何とも言えませんけれども、平成20年度の給与所得を見てみますと、思った以上に下がっていないという状況でございます。ただし、法人町民税につきましては、昨年度と比較しまして1月の末日現在ではありますけれども、810万円ほど減収しているという状況であります。このため当初予算では、平成20年度と比較いたしまして900万円の減額をお願いしたものであります。

なお、固定資産税につきましては、今回の評価額によりまして、宅地評価額で約5.7%の減、それから課税標準額で3.1%の減額となっております。

また、木造住宅でありますけれども、減価償却の関係で、年間ありますけれども、約2,800万円ほど下がるというふうに思っております。こうした関係から固定資産税では、全体で約3,600万円の減額となったものであります。

また、たばこ税につきましても、年々禁

煙の関係もございますので、平成21年度は800万円の減額を予定いたしております。ただ、今後、平成22年度以降におきましても、こういった景気回復がもし見込まれないという状況になりますと、個人の町民税、また法人町民税につきましても更なる減収等が予想されますので、町といたしましては大変厳しくなるというふうに思っております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく、議案第17号、歳入の地方交付税について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、議案第17号、15ページであります。歳入でございます。地方交付税について答弁を求めたいと思います。

地方交付税は、前年度に比較して1億6,510万円の減収予算を今年度組んでおります。骨格予算ということに説明はありますが、やはり支出の面については、いろんなものがこれから出てくるかもしれませんが、歳入については、これはやはり正規なきちんとしたものが出されなくてはいけないと考えております。

現在、100年に1度の深刻な不況に直面しております。町長も提案説明の中に、再三この問題にふれているわけでありまして。半面、交付税の減少を臨時財政対策債4億9,000万円を計上している予算組立てであります。臨時財政対策債は、あくまでも町の借金であります。

先般、テレビを見ておりましたら、事業債ということで5割負担を交付税にしてやる。後日、7割の借金を交付税でみてやる。そういうような甘い政府のあり方で事業債を発行いたしまして、最終的に三位一体改革の中でその問題はうやむやになっております。このようにテレビで報道しておりました。

私は、あくまでも臨時財政対策債というのは、町債であり借金であるという感覚、これ

がなくはないと思うんです。予算書では累計いたしまして23億2,500万円の臨時対策債が記入されております。臨時対策債は先ほど言いましたように、基本として政府は後日、自治体に償還金を地方交付税で手当てをするということを約束しておりますが、それではお聞きいたしますが、23億2,500万円の臨時対策債は今日まで約束どおり、その時点で交付税できちんと跳ね返りがなされておるのかどうか。これが大切だと思うわけでありまして、あとは野となれ山となるような、そういう財政構築であってはいけないと思うわけでありまして、この点について、現在の臨時財政対策債の現実のあり方、どのようになっているか、答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部 顕了参事兼総務課長 お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、臨時対策債は町の借金ということでとらえております。ただし、臨時対策債につきましては、今年度、地方交付税に算入されて入ってきます。その点を押さえさせていただきまして、現在までの状況はどうかということでございます。臨時対策債につきましては、平成13年度から借入れをし、町づくりの事業ということで進めさせていただいております。今年度まで1億4,839万9,000円償還をしております。それに対して交付税として1億5,900万円あまり交付税として入ってきております。

○議長（田中治夫議員） 次に、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳出の衛生費について、質疑を許します。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） 議案第17号、歳出4款、保健衛生費、予備費でございます。

1目の感染予防事業費の中の委託費、定期予防接種の件でございますが、2,475万9,000

円ということであってあるんですが、一昨年度は高齢者に対するインフルエンザの接種は無料だったと思っております。最近、去年、今年としては、高齢者に対しては500円ということで補助券が出ているわけですが、これは申し込みをした人のみということでございますので、なかなか高齢者の方は接種しておられますけれど、それ以外の方はなかなか接種しておられないわけでございます。

そこで、インフルエンザの20年度の接種をした人の実績と、この2,475万9,000円の接種の根拠と、その接種対象者をどのように積算して計上しているのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、インフルエンザというのは、大変やっかいなものでございますし、なかなか新聞でもソ連A型、香港A型、また鳥インフルエンザの場合もございます。H5N1の鳥インフルエンザは、若い人に特に感染した場合には、蔓延することがおもうにあらうかと思うんですけれど、これらの方々も鳥インフルエンザとしては、県や国の対策を進めて、警告を鳴らされるわけですが、自分の言いたいことは、補助券の対象者をもう少し低く設定していただいて、個人の負担を少し、重複した負担を多くして、多くの方々が接種できるようなことを希望しますが、そのようなお考えがあるのかどうか、併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林 玉樹保健環境課長 坂井議員の質疑ですが、高齢者インフルエンザの接種対象者の積算根拠がまず一つあったと思います。それについては、予算書にもございますけれども、2,475万9,000円というのは、これは定期予防接種の総額でございますので、高齢者のインフルエンザの予防接種にかかります予算額というのは、1,260万円でございます。これは、七尾の医師会へ委託しております。それでこ

の単価が一応 4,000 円でございますので、現在行っております個人の方の負担分ということで 500 円出していただいております。これを差し引いた 3,500 円、これが町から持ち出しとなります。これの一応 3,600 人分を見込んでおります。これにつきましては、20 年度がその実際受けられた方が 3,465 人いらっしゃるということでございます。ここから一応 3,600 人分ということを見込んだわけでございます。

それから、2 つ目につきましては、若干個人負担を増やしてでも、接種の年齢層を広げればいかがかということをおっしゃられたかと思っております。これにつきましては、あくまでも個人負担額が増額ということになりますと、当人方のご理解というのは必要になってまいると思っています。そうしたこともありますので、慎重に考えさせていただければ有難いと思っております。

そして、それに伴います拡大についても、インフルエンザ発症の多い年齢層、それからそのワクチンが有効な年齢層がございます。それからインフルエンザの合併症の軽減が期待できる年齢層、こういったものについてこれからも情報収集をどんどん行いながら、検討していきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく、議案第 17 号、歳出の衛生費について、質疑を許します。

20 番 杉本平治議員

○20 番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。

一般歳出の 4 款の衛生費であります。ページ数は 74 ページであります。

石川県の後期高齢者の医療費の問題であります。お聞きいたしたいのは、昨年度に比べて、後期高齢者連合会の負担金 302 万 8,000 円の増額になっております。高齢者の医療費の傾向といたしまして、増額状況にあるというのは、これは私はやむを得ない面も

あろうかと考えておりますが、こういう点につきまして、担当課といたしまして、中能登町の後期高齢者の医療状況につきましてどのように考えているのか。

2 点目といたしまして、半面、高齢者の健診費が 105 万 9,000 円が減額になっているわけであります。この高齢者の健診が減額になっている原因というのはどこにあるのか。やはり、早期診断、早期治療が大きな医療費の高騰を抑える一番大きな施策であろうと考えておりますが、この点について担当課としてどう考えておるのか、医療費の増額と健診の減少と因果関係はあるのかないのか、その判断についてお聞きいたしたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 杉本平治議員のご質問にお答えいたします。

一つ目が、広域連合への負担金が増額となっているけれどもという話だったと思っております。これにつきましては、確かに 21 年度当初予算は、20 年度の当初予算に比べては増額となっております。この負担金というのは、各市や町の高齢者が 1 年間にかかる医療給付費の 10 分の 1 を目途に組まれております。ここで気を付けていただきたいのが、医療費の請求は月遅れで必ず上がってくるものがございます。それを 1 年間まとめるわけですが、たまたま平成 20 年度というのは、後期高齢者医療制度が始まった年でございます。それで 4 月にスタートしたわけですが、その請求というのが 5 月から上がってまいります。ということで、20 年度については 1 年間ですが、11 カ月分の請求ということになります。

それから、21 年度、来年度からは、12 カ月分まるまるということになりますので、この辺だけとりましても 1 割近く医療費というのは増えてまいります。それに加えまして、うちの町では 75 歳に到達される方というのが、月々に大体 15、16 名いらっしゃいます。

ですから、年間で180～190人ほどいらっしゃいます。これに比べて亡くなられる方というのは、毎年大体150名前後ということで、3、40名ずつ後期高齢者に該当する方が増えることになります。こういうことから、1人あたりの医療費というのが増えることはなくても、現状維持であっても、総額では徐々に増え続けていくのであろうというふうに考えております。

それから、これについては県内どの市や町にとっても、全く同様であると思っております。

それから、2つ目に高齢者の健診が105万9,000円減額となっている。これが医療費の増加と何か関係があるといえますか、因果関係についてどう思うかというお話だと思っておりますが、この21年度の高齢者の健診にかかる予算につきましては、650人分みております。これは20年度当初にみましたのは900人でございますので、250人少なくなっております。この受診者数というのは、20年度に実際受けられた数、それが560人ということで、その辺から650人、90人ほど増やして算出しております。

この受診者数の減少と医療費の増額というのは、そこに因果関係があるかどうかというのは非常に判断するのは難しいところではあると思うのですが、しかし、医療費の増加というのは保険料に大きな影響を与えることから、何らかの対策が必要であるというふうには考えております。そこで、まず普段、医療機関にかかっていらっしゃる方については、病気の早期発見に努めることもありますので、健診等きちっとできるだけ受けていただきたいということを勧めてまいります。その結果、異状がでてくれば病院での早期の受診を勧めますし、現在、病院、医院等に定期的に通われていらっしゃる方については、そういった治療の中断がないような適切な受診をしていただくように勧めていっております。

す。こういった病気の重症化を防ぐことが、医療費の増加を食い止めることに役立つかなというふうには判断しております。この予算の上で、健診、受診者数を若干減らして減額ということでございますけれども、これはあくまでも当初予算で見込んだ数字でございますので、決してそれが医療費の増額、或いは減額に結び付くものとは言い切れないと思っております。

○議長（田中治夫議員） 次に、同じく、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳出の衛生費について、質疑を許します。

2番 諏訪良一議員

〔2番（諏訪良一議員）登壇〕

○2番（諏訪良一議員） 77ページ、第4款2項1目、予算内示書では45ページです。家庭用廃食用油BDF化モデル事業について、このことにつきましては、昨年6月定例会において使用済食用油の処分について一般質問をしたところです。環境保全及び環境保全意識の高揚を図る観点からも、できるだけ早く対処すべきと考えます。そこで廃油処理の現状について、22万5,000円で実施されようとしているモデル事業の内容について伺いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 まず、BDF化モデル事業22万5,000円についてであります。その廃油処理の内容といたしますか、現状についてということだったと思います。

町では家庭から出る使用済の食用油の処理については、油を薬剤等で固めて可燃ゴミとして出していただくようお願いしております。しかしながら、下水道へ流し入れてしまう方もいらっしゃいまして、下水処理施設の劣化や故障の原因になるともいわれております。それから、保育園、小中学校の調理場や給食センターから排出される食用油については、現在、試験的にBDFの精製業者に回収させておりまして、近々、公用車に載せる予

定でございます。それから、飲食店やスーパーなどの事業所から出る油につきましては、それぞれの事業所で産業廃棄物として処理していただいておりますが、一部の事業所については、BDFに精製されて使用されていると聞いております。現状については以上でございます。

○議長（田中治夫議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） ただいまの答弁では、モデル事業の内容について何をされようとしているのかの答えがなかったと思います。参考までに申し上げますと、既に18リットル容器を無償で配置し、回収したあとに謝礼をくれる業者もいるとの事例があります。町では今後、業者委託でいくのか、あるいは自己完結でいくのか、どちらの道を選択されようとしているのか、このあたりについて伺いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 失礼しました。モデル事業の内容についてでございますが、一般家庭から排出される使用済の食用油を回収いたしまして、それを再生の業者に精製していただき、ディーゼル車の燃料として再利用していこうと考えているものでございます。まず、業者か自己完結かと言われますと、業者さんをお願いしようというふうに考えております。この目的ではございますが、一つには通常廃棄物として処分していたものを、再利用することでゴミの減量化に繋がりたいということがございます。

それから2つ目には、地球温暖化の原因といわれますCO₂の削減、こちらでございますが、資源循環型の町づくりのきっかけとなる取組みであろうかなというふうに考えております。一応、モデル事業の中では、試験的に3つばかりの地区、旧町に大体1戸ずつ受けていただくところを探しまして、地区内の家庭から出される食用油を回収していただく

ことになるかと思えます。そういったことを進めていって、将来的には町内全域でそういったものを実施していければというふうに考えておりますので、またこうしてやっていく中では、いろいろ問題点もまた出てくるかと思えます。そういったものも逐次検証しながら、改善しながら努力していきたいというふうに考えております。

実際に21年度にはどういったことが事業としてあるのかといいますと、それについては、回収するときのポリ容器、そこへ油を流し入れるためのロートといったもの。それからそういったことをPRするためのパンフレットを作成する費用といたしまして、一つのモデル地区あたり6万5,000円を考えております。

それから、BDFの使用PRをするために、その燃料を載せるディーゼル車でございますけれども、そのディーゼル車の車体に貼り付けるといいますか、磁石のようなものでくっつくものをお考えおるんですが、そういったものを表示するシール等の作成費用として3万円、それで合計22万5,000円というものを計上させていただいております。

○議長（田中治夫議員） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開をいたします。2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 午前中の課長の答弁内容から考えますと、ことさらモデル事業でなくても現状体制で取組んだらいかがかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長

○小林玉樹保健環境課長 諏訪議員のおっしゃられたモデル事業という名称じゃなくてもいいんじゃないかということだったかと思

います。確かにそう言われれば、別にモデル事業というものにこだわるものでもございませんので、普段、必要がなくなったといいますが、邪魔になった使用済の油というものが、きちんとまた再利用されるということで進めていくことが大事ではないかというふうを考えて、一応、モデル事業というふうにはうたってみたんです。ということがありまして、そのモデル事業という名称自体にさほど拘ってはいないんですが、県内でもまだ先進的な方だと思いますので、そういう名称にさせていただいたということで、内容につきましては、午前中申し上げました内容でとにかくやらせていただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 続いて、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳出の農林水産業費について、質疑を許します。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） 議案第17号、歳出6款の農林水産業費でございます。2目、1細目の地域農政推進対策事業費のうちの19-2、補助金でございます。

農地連担集積強化促進事業660万円が計上してあります。これに併せて20年度の内示会では、議案第10号で同じ項目で減額の329万6,000円をうってあります。これに併せてこの事業の対象要件並びに補助基準額、対象地域はどのようになっているのか。また、議案第10号の歳出と21年度の予算の関連性があるわけですが、どのようなための減額になって21年度の事業が660万円ということですので、その関連性も併せてお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 坂井議員の質疑にお答えをいたします。

農地連担集積強化促進事業の補助要件等についてでございます。この事業は、担い手農

家、集落営農組織、農業生産法人、この3者を担い手とっておりますけれども、その方々に規模拡大に伴ってほ場を集積するときには、バラバラにお貸しするよりも、まとまった形でその農地を集積する。そうした場合には、1ヘクタール以上のまとまりがあれば、今回のこの交付金を交付しますという支援措置でございます。農地をまとまった形で担い手に集積をする、そういう計画をまず立てるわけですが、面的集積促進プランと申しますが、そのプランに応じて実際に集積がなされた場合にこの農地の出し手、受け手双方が使える交付金でございます。

そこでお尋ねの、まず集積の対象者でございますが、今ほど言いましたように認定農業者、集落営農組織等でございます。水田経営所得安定対策の対象者ということになっております。

それから、集積の要件といたしましては、期間6年以上の利用権の設定、それからもう一つ、農作業の委託等、期間6年以上の利用権の設定がまず問題となります。

それから、集積後の一団地の面積が1ヘクタール以上であること。それから対象の農用地は事業年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に集積された農用地ということになります。

それから、補助の基準額でございますが、これは10アールあたり1万5,000円でございます。実は昨年まで、平成20年度は10アールあたり1万2,000円でございます。これが若干増えたわけですが、平成20年度ときには、この規模が10ヘクタール以上の場合には、規模拡大加算といたしまして240万円の定額が加算をされました。それから、長期契約といたしまして、先ほど6年間の利用権設定と申しましたが、これが10年以上に設定をした場合には、これも加算金としまして50万円が加算をされた。それが20年

度の事業であったわけですが、今、計上しております21年度には、この加算金の改正が行われまして、1度に10ヘクタール以上の場合は240万円プラス50万円で290万円が加算金としてきたわけですが、それが廃止となりました。そのかわり基本額が3,000円上がったということでございます。国の方が2分の1、県・町が残りを折半いたしております。

21年度の計画でございますが、新庄地区26ヘクタールを予定いたしております。10アールあたり1万5,000円でございますので390万円。それから川田地区で18ヘクタールを計画いたしております。同じく270万円。この2つが歳出で計上いたしております。660万円でございます。

ちなみに、歳入の方で、国・県の補助金506万円を計上いたしております。

それから、減額の関連というふうにおっしゃいましたので、減額につきましては、これは平成20年度に予算化をいたしておりますが、春木地区で21.5ヘクタール、能登部上地区で31.5ヘクタールが実施をいたしております。春木地区で548万円、能登部上地区で668万円というようなことで、先ほど言いましたように、これは改正されていない加算金が付いておりますので金額の方が上がっているわけでございます。

○議長（田中治夫議員） 次に、同じく、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳出の農林水産業費について、質疑を許します。

4番 宮下為幸議員

〔4番（宮下為幸議員）登壇〕

○4番（宮下為幸議員） 議案第17号、82ページの予算額が2,282万1,000円、住みやすい中山間地域づくり事業とは、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 宮下議員の質疑にお答え

いたします。

住みやすい中山間地域づくり事業、2,282万1,000円についてお答えいたします。

この事業は、平成20年度に春木地区農事組合法人能登やまびこが設立されました。その能登やまびこが春木地区で生産される米、約33ヘクタールばかりでございますが、その米を春木地区の区民の皆さんはもとより、首都圏、或いは京阪神地区で居住されている春木出身者の方々に直販する目的で米の集荷乾燥調整施設を建設する事業でございます。木造一部2階建ての建物でございます。その建設工事費が1,945万円、そしてその中に乾燥調整施設費、乾燥機50石2機、粉タンク2機等々の乾燥調整施設で911万円、それから精米設備、精米機、白米計量器等々で132万円、その他、総額3,260万2,000円でございます。

その国庫補助金が50%、県の補助金が10%、これが歳入でみております1,962万6,000円、それに県費と同額の補助を町で持ちなさいということになっておりますので、10%を町費として計上させていただいております。その金額が2,282万1,000円でございます。

○議長（田中治夫議員） 同じく、議案第17号、歳出の農林水産業費について質疑を許します。

4番 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 議案第17号、一般会計82ページです。予算額573万円、交付金中山間地域等直接支払事業とは、詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

中山間地域等直接支払事業の交付金573万円についてでございます。

担い手の減少とか、あるいは、耕作放棄地が年々増えてきておりますけれども、それに

よって水田のもつ多面的機能というのが低下されて、非常に懸念をされているところでございます。

国においては、こうした傾斜の強い水田、具体的には傾斜率が20分の1以上、20メートルって1メートル上がると。それを急傾斜地と位置付けしております。それから20分の1に満たなくても、100分の1以上であれば、つまり100メートルって1メートル上がる。そういう傾斜地を緩傾斜地と位置付けておりますが、それらの傾斜地は必然的に平場のほ場よりも経費が上がるということで、平坦地との生産条件の格差を直接支払う。つまり、急傾斜地20分の1以上の傾斜地については、10アールあたり2万1,000円でございます。緩傾斜地につきましては、10アールあたり8,000円、これを直接支払う。これがその制度でございまして、国が50%、県が25%、町も25%出すものでございます。

歳出額の573万円につきましては、この制度を取り入れている集落が末坂集落協定、それから春木、瀬戸、小竹、上後山、この5地区の集落協定が対象でございまして、それに参加をされている方々は99人でございます。集落の協定面積は38.6ヘクタール、内訳といたしましては急傾斜地が23.5ヘクタール、緩傾斜地が15.1ヘクタールでございます。交付金額が572万9,361円ということで、この歳出額でございます。

ちなみに、国費と県費の合計で429万7,000円につきましては、歳入の方で計上をいたしております。

○議長（田中治夫議員） 4番 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 話はよく分かりましたが、この中で対象から99戸ですが、その中で例えば101件とか102件とか、対象に漏れた農家があるのかどうか、それだけ聞きたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 表農林課長

○表農林課長 宮下議員の再質疑にお答えいたします。

この制度は、平成12年度から始まっております。1期5年間、平成12年から16年まで1期、本当はそれで終わる計画でございましたが、引き続いて平成17年度から第2期が始まりまして、これは平成21年度、もう1年ございます。

そこで、漏れた農家といいますか、これはその制度を始めるときに、先ほど言いました20分の1以上の傾斜であれば、その農家の方がこれに混ざって、そしてそれによって水路を治すとか、或いは防除をするとか、いわゆる荒れないための方策をされるわけです。ここでの交付金は、例えば半額をその参加している農家の方々に配分してもよろしいし、それからあと半額は、それぞれその集落協定の皆さんがお集まりになって、合同で仕事をされる。それも結構ですよということになっておりまして、この集落協定の中に入る、入らないは農家の自主的な判断でということになっております。全体的に見ますと中能登町では、まだまだ沢山、この傾斜地20分の1というのはあるわけですから、本当はこういう国の制度を大いに利用してなされればいいなと思うわけですが、とにかく作業が簡単ではないので入る、入らないはその農家の方、それからやられるか、やられないかはその地区の判断に任せております。

○議長（田中治夫議員） 次に、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳出の商工費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。ページ数は89ページでございます。

商工振興事業予算でございます。その中で補助金といたしまして、4団体でその他を含め、合わせて3,796万円が今年度の予算に計上されているわけでありまして、

またその上に、委託料といたしまして、施設管理を含めて424万6,000円が予算化されております。この施設は、具体的に管理の責任というのは誰がもっておるのかということが1点と、維持管理等も含めて、このことにつきまして、商工会が権限を持っているといたしまして、そこら辺の内訳を答弁願いたいと思うわけであります。

商工会の補助金であります。といたしますと、施設管理に行政として委託料を予算化しているのは、それらにつきましてその持ち分のあり方を考えてみますと、果たして適切なのかどうか、これが2点目として答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

○永源勝企画課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

商工振興費に計上してあります委託料は、町の施設であります能登テキスタイル・ラボ及び能登上布会館の消防用設備、電気、空調設備等の管理にかかる委託料であります。商工会館の管理委託料は含まれておりません。

また、新年度予算で商工振興費補助金の中に、商工会への補助金2,300万円を計上させていただきました。補助金の内訳といたしましては、経営改善普及事業と地域総合振興事業に対し、町と県商工会連合会とで補助を行っているものであります。商工会の施設管理等につきましては、商工会独自で対応していただいておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 次に、同じく、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算、歳出の商工費について、質疑を許します。

14番 岩井礼二議員

〔14番（岩井礼二議員）登壇〕

○14番（岩井礼二議員） 質問をいたします。一般歳出7款商工費、別冊の90ページでございます。25万円ということで、工事の請負費が計上されております。碁石ヶ峰の

トイレという説明があったかと思えます。このトイレの場所、適材適所に何か所かあると思えますけれども、そのある場所と、それを撤去の判断に至った経過、そしてまた、それを判断するための関係者の意見の収集などがありましたら説明をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

○永源勝企画課長 岩井議員の質疑にお答えいたします。

新年度予算で商工費の工事請負費に25万円を計上させていただきましたのは、碁石ヶ峰風力発電所へ上がる所に設置してありますトイレを廃止し、東屋として改修するものであります。このトイレは、平成11年風力発電建設事業によって改修されたもので、約10年が経過しております。現在まで町が管理を行ってまいりましたが、今回、便槽の故障により汚水等が浸透してきて、汲み取りを行ってもすぐにいっぱいになる状態であります。

そこで、修繕を行うよりも衛生上のことも踏まえて、今回トイレを廃止し、東屋として改修をお願いするものであります。

また、トイレにつきましては、大池の横に循環式トイレを整備してありますので、そちらの方を利用していただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（田中治夫議員） 14番 岩井礼二議員

○14番（岩井礼二議員） ただいま、説明を聞いた風力発電下のトイレということでございますけれども、関係団体「碁石ヶ峰を護る会」というものがあります。その方々の意見も取り入れたのかどうか。また、地元の区の見いもあろうかと思えます。そしてまた、あれはきっとロータリーかその方々の寄進に協力をいただいている経過もあるかと思えます。その辺の見いをまとめられたのかどうか。そしてまた、町長も申されておりますけれども、東海北陸自動車道、能越自動車道完成に

より、観光客の増大、この近隣の市、町あがての観光客の取組みに対しても意欲的になっているところがございます。それがいとも簡単にそれだけの理由で廃止していいものかどうか。下の大池まで行くのには相当距離もあります。撤去するのは簡単ですが、造るのは大変難しいと思います。その辺をもっと考える余地があるのではないかと思います。その辺を今までの経過と含めて説明をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

○永源勝企画課長 再質疑にお答えいたします。

今のこのトイレにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、汲み取ってもすぐ汚水等が浸透してきていっぱいになるという状態でありますので、事務局サイドで討議いたしましたら、一応廃止して、東屋にした方がいいんじゃないかという意見に達した関係で、今回予算計上をさせていただきましたが、今、議員がおっしゃるように、その経緯につきましては、私も勉強不足でありました。護る会、区の意見、ロータリー等の意見も聞いて、またいように相談して改修したいと、そういうふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく、議案第 17 号 平成 21 年度中能登町一般会計予算、歳出の教育費について、質疑を許します。

20 番 杉本平治議員

○20 番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。ページ数は 111 ページであります。議案第 17 号の公民館活動推進事業補助金であります。

私は、1 点目といたしまして、補助金のあり方について、行政の方はどう考えているのか。決算審査特別委員会の中でも補助金の総額、また、補助金の内容等について厳重に精査をしていく必要があるのではないかと

う、そういう決算審査の答申もいたしたこともあるわけであります。

まず、補助金の内容等について、全体的にどのように考えているのか。

2 点目といたしまして、今回提案されております 111 ページの補助金、19 節の 2、町自治公民館活動 310 万円、町文化協会活動費 298 万円、町の女性協議会 250 万円、町の子供会連絡協議会 90 万円。これらにつきましては、これからの活動の中に活かしていかなければいけないものが含まれていると思うわけであります。特に、自治公民館活動につきましては、いろんな中で地域の方にやってもらうという、そういう意味合いからも、やはりこれからも大いに活動していただく公民館活動の一端だと考えております。

その次にある、町の実年会に 45 万円、昨年度は 50 万円でございます。5 万円減りまして、今年度 45 万円になっています。町の壮年団協議会が 9 万円、町の青年活動として 18 万円予算化してあるわけであります。お尋ねしたいのは、この中にある実年会の 45 万円という数字、何回か前の質疑の中にも私は取り上げましたが、果たして団体の中に入れていいのかどうか、補助団体として。私は疑問に思うんです。実年会というのは、中能登町の実業家の方も入っておられますし、それなりに名前のおり、現在は実った年齢の年として、補助金の対象にせざるを得ないという、そういう団体ではないと私は思っているわけであります。極端に言えば、45 万円の活動費、予算化いたしましたら、見返りに 300 万円でも 500 万円でも実年会から町の方へ寄付をするという、そういう積極的な町を愛する実年会に変革していく。私はそういうことがあってもいいのではないかと思っているわけであります。ただ、今まで予算化してあったから、引き続き予算化することになしに、何故に補助金を出さなくてはいけない団体なのか、それらを精査して

補助金を支出する。総体的に補助金の見直しというものは、町はやはり考えていかなければいけないのではないかと考えております。

二十歳の成人式を迎えて、町長は挨拶いたします。あの二十歳のまだ若い方々に大きな期待を持つ上で補助金を支出するという点については、やぶさかでは私はないと思うんです。また、それらの活動を支援していく、それが将来の中能登町の活動にも大きなウエイトを占めてくると思うので、そういう意味合いにおきましても、漫然と補助金をこの各種団体に支出しているということにつきまして疑念を感じるわけでありまして、そういう点につきまして、本当に適切かどうかということにつきまして、どう考えて予算化されたのか、その報告を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 吉田生涯学習課長
〔吉田外喜夫生涯学習課長登壇〕

○吉田外喜夫生涯学習課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、議員の方から幾つかの補助金の団体を言われました。その中で、特に実年会のことについてのご質問かなと思っておりますが、私の方から公民館活動事業について、その補助金をどういうふうに査定し、補助しているかということについてお話をさせていただきます。

公民館活動推進事業の中で補助を行っている団体については、議員のおっしゃるとおり、自治公民館活動、文化協会、女性協議会、子供会、そして実年会、壮年団協議会、青年活動という項目がございます。

いずれの団体も議員の皆様方ご存知のとおり、中能登町補助金交付規則に基づいて補助金交付申請書が出されております。その事業計画書や収支計算書、その他諸々の附属書類をこちらの方で精査し、内容が適正と認められたときに交付の決定をしているのが現状でございます。

そのあと事業が完了しましたら、その内容、

それから実績報告を求める書類を提出していただきます。その書類の中には、領収書とか事業の内容を記したいろんな資料、写真等々をこちらの方でその確認をいたしまして、内容が適正であると認められたときに確定を行い、補助をしているというのが現状でございます。

それと、通告にありましたように、独自の会費で活動ができる団体があるのではないかとというようなことを申されておりますけれども、特に実年会でございますけれども、会費でこの団体の活動を運営に充てるという、それだけで運営に充てるというのは、今のところ難しいのではないかと。それから、そういう団体、NPOのような団体を育てるというのも今のところ難しいのではないかと思っております。今は、各種団体、各団体の活性化や住民の最も身近な地域活動、自治意識の高揚というものを、生涯学習各種団体をお願いをしているというのが状況でございます。

それから、地域住民の相互の連帯感を醸成するなどの様々な事業活動をこれからも展開していただきたいと、そのようなことも思っております。ですので、これからも地域住民と共同の町づくりという観点から生涯学習各種団体の補助金は、このまま続けさせていただきたいと思っております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再度、お尋ねいたしたいと思います。

担当課長が答弁に申しましたように、補助団体は独自で会費を徴収して、そして足りない分について、またこれからももう少し活動を広げていきたい、そういう中で町に対して補助金申請をして、補助金をもらう。それを町が予算化していく。

今まででも、公民館の中にそういう団体があったわけでありまして。ただ私は、こういう

中におきまして、一つの団体を特別、例にあげて言っておりますが、それではお尋ねいたしますが、この町の中におきまして、それなりに一定の資産もあり、所得もあるそういう方々に対しまして、実年会というその加入されている方々、1年間に会費というのは1人につきどれだけ徴収しているのか。また、自前の会費が、活動費の中で何割を占めているのか。この点について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 吉田生涯学習課長

○吉田外喜夫生涯学習課長 再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃいます会費がどれほどあったのかという、それから活動費全体での会費の割合はどれだけかということまで今のところ、資料揃えておりませんでした。そこで、お答えいたしたいと思います。自治公民館については、310万円予算をもっております。

現在、62地区のうち20年度は55地区の活動と思います。文化協会については、協会の数で紹介をしたいと思います。文化協会は1,360人、女性協議会については1,320人、子供会は980人、実年会は520人ということでございます。

あと、実年会の会費については、その地区によってそれぞれ違っているということは聞いております。ただ、その全体での年間事業費の会費の割合というのは、今のところ把握しておりませんので、後ほどまた調べまして議員の方へお知らせしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再度、質問をさせていただきます。

町の方は、補助金という位置付けをどのように考えているのか。これは私は大きな問題点だと思うんです。行財政改革特別委員会の中にも、負担金、補助金というものについても論議をいたしております。

この補助金が本当にその団体が活動する上におきまして、自前に会費を集めたけれどもそれ以上の活動をするために必要であるから町に対して助成をしていくべきという、そういう団体。それはやはり青年団であるとか、子供会であるとか、そういうところはそれに該当するかと思うんです。ただ、それでなしに、「町から補助金をもらわれれば、それにこしたことはないがいや」ということで補助金申請をして、そして活動している。行政の方がその自前の会費のパーセンテージ、総体に活動費に占めるパーセンテージ。実年会は45万円の補助金でございます。その倍の90万円の予算で活動しているのかどうか。また、150万円で活動しているのかどうか。そういう点について、やはり補助を出す上におきましては、補助金の収支決算でなしに、活動の内容についてもきちんと精査して、活動費の金額、補助金というものを決めるべきでなかろうかと考えております。

これからの財政対策というのは、大変厳しいものがあるかと思うんです。中能登町の財政の中におきましても、そういう面についても、もう少し厳しいものをもっていかなくてはいけないと私は思うわけでありまして、今の担当課長の答弁を聞いておりましても、何となしにどんぶり勘定で補助金を従来のとおり出しているような、そういう感じを受けますので、その点についてこれからどう考えていくのか、改めて課長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 吉田生涯学習課長

○吉田外喜夫生涯学習課長 再々質問であります。私どもいろいろな行政の仕事をしております。この補助金に対しては、第三者的な委員会が設けられて、その中で話されて、私どもにも指導していただくような、そういうような機関があれば大変有難いなという思いでおります。そういうことも含めまして、今後また、議員がおっしゃいますような書類上

での精査というよりも、そこに入り込んだような審査、精査の仕方を、今後、心掛けて対処していきたいと、そのように考えております。

○議長（田中治夫議員） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午後2時26分 休憩

午後2時27分 再開

◎常任委員会付託

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号から議案第27号までの議案27件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会決定の件

○議長（田中治夫議員） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査などのため、2月24日から3月1日までの6日間、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって2月24日から3月1日までの6

日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分 散会

平成21年3月2日（月曜日）

○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
6番	亀野 富二夫	議員	15番	西村 秀博	議員
7番	甲部 昭夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
8番	藤本 一義	議員	17番	小坂 博康	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

○欠席議員（1名）

18番	田中 治夫	議員
-----	-------	----

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

〃 澤 井 雅 美

○議事日程（第3号）

平成 21 年 3 月 2 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○副議長（古玉栄治議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は、18 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

まず、冒頭に 2 月 27 日に発生しました、田中議長の酒気帯び運転による検挙の事実を受け、中能登町議会として、町民の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、議員全員で、深くお詫びを申し上げます。（一礼）

このようなことは、我々としてもあってはならないことであります。

今後は、このようなことを起こすことがないように、議員一人一人が真摯に受け止め、肝に命じ、議員活動を行っていくことをお約束させていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。（一礼）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○副議長（古玉栄治議員） 日程第 1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1 時間でありますので、守っていただきますようお願いいたします。執行部におかれては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは通告順に質問を許します。

暫時、休憩します。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 05 分 再開

○副議長（古玉栄治議員） 再開いたします。

2 番 諏訪良一議員

〔2 番（諏訪良一議員）登壇〕

○2 番（諏訪良一議員） おはようございます。ただいまより 3 件について一般質問をしたいと思っております。

最初に、国民年金の満額受給について、景気の悪化が深刻化するに伴い、厳しい雇用情勢を受けて、採用の取り消し、解雇、派遣切りなど、余儀なく離職したことにより、保険料を納付期限どおりに納めかねる事象が例年以上に多いのではないかと推測します。

失業などで所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合の保険料免除制度、30 歳未満で、就職が困難で保険料を納めることが困難な場合の若年者納付猶予制度、学生で在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる学生納付特例制度などの制度があることは論ずるまでもないところですが、これらの申請手続きの窓口は、町の国民年金担当にあるそうですが、もれなく申請してもらうためには、どのように対処しているか。

近年、年がいても受給できるかどうか分からない年金、また、少ない年金ぐらいどうでもいいわ、との風潮が若年層にあるようです。このようなマイナス思考での判断が、保険料の納付先送りや滞納に至るのではないかと思います。

20 歳から 60 歳までの 40 年間、保険料を完納してこそ満額の年金を受けられることの制度内容が十分に承知されていないのではないかと思います。

これらのことを踏まえて、国民年金保険料の納付が困難と思われる方々への免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度をどのように周知徹底しているのか。国民年金保険料の滞納状況と滞納者への満額受給に向けての対処についてお答えを願いたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えい

たします。

はじめに申し上げておきたいのですが、国民年金保険料の徴収事務につきましては、平成14年3月までは町で行っていましたが、14年度からは社会保険事務所、つまり国が直接行っていることをご理解いただきたいと思います。

まず最初の「国民年金の納付が困難な方への免除制度などの周知方法」についてのご質問ですが、社会保険事務所によりますと、各種免除制度の広報、周知については、社会保険事務所が各被保険者あてに発送する保険料の納付書に併せて、免除制度について個々にお知らせをしているとのこととあります。

これに加えて、社会保険事務所には中能登町担当の職員2名をはじめ、国民年金推進員という職員がおり、保険料の未納者宅を直接訪問し、支払いが困難な方には免除申請の手続き方法を詳しくお知らせし、申請してもらっているとのこととあります。

また、町といたしましても、広報誌及び町のホームページでも、お知らせいたしております。

次に、年金保険料の滞納状況と滞納者への満額受給に向けての対処についてですが、今年の1月31日現在で、中能登町の国民年金の被保険者数について申し上げますと、第1号被保険者が2,222人、任意加入者が39人、第3号被保険者が870人で、合計3,131人となっております。

そして、収納率については、20年11月末現在のデータになりますが、中能登町では81.7%、石川県平均が70.9%、全国平均は59.9%とのこととあります。

具体的な滞納者の数や未納金額については、情報提供していただけなかったのですが、県平均と比較いたしましても、中能登町は県内でも収納率は大変高い方であると思っております。

そして、将来、国民年金を満額受給するた

めには、加入期間を満たす必要がありますので、未加入期間がないよう、窓口では国民健康保険の加入者に対して、健康保険加入と同時に国民年金の加入届も同時に提出していただくようお願いしております。

なお、会社等を退職されて未加入の期間がある場合は、社会保険事務所からも適用勧奨の通知が发出されております。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 年金についての受給年齢が近づくと従って、年金の有り難み、自分の年金の額がどうかというようなことが心配されるわけですが、若年層には、ここまでの理解がなかなか言葉だけでは得られない。気づいた時には既に遅しということのないように、窓口がしっかりと指導をしていただきたい。

それでは次に、団塊世代を見据えた人材育成について質問をします。

行財政改革を大胆に取り組んでいくことに伴って、職員の定数が減少していくことは論ずるまでもありません。町長がローカルマニフェスト09で発表されておいでるのを拝見しますと、公正、誠実、情熱を持って町民の方から親しまれ、喜ばれる行政サービスを実現していくときには、当然ながら職員の資質向上を計画的に実行していくことが不可欠と考えます。職員の年齢別、構成状況を勘案するに、5年後あたりから4、5年の間に定年を迎えようとしている大きな団塊の世代があることに気づきます。

また、人事管理の当事者であれば当然ながら承知し、懸念するとともに、その対策は既に講じておいでることと推測します。

ところが、町行政改革大綱には「分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが急務である」と記載されてはいるものの、若干、中堅幹部職員等、それぞれの経験年数や職責などを勘案し、段階的に必要とする能

力を高めるための具体的な育成計画が未だに作成されていないのではないかと思います。

これらのことを踏まえて、人材育成の実行計画の内容について派遣研修、県庁などへの研修ですが、その成果が職場でどのように活かされているのか。優秀な専門職員の確保並びに職員の専門性の向上対策などについて伺います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 「人材育成について」のご質問にお答えいたします。

ご存知のとおり、職員の採用は保育士を除きまして、一般事務の役場職員の採用を見合わせており、職員の数も年々減少しております。

しかし、次世代を担う人材の育成は、大変重要であると認識しております。

ご質問のありました、「人材育成の実行計画」の内容についてであります。人材育成に関する基本計画については、現在、内部において協議をしている段階であります。行政改革大綱の中では、職員の資質向上と能力開発について、職員研修の充実を図ることとしており、石川県市町村職員研修所による研修や、独自研修として中能登町職員会が主催して職員研修を実施しております。

また、より一層の研修の充実を図るために、来年度からは千葉県にあります、市町村アカデミーの派遣も検討していますので、ご理解をお願いいたします。

次に、県庁などの派遣研修の成果が職場でどのように活かされているかのご質問がありますが、若手中堅職員を県庁に派遣するには、派遣された職員の視野を広げるとともに、県庁職員との人間関係を構築する上で大変役立っていると認識いたしております。

特に、県庁と密接に関係した業務に配属されたものは、即戦力として役立っております。

しかし、県庁職員も役場職員も人事異動で所属が定期的に異動となりますが、こうした

中でも1年間の派遣でそれぞれの職員が作りあげた県庁職員や他の自治体職員との人間関係をたどりながら、円滑な業務にあたるのが可能となります。

このことから、人材育成という長い目で、必要最小限の人数を今後とも継続して派遣していきたいと考えております。

次に、優秀な専門職員の確保並びに職員の専門性の向上についての質問であります。各課において専門性を高める様々な研修の受講機会がありますので、その研修について、担当課で判断をして受講しております。

現在の役場業務で、特に専門性を必要とする職種としては、保健師や栄養士、保育士があげられますが、このほか、税財務事務、福祉事務など様々な県主催の実践研究発表や各種研修への参加を行っており、専門性の向上を常に図っているところであります。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 私が派遣研修に行かれた職員の復命書を実は見たかたのですが、見せてもらえなかった。あるのでしょうか。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

〔服部顕了参事兼総務課長登壇〕

○服部顕了参事兼総務課長 職員の研修につきましては、特に県庁へ派遣された職員については、実務研修ということで研修をしてもらっています。そういう中で、1年研修を終えて帰ってきた段階での報告書は提出を求めているませんが、人事配置の中で、その研修が活かされるように考慮し、実践しております。ということで、特に研修後の報告書は求めておりません。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 今の答弁が少し柔らかいのではないかと思います。といいますのは、1年間研修に行ってきて、1行も報告

が無いということになりますと、初代からの総務課長であった小山副町長はどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○副議長（古玉栄治議員） 小山副町長

〔小山茂則副町長登壇〕

○小山茂則副町長 ご指摘の点でございますが、私ども今、総務課長の方から報告をしたわけなんです、今後につきましては、そういうところも入れていきたいと、このように思いますし、それから実際のところ、その職員が研修を受けて帰ってくれば、それなりの報告といたしますか、実際自分が経験したことについては、その職場、職場に活かされているというふうに理解いたしております。改めた報告会とか、そういうものについても今後は検討してまいりたいなと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 私が復命書にこだわっていることは、1年間何を勉強してきたのか、帰ってから自分がどのように仕事に就いていこうとしているのか、あるいは職員の代表で研修に行くわけですから、当然、全体のレベルアップにも繋がってこないと研修の意味がないと思うんですね。我々とすれば、これまで7人研修に行っております。7人の知的財産が蓄積されているものと理解しているわけですが、今後、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。特に県庁への実務研修につきましては、それぞれの職務のスキルアップというか、技術アップのために出ております。そのほか、初任者研修とか自己啓発研修というところへの研修に出かけておる場合には、きちっと復命書もいただいて、感想や報告を求めているわけでございます。特に、議員ご指摘の実務

研修につきましては、これから職務にあたっていく上でのスキルアップになりますので、現場でその学んだことを活かす、また、周りの職員にも指導していく、あるいは教えていくということになります。議員のおっしゃること、十分承知しておるわけなんです、今後改善すべきものがあれば改善していきたいと、そう考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 職員の数が余っているから県庁へ派遣しているというような声も出ておりますけれども、そういうことのないように、今後、考慮していただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。地域特産品づくり支援事業についてであります。

昨今、進化という言葉を見たり聞いたりする機会が増えてきました。進化という言葉の意味、理解の仕方は大変広いんですが、私は古い殻から脱皮して前進すると理解しているものです。このような視点で、平成21年度予算案の中身を見たときに、果たしてこれで進化した予算編成がなされているのかとの疑問すら持ちます。

日ごとに景気が悪化している今こそ、英知を結集して、進化するチャンスであるとも言われています。

「能登白ネギ」の産地育成に取りかかっているから、今日に至るまでに15、6年の歳月を経ています。

先月の6日、産業建設常任委員会で、当町産J A能登わかばの名前で出荷されているわけですが、当町産のネギの55.1%の出荷先である大阪府茨木市にある、大果大阪青果会社を訪問し、市場関係者から当町産ネギの評価を伺ってきました。

どのような産地にも、それなりの課題や問題点があろうとも、市場からの期待や要望に

応えていけない産地は、産地間競争にも勝ち残ることができず、また、有利に取り扱ってもらえないのではないかとのことでした。

当産地に対する要望事項は、周年出荷、現在の倍量出荷でした。周年出荷といえますのは、年間を通しての出荷という意味です。残念ながら、1月から6月にかけての出荷がゼロというのは、この大阪大果での市場での現況です。今後、どのようにしてこの高いハードルをクリアするのか、産地に課せられた大きな問題点です。ネギ、柿、カラー野菜など生産、販売方法、定着、出荷期間の延長、流通などそれぞれの過程における課題や問題点が生ずることは当然だろうと思いますが、これらに取組んだ事業実績を生産者を含め、関係機関の方々と十分に反省、評価し、次年度への取組みなどを検証した上で、継続的に支援していくことが肝要と思われます。単なる野菜作りならば例外ですが、特産品、あるいは中能登ブランドづくりともなれば、一朝一夕にはとても作られるものではないことを再認識されて、特産品づくりに進化が見られるような予算執行を望みたいと思います。

これらのことを踏まえて、中能登ブランドを育成しようとしている品目は何か、中能登ブランド化への振興策についてお伺いします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 農産物に限らず、「ブランド品」と呼ばれるものは厳しい産地間競争に負けないで、生産者自ら切磋琢磨し、根気よく取組んでいって、消費者に認めてもらって、はじめて与えられる称号であろうと思っております。

中能登町一町だけで、奮闘していても限界があり、そのためには広域的に連携して取組むことで、ブランド化への道が開けるものが出てくると思います。

平成19年7月に、宝達志水町以北の4市5町の行政と農協及び全農石川、並びに県と

県の農業総合研修センターが一堂に会して、「能登野菜振興協議会」を設立いたしました。

能登半島は、四季折々の農産物が豊富ですが、地元では日頃から食しているために、その価値観に気づかず過ごしていることが多いのですが、あらためて、受け継がれてきた伝統野菜を発掘し、生産性を高めて、PRすることによって知名度を高め、そして有利販売に結びつけることが大切であるとして、組織されたものであります。

評議会では、13種類の野菜を「能登野菜」として登録しておりますが、そのうち中能登町に関連があるのは、能登白ネギと小菊南瓜であります。

また、カラー野菜の品目についてお尋ねになりましたが、これにつきましては、詳細については担当課長から答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 カラー野菜の品目でございますが、19年度から試作を繰り返しております。品目といたしましてはカリフラワー。これについては、バイオレットクイーンといった紫色、あるいは白っぽいもの、オレンジ系等々の4種類を試作いたしております。

ブロッコリーにつきましては、初年度から品種は変わりましたが、緑麗という1種類、それからキャベツにつきましては5種類、大根は1種類、トマト1種類、人参は4種類、以上6品目の15種類を試作いたしておりますし、販売もいたしております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 次に、ブランド化への振興策についてであります。能登野菜振興協議会の各活動を通しまして、特に対外的なPR活動や販売促進のイベント等は、積極的に協賛していきたいと考えております。

また、中能登町の振興作物としては、白ネギを筆頭にして、小菊南瓜と中島菜は能登野

業振興協議会で認定されている「能登野菜」であります。そのほか青カブ、ころ柿、丸いも、そして赤大根の能登むすめに代表される、いわゆる「カラー野菜」の作付を推進していきたいと思っております。

また、21年度予算につきましても、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 21年度に予算を計上いたしましたことにつきまして、お答えいたします。

能登白ネギ作付推進事業といたしまして、40万円計上いたしております。補助単価につきましても、1アールあたり2,000円、10アールあたり2万円でございますが、これは1アールから補助対象にしようという考えでございます。

なお、これにつきましては、産地確立交付金というものがございまして、同じように1アールあたり2,200円を上乗せする予定でございます。

それから、カラー野菜につきましては、同じように1アールあたり6,000円、2ヘクタール分を計上いたしております。事業費で120万円を計上いたしております。

それから、カラー野菜の作付予定地の土壌改良事業、次年度にカラー野菜を予定されている方のほ場に対する補助でございます。1アールあたり1万円を計上いたしております。5アール分でございます。

次に、産地直売品目育成事業といたしまして100万円計上いたしております。この事業内容は、産地直売品目の栽培等にかかる講習会、あるいは普及活動、そして産地直売品目の販売にかかるコンサルティング等を活動に支援するものでございます。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） なるほど、新しい

品目に取り組むということも大変大事だろうと思いますが、長年の出荷実績のある柿の振興というものをもう少し当町では取り組む必要があるのではないかと思います。

1年や2年、予算を付けたからといって、次に新しい産地に向かうというのはいかがかと考えます。わけても永年作物ということであれば生産のみでなく、出荷期間の延長、市場の調査、販売の仕方、方法、加工など、販売戦略にも取り組む必要があるのではないかと、このように考えますが、21年度の予算措置では、あまりこのあたりが見えておりませんが、どのようにお考えかお尋ねします。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 柿の栽培に関しまして、後山ころ柿生産組合の三郎柿部会のお話だと思います。

平成20年度に県の事業を取り入れまして、これは5万円の補助事業でございましたが、能登の魅力ある特産品づくり事業というのを導入いたしました。補助対象品目といたしますのは、これは種苗代とか、あるいは農薬、そして肥料代などの生産に要する経費以外の経費でございます。通常の場合は種苗とか農薬に対する補助もあるんですが、県のこの事業につきましては、こうした経費以外のもので商品化、あるいは販売、PR等の方策を探る、そのための事業でございます。議員がおっしゃるように、1年度だけの補助でございまして、21年度には計上いたしておりません。ただ、去年1年で、その目的が達成されたかといいますと、まだ不十分なところがあるかと思いますが、そうしたことにつきましては、部会の方々と町、そして時によっては農協も一緒に入れて、そしてお互いにできることはやっていこうと、そのような姿勢でありますので、またよろしく願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） ハウス村を特産品

づくりに活用する計画が策定されているかどうかを伺います。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えいたします。ハウス村につきましては、現在、町の花の会員の方々から募集をいただいた花を栽培いたしておりますが、まだ少しハウスの余裕といえますか、そうしたものが残りますので、ハウスの有効利用という意味からもしまして、特産品づくりの方も考えていきたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 2番 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 何によらず、この頃は作るよりも売ることが先決、売ることが大変難しい時代であります。そんなことから、販売戦略というところに視点を置いて、まだまだ予算化する場合、予算化の仕方、特に意欲的に取組む生産組織を重点に育成する必要があるのではなからうかと思っておりますし、そのようにしていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 次に、7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 私は、今回の議会で一般質問をさせていただきますが、今年の1月の大雪についての対応と反省点についてお聞きしたいと思います。

近年、地球温暖化の影響でしょうか、降雪量の減少傾向が顕著となり、かつては屋根の雪下ろしや生活道路の確保に、大変な苦勞をさせられたことが嘘のように思えてなりません。それだけに最近の私たちは、雪対策についてそれほど深刻には考えず、どちらかといえば楽観視しているように思われます。そのような現状の中で、今年1月25日に降った雪に対し、新聞やテレビなどの報道機関は、降雪のスピードと降り止まぬ雪の量に対し、ゲリラ的な豪雪であったと報じております。中能登町においても久しぶりの大雪で、石動

山など山間部では1メートル20センチ以上も超す積雪があり、平野部でも4、50センチに達したと聞いております。このような異常なまでの豪雪に、町当局はその対応に苦慮されたと思っておりますが、町民の生活にも少なからず支障があり、私のところへも町民の方々から様々な問い合わせがあり、苦情の電話もありました。とりわけ、独り暮らしのお年寄りの方からは、買い物にも風呂にも行けないというような、切実な思いを聞かされました。

そこで、私は除雪計画にそって除雪車をフル稼働し、除雪されたと思っておりますが、当日の除雪活動の実情と町の対応について実態をお聞かせ願いたいと思っております。

また、町には独り暮らしのお年寄りが沢山おいでになるわけですが、生活面に役立つ軽度生活援助事業という制度がありますが、その内容とこれまでの活用状況について教えてください。

そして、中能登町除雪出動基準は、現在、積雪10センチと聞いておりますが、当町は今回の豪雪により、その基準を下げて早く出動体制をとる考えはないか、併せて町長にお聞きしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えいたします。

1月25日からの大雪につきましては、中能登町だけといっても過言ではないくらい、朝方から日中にかけて断続的に降り続き、最大積雪深は50センチに達しました。

町では、平成20年12月1日から平成21年3月15日までの期間、副町長を本部長とした除雪対策本部が設置されており、町道路除雪実施計画では降雪量10センチに達したとき、または交通に支障をきたすと判断した場合に、道路の除雪を実施することとなっております。

除雪作業につきましては、18社と委託契約を結び、万全を期しておりますし、歩道除

雪につきましても小型除雪機を各地区へ貸し出しして除雪の対応をお願いしております。

町の町道除雪計画の延長は195キロメートルあり、除雪機械50台余りで対応していたわけですが、今回の雪は湿った重い雪で、倒木箇所も多く除雪の妨げにもなり、夕方遅くまで除雪できなかった箇所もあり、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

今後の除雪の対応につきましては、限られた除雪機械台数で、より効率のよい除雪作業を検討し、万全を期してまいりたいと思っております。

また、次の福祉施策の点から大雪の対応について、どうだったかということで答弁をさせていただきます。

大雪の対応としましては、町では独り暮らし等の高齢世帯、障害者のみの世帯の安否確認を民生委員の方をお願いいたしました。この中で日常生活上、援助が必要な方には、在宅福祉の軽度生活援助事業として、緊急時に人が通れる通路を確保するため、シルバー人材センターに委託し、玄関先から道路までの除雪作業を支援いたしました。

週に1時間以内で2人1組での作業を原則とし、1時間及び人数を超えた場合は、全額個人負担となります。

今回は50件の申し込みがありましたが、40件をシルバーで対応していただき、残りは地域の区民の協力や遠方のご家族が帰られて対応されたと聞いております。

突然の大雪で、高齢者等に対する町の支援が十分に行き届かなかった面があったかと思えます。このような緊急時には、近隣住民をはじめとして区長、町内会長、民生委員、地域福祉推進チーム等の連携が大変大切であると思っておりますので、今後とも高齢者等の安全の確保についてご協力、ご支援をお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただいまの答弁で、一つ最終的には除雪の緩和をできないかということをお願いもしてあるんですが、それにはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 降雪量の10センチにつきましては、そのままいきたいと思えます。

しかし、道路等、雪の質によりまして大変困難であるというときには、また柔軟に考えてまいります。

○副議長（古玉栄治議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただいま答弁をいただきました。今後も、災害のことはいつ起きるか分かりません。いずれにしても、独り暮らしや高齢者に対する配慮と、そしてまた、これから早め早めに出動をしていただくとか、対応を立てていただいて、中能登町住民の皆さんの安全を確保していただきたいことを要望いたしまして、簡単ではございますが、今回、私の質問を終えさせていただきます。

○副議長（古玉栄治議員） ここで、11時5分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○副議長（古玉栄治議員） 再開します。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） 質問させていただきます。

集落では、鍬おろし祭りということで、春の訪れを告知しているようでございますし、また、春風が吹いて海の華もポコポコと咲くわけでございますが、新聞に関しては世界同時不況ということで、大変大きく影響を受けて、よき日本の終身雇用体制が崩壊しつつあります。雇用の受け皿としては、グリーン産業というか、環境保全に対する農業や林業のような職種が、最近、雇用関係で見直されて

おるわけですが、専門にすればなかなか経営面は難しく、取り残された職種ではないかと思えます。その分に関しては雇用関係が今までより見直されてきているところへ雇用が生まれているようなわけですが。その一環として、農業について述べさせていただきます。

2005年は、食育業法が制定されまして、現在は食料自給率が40%までは達していません。国の希望としては、平成15年に45%、17年には50%を目標に掲げております。これは目標でございますが、当町の地域水田農業の現状としては、耕作面積が1,727ヘクタールあり、国の減反政策やら農家の高齢者などによりまして、10年前よりは7割ほどの状態でございます。水田面積が1,607.4ヘクタール、水稲が1,123.5ヘクタール、麦・大豆の飼料米が150.9、振興作物が13.5、その他というのは耕作放棄地と思えますが、319.5ヘクタールあります。町では、担い手や集落営農の育成やら生産基盤の自主性やら耕作放棄地の対策など、農業生産構造の抜本的な改善を推し進めているわけでございます。

そこで、第1点目ですが、当町での自給率の向上に関して、どのような施策を盛り込まれているかお知らせ願いたいと思えます。

当町では、21年には多自然型農業基盤整備に関して、5地区の県営ほ場整備に取り組むわけですが、この地区に関して今後、この地域の耕作放棄地なども取組んだものだと思うし、団地転作の過程において自給率が伸びると思えます。この自給率の向上に対する町の振興策をお聞かせ願いたいと思えます。0.1%でもいいんですけれど、今までの事業の関連したことに関してお聞かせ願いたいと思えます。

2点目でございますが、減反政策は大変難しい話でございますが、先般、石破農林水産大臣が減反政策に関して見直そうという話も

ございました。それは、大臣の個人的な意見かと思えますが、そうすると米価の崩壊がなされるわけですが、それに対して組織的には大変反対していて、まだ正確なことは出ていません。それで、減反政策に対する町の転作振興作物の実績と展望を、先ほど諏訪議員の答弁で述べられたと思うんですが、展望だけをお知らせ願いたいと思えます。

もう一つは、学校給食のことでございます。学校給食は、生産者の顔が見える、安全で安心できる野菜だと思います。一つ問題は、安定供給が学校給食で地場産の使用率を高めて、家庭の関心を促進し、ひいては地域全体の地産地消になるわけですが、子供たちが地域の自然や文化や風習などを理解し、生きた教材かと思えます。学校給食で地元の野菜などを食べられますと、そこにまた歴史ある文化の一環を教えられるわけですが、生産者側も子供たちも給食に納入されることは、新鮮でまた移送コストも短いわけでございます。それで、今後、学校給食に一部取り入れていただいていると思うんですが、どのように学校給食を取り入れていただけるか、希望としてはお知らせ願いたいと思えます。

その次は、直売所の件でございますが、先般、1月8日ですか、中能登町に直売所に向けた講演が開催されました。会場には沢山の人がおいでて、関心あることだということで自分は承っていたわけですが、当町には農産物の直売所としては、ママさんコーナーや昔の朝市なんかございましたが、多種はいかないと思うんですけれど、一つ農業振興ということで家庭菜園なども作っていただきまして、自信作を出していただければいいんじゃないかと思えます。

そこで、学校給食も直売所に関してオーダーをかければ、すぐ品種の対応ができるのではなかろうかということで、いいことだと思っております。この件に関して直売所、また

道の駅開設に向けて、今後、近い将来どのようなお考えがあるか、計画をお示し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の質問にお答えいたします。

全国で、3月までに失職する非正規労働者の数は、15万7千人に上るといわれ、雇用情勢が急激に悪化する中で、農林水産分野が雇用の受け皿として注目されているという情報が報じられております。

確かに、担い手不足に悩む農業にとって、人材の確保は重要な課題であります。

そのような状況下での、当町での食料自給率向上に対する推進策をお尋ねであります。自給率の算出はカロリーベースや作物生産量などの算出方法があつて、一概に何パーセントですと言われませんが、米に偏った生産構造が、強みにも弱みにもなっており、まず野菜の生産を増やすことが、自給率向上に欠かせない取組みであると言われております。

中能登町では、大麦の後に、大豆や源助大根などを作付する二毛作を推進しております。21年度は、食料自給率向上緊急生産拡大対策として、大麦の生産を推進する予定であります。

次に、これに伴う補助金体系であります。白ネギについては、産地確立交付金で10アールあたり4万4,000円に加え、町と農協で2万円の補助を予定しております。

そのほか、小菊南瓜や青カブなどの野菜も産地確立交付金で10アールあたり2万円を予定しております。

米粉の加工機械を導入する国・県の補助事業については、今のところはないと聞いております。

次に、振興作物の実績と今後の展望については、担当課長から答弁をさせますし、3番目の食育地産地消の学校給食の取組みにつき

ましては、教育長より答弁をさせていただきます。

4番目の道の駅の直売所ということの質問にお答えいたします。

去る12月議会、そして今ほど言われた、1月8日の農協長を講師に迎えての講演会の際にも、私の描いている構想を述べさせていただきました。

中能登町の農業、商業、工業の各特産物等をPRのできる「複合施設」を作りたいと思っております。

核とする直売所につきましては、国の補助事業を申請し、平成22年度採択の計画で進めていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 振興作物等の実績と今後の展望ということで、お答えいたします。

先ほど、水稻等の数字もおっしゃいましたが、まず、大豆の方から申し上げます。

20年度の実績で119.3ヘクタール。この見通しでございますが、平成24年度の目標を立てておりますので、その数字を申し上げます。140ヘクタールまで拡大したいと思っております。大麦につきましては、現在9.7でございますが、25ヘクタールまで拡大したい。それから飼料作物につきましては、現在21.5でございますが、25まで拡大したいと思います。白ネギにつきましては、6.5でございますが12。小菊南瓜は0.7でございますが、一応横ばいに0.7という目標でございます。加工用カブにつきましても1.5、目標も一応1.5になっております。それから源助大根につきましては0.2でございますが、1.0まで目標を立てております。中島菜につきましても0.6～1.0。水稻は1,132.7でございますが、1,120くらいになるかと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 坂井議員からご質問がありました食育の問題、並びに学校給食における地産地消の取組みについてお答えいたします。

国の食育推進基本計画では、基本的な方針の中で、「子供の食育における保護者並びに教育関係者などの役割」といったものに加えて、「食における体験活動の実践」、「農山漁村の活性化と食料自給率向上への貢献」などがうたわれております。また、目標事項といたしましては、学校給食における地場産物の使用の割合を30%まで上げることや、朝食の欠食児童数の割合をゼロにすることも掲げられております。教育委員会では、これらの事を踏まえまして、地場産物の使用及び食における体験活動につきまして、農林課と協力しながら対応を図っています。

更に、昨年9月からは、鳥屋小学校に栄養教諭が1名配置され、学校給食の栄養管理のほかに、町内の学校の児童生徒に対して食育の推進や普及啓発を進めております。

一方、学校給食の調理現場におきましては、地元産の野菜をできるだけ使用するよう心がけ、受け入れ体制をとってきているところであります。昨年の野菜類の使用実績では、じゃがいもの使用量が最も多く、次いで、たまねぎ、白ネギの順となっております。そのほかには、かぶや紫キャベツ、赤大根、金糸瓜など全部で13種類、約3,000キログラム使用しております。しかし、安定した供給体制と供給量の問題に加えて、いつどんな野菜がどれだけ提供、供給できるのかという情報がないため、町外や県外からの野菜を多く使わざるを得ないというのが現状であります。

今後の課題といたしましては、1番目、早く供給情報を提供していただくこと。2番目、安定した供給量と品質を確保できること。3番目、生産者と給食現場を取り持つ人材を確保することなどであると考えております。ど

うかご理解をいただきたいなというように思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 大変、学校給食に関してでも、安定した供給ということで難しいんですけど、これからは生産者と農協さんと自治体とお互いに打ち合わせ会を開いていただきまして、駄目なものはちょっと難しいとか、季節はずれのものには手に入らないということで、打ち合わせ会を開いていただきまして、直接、農家さんから新鮮な朝獲り野菜を入れていただければいいのではなからうかということでございます。学校給食に使っていただけますと、生産者も子供に食べさせる野菜だということで、大変農薬など気をかけているようでございます。それでまた、その野菜を食べ、自分たちの将来の一坪菜園なども考えられるのではなからうかと思うわけでございます。

一つ、お尋ねしますが、小学校の低学年に関して種などを配布して、成長する過程を勉強していくために、低学年の子供さんに種を配布して、観察がてら食育に関する関心が高まるかと思うんですけど、その点さういうお考えはありませんか。現在は花などは入学式におあげしているわけですが、一坪菜園ということで、花でも野菜でも何でもいいんですけど、植物をつくることに関して勉強になると思うんですが、その点いかがなものですか。お聞きしたいと思います。

それともう一つ、先ほどの町長の答弁で、直売所の件ですが、この件に関しては十分に力を入れていただきたいと思います。また、市場調査もしなければならぬと思うのですが、役場の農林課の人たちが直接マーケットへ行行って、販売量を確認しながらやっただけだと良いと思います。人のやっておることを鵜呑みにしたら駄目だと思います。先般も田中組合長の話をお聞きしていたわけですが、実際に職員がその現場に足を運

んでいただきまして、販売量を確認しながらやっただきませんか、難しい問題が出てくるのではなからうかと思ひます。その点、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ最近、農業も大変高齢化になりまして、今の減反政策でございますが、石破農林水産大臣が減反政策を見直して、米を作りたい人は作って、実際に売れる人は売っていただくという考えであります、自由化の波が押し寄せているのに対して、それに対応する対策の案だと思ひますが、これからは高齢者に対して、できるだけ農業にいそしんでいただきまして、健康づくりにならうかと思ひますが、この件に関してよろしくお願ひします。

○副議長（古玉栄治議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 坂井議員から今ほどいただきましたご質問ですけれども、栽培学習というのが現在もそれぞれの小学校で盛んに実施されております。非常に大事な学習でありますし、子供たちも大変興味を持って取組む学習だと思ひています。低学年の方は、主として花の栽培なのかな。そして、学年が上がるにつれて野菜類についても手がけているところですよ。それぞれの学校は、実習できる畑というものを確保いたしまして、一生懸命にやっております。高学年になりますと、西瓜を作ったり、ナスを作ったり、あるいは南瓜を作ったりということも子供たちは喜んで取組んでおりますし、しかも作るだけではなくて、それらを収穫して、学校の方で調理実習に使う。余ったものについては、学校給食に取り入れているということもかなり行われていることであるなというように思ひています。今後も非常に大事な学習ですので、引き続きそういった学習に取組んでいくようにしていきたいなというように思ひております。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 減反政策で思ひ出したんですが、今年度は耕作放棄地を転作のカウントにされないとお聞きしておるん

ですが、その点いかなものかお聞かせ願ひたいと思ひます。それと、飼料作物でございますが、あるところにお聞きしますと、七尾と中能登町では1ヘクタール、1町歩の半分、5反歩ずつ飼料作物ということで、飼料ということは養豚か酪農か分かりませんが、実証圃だということでございますが、その経緯というのはどのような方法で、飼料稲作の作物ですね、あるんですか。お聞かせ願ひたいと思ひます。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 耕作放棄地につきましては、平成20年度に職員が中心となりまして調査をいたしました。今年はその調査に基づきまして、台帳の整理をする予定にしております。

それから、飼料用米の生産実証圃の設置事業でなからうかと思ひますが、お尋ねでございましたのでお答えします。水田の荒廢地化というのがどんどん進んでいる一方で、畜産経営におきましては、穀物市況の値上がり等によりまして、飼料価格というのが大変高くなっております。従いまして、飼料米を導入することによりまして、農地の荒廢地化を防ぐ。一方でその飼料を確保するという事業が平成21年度に予定いたしております。

今、議員がおっしゃったように、作付面積は七尾市と中能登町で1ヘクタール。従いまして、現在のところは中能登町で5反歩を予定いたしております。場所といたしましては、一応荒廢地が原則ということになりますので、生産者の了解も得たところで、現在予定をいたしておるのが、大槻地区、瀬戸地区、久江地区でございます。品種の方は、北陸193号というふうに使われております。10アールあたり700キログラムが収穫目標ですが、単価の方が1キログラム30円、60キロで1,800円にしかならないと。そういったところで収益は10アールあたり7万1,000円が予定されております。費用の

方が11万5,000円かかるであろうということで、4万4,000円の赤字になります。その4万4,000円の赤字を自治体で補填をするというようなことになっております。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 農業に関しては大変難しいですし、一概になかなか改善できないわけでございますので、これで終わります。

その次、鹿南福社会鹿寿苑についてでございます。これは旧の3町、中能登町の昔の第3セクターでございますので、少し関係があるのではなからうかということで質問させていただきます。

平成3年8月に老人ホームの許可がおりまして、特別養護老人ホームが開設されています。平成3年に開設、平成8年12月には増設工事がありまして、増床になったわけでございます。それから約13年間ほど経過し、多くの方々が利用されており、大変社会に貢献しているわけでございますが、それに併せてもう14年も経ちますが、現在の中能登町の要介護支援の認定者が、要支援1が100、要支援2が119、介護1が118、介護2が157、介護3が142、介護4が119、介護5が140ということで、合計しますと895人が支援やら介護に認定されておられるわけですが、最近、鹿寿苑の介護待ちということで、何人おいでるかお知らせ願いたいと思いますし、なごみの里もいろいろと受けておられますが、なごみの里にも当町では介護待ちの人数が何人おられるかお聞かせ願いたいと思います。

その次のことは、少し介護にかからない問題でございますが、先ほど甲部議員さんが質問しておられましたが、要支援の体制でございます。入所待機の方々が家庭におられます。そのような方々に対しては、あくまでも待機でございますので待っているわけですが、待っているうちにお亡くなりになるこ

とも多々あるかと思っております。それで、今、そういう独り暮らしの方の高齢者や、先ほど甲部議員さんが危惧されておりました核家族化により老老介護者、また高齢者の夫婦、そんな方々が先ほどの大雪のときでも見回りはどうかということでもございました。確かに入所されている方々は、生命が守られておるわけですが、核家族の方々の対応策ということで、民生委員さんだけのみということで先ほどお聞きしたわけでございますが、沢山役場の職員さんもおられますので、民生委員さんと地域の役場の職員さんと2人3脚で情報を密にして、安全で安心できる対応をすればいかがかなということでもございます。実際には、要支援の台帳が作られているわけですが、ペアで訪問されるようにしていると思いますが、現状ではいかなものかお知らせ願いたいと思います。

待機に関して、増床計画があるかどうかということでもございます。また、増床に関して難しい問題点がございましたらお知らせ願いたいと思います。

鹿南福社会について、当町内で特別養護老人の入所待ちの人数はいかほどかということでもございますし、第4期の介護保険事業計画案は21年から23年でございますが、その案に関して増床の計画を取組んでいるかどうかということです。それに併せてダメなことは何が問題でダメであるのかお知らせ願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 鹿南福社会鹿寿苑等に関する質問の中で、まず、町内で鹿寿苑等施設の待機者の人数はという質問ですが、今年1月現在で鹿寿苑への在宅待機者数は49名、他の施設入所での待機者は113名です。

また、なごみの里鹿島への在宅待機者数は25名、他の施設に入所されながらの待機者は42名です。

2点目の第4期介護保険事業計画で増床の

計画はあるか。また、問題点という質問ですが、第4期事業計画の中では具体的な増床の計画はありません。

高齢者人口は年々増加しておりますが、要介護認定者数は、緩やかな伸びであります。これは、平成12年度から始まった介護保険制度において初期の段階での新規申請者の伸びが落ち着き、近年は新規認定者数が減少していることが考えられます。

次に、増床に対する問題点としては、施設側の敷地の問題、また財源の問題、有資格職員の増員の問題等があります。

また、町側の問題点として、増床を行うことにより介護給付費が増え、それに伴う町の負担額及び介護保険料の上昇が考えられます。

これらを踏まえ、第5期計画策定時までに、待機者の動向あるいは近隣市町の特養施設の状況を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

次、3点目の高齢者家庭等への訪問に際し、民生委員と地域の職員との連絡が密接に図られているかとの質問にお答えいたします。

現在、町には64名の民生委員がおられ、それぞれの担当区域内における住民の実態の把握や、住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に関わっていただいております。昨年5月に実施いたしました総合防災訓練におきましても、民生委員のご協力をいただき、災害時要援護者の安否確認及び避難訓練を実施いたしております。

また、能登半島地震発生時や今年1月の豪雪時にも、福祉課の職員と連絡調整を図りながら、要援護者の方の安否確認を行っていただいております。

今後は、町内各地区に設立されております、自主防災組織の方々にも、寝たきりや独り暮らしの高齢者等、要援護者の方に対するご協力をいただき、支援してまいりたいと思っ

ておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 最後の問題でございますが、先ほどの要支援者の方々には、どうしても役場の職員さんが絡まないとダメかと思えます。いろいろと個人情報もございまして、職員さんは身分保証とともに守秘義務が守られているわけでございますので、常日頃、見回りを民生委員さんとともに、月1回でもいいんですけど、状態を知っていただければ災害の時には救出ができるのではなかろうかということで、職員さんの張り付けとともにお願いしたいわけでございます。

○副議長（古玉栄治議員） 次に10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は、今回、保健センター条例の一部改正についてと、県道良川磯辺線工事進捗について質問をいたします。

まず、中能登町保健センター条例の一部改正について、提案理由の説明によれば「ろくせい」の項を削り、病後児保育と公民館として、今後活用していきたいとの説明でありました。

保健センターろくせいは、介護保険法改正に伴い、平成18年4月1日に中能登町地域包括支援センターに業務内容、スタッフも変更、新たに関係条例を制定され発足した 것입니다。ところが、私も所属しておりました平成18年度決算特別委員会において、当年度新たに実施した事業の現地調査を委員会として実施しました。その結果、町内全域をエリアとする中能登町地域包括センターとして、場所が町民に分かりづらい。2番目、室内が暗い。3番目、利用不明な広い和室がある。などにより、再考を提言したのであります。また、町当局も行財政改革の一環として、保健センターの日常業務は、保健センターとりに集約し、その他の保健センターは住民

健診などに利用し、経費の節減を図られたのではなかろうかと考えております。お答え願いたいと思います。

今後は、隣接する鹿西公民館の一部として、また、病後児保育として活用するとの説明でありましたが、鹿西公民館は合併時における条例では、場所は能登部下134番地カルチャーセンター内でありました。私は、合併協議会での協議事項で協議されなかった事項、その中に公民館があるということ鹿島町の議会、中能登町議会でも発言をしております。現地確認をして、条例の不備を質問し、平成18年3月20日、条例第7号により、本来表示すべき現在の地に表示されたのではなかったかと思っております。お答え願いたいと思います。

さて、当施設を公民館に利用すれば、国等の補助金による建物の目的外使用、補助金の返還等の問題が派生してきます。病後児保育はこの条件をクリアするための必要条件であろうかと思っております。そのためには、条例の改正が伴うのではないのでしょうか。保育の実施に関する条例第102号、保育園条例第101号などが該当すると思っております。更にトイレ等の改修も伴い、また、公民館条例の改正も派生してくると思うのですがいかがでしょうか。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員の質問にお答えいたします。

まず、保健センターの集約は経費の節減を図られたのではないかとの質問ですが、この保健センター「ろくせい」は、昭和56年4月に完成し、利用されてまいりました。

そして、平成18年4月には行財政改革の流れの中で、旧3町の保健センターに分散していた保健師、栄養士等を「すくすく」と「かしま」に整理・集約いたしました。

そして、「ろくせい」には、地域包括支援センターが入り、19年の4月からは一室で病後児保育を開所して、現在も続けておりま

す。

引き続き、20年4月には、保健センターの業務や人員を「すくすく」1カ所に集約しましたが、これは議員の言われるとおり経費の節減や保健事業の一元化を含めた事務事業の効率化を図ったものであります。

次に、鹿西公民館の位置の表示及び条例改正の必要性の有無についての質問ですが、鹿西公民館の位置については、武田議員のおっしゃるとおり、平成18年3月議会において現在の地に表示されたものであります。

次に、関係条例の改正は発生しないかのご質問ですが、平成20年度の利用状況から考えて、既存の公民館で十分対応でき、保健センターにある施設の貸し出しは必要ないものと考えておりますので、今のところ条例の改正については考えておりません。

また、病後児保育事業については、平成19年度より国庫補助を受けて保健センターろくせいで実施しており、設置、運営等にあたり法令等の定めはなく、設置にあたっての認可も必要はありません。

施設要件や運営内容は、全て補助要綱に基づいて実施されており、事業の実施体制、また建物の部分的な使用状況を考えれば、病後児保育につきましても現時点での条例制定の必要はないものと考えております。

また改修工事のお話もありました。大人のトイレを幼児が使いやすくするための改修についてですが、通常の便座の上に重ねることができる、取っ手つきの幼児用便座が家庭向け製品として市販されており、これを購入して使用しております。

その他の施設整備についても、現在まで支障がなく運営されてきており、現時点での改修は考えておりません。以上です。

○副議長（古玉栄治議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は、この質問をするにあたりまして、保健センターを見て

きております。中も入ってきました。その前の決算特別委員会、この時にも申し上げましたように暗いと。それから、後ろの方に広い和室ありますが、行きましたら全然使用していない関係もありまして、カビ臭いなどというような実態です。それから、病後児の方、これに関しましては、旧の鹿島の方、鹿島の中の保育メニューの中に入っておりました。このためには何が必要かと。看護師が必要であり、十分条件です。今は多分、鹿西のさくら保育園、こちらの方に多分看護師がおいでなのではないのかなというふうに思います。

それともう1点、地域包括支援センターになったのは、介護保険法の改正に伴って設立されたと私は理解しています。介護保険法の改正に伴って地域包括支援センターができたということ。これ念のために、町長の方から答弁を願います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員の言われるとおりであります。詳細につきましては担当課長から説明させます。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井福祉課長

〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 今ほどの武田議員のご質問でございますが、病後児保育につきましては、さくら保育園の病後児保育室という位置付けで使用させていただいております。そういったことで、看護師あるいは保育士は、その申請があった場合には、さくら保育園から出向いてその対応をさせていただいております。

○副議長（古玉栄治議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 保健センターろくせいの町長の答弁で結構だと思います。必要でないところ、これはやはり閉鎖すべきだろうと。あと残るのは何が残るかといったら、2階の方にあるトレーニングルームの方ですね。雨漏りの方も復旧工事されたということなので、これは安心しております。

それでは、次にまいります。県道良川磯辺線についてお尋ねいたします。

鹿島郡史によれば、大正10年末、郡道として良川停車場氷見線小竹経由、能登部停車場氷見線高島経由が記載されております。大正11年度郡制廃止後の鹿島郡内府県道156号線高島氷見、158号八代良川停車場が記載されております。また、鹿島町史資料編には、県道鹿西氷見線高島経由、県道良川阿尾線小竹経由、県道磯辺鹿島線芹川経由が記載されております。また、小竹区の資料によれば、県道良川停車場氷見線が開通したのは、大正2年とあります。小竹区民は、この道路の開通以来、今日まで毎年欠かすことなく道路の補修、法面の草刈り等を実施しております。その実施後、直会が心得となっております。区民の融和を図るのに大変役立っていると思います。この長きにわたる行事は、道路に対する小竹区民の熱い思い入れと理解によるものと理解しておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、この道路の隘路、すなわち菅沢呉服店から氷見より150メートルが拡張できず、バイパス工事の嘆願を長年にわたり実施、地権者の理解と協力を得て着工の運びになっております。この工事に先立ちまして、史跡調査の試掘がされております。その結果、小竹へブタB遺跡の発掘調査が昨年実施されております。この発掘調査によりまして、工事が中断されております。このへブタB遺跡、この発掘の成果というか、多分、県の埋蔵文化財の方から報告があらうかと思いますが、その結果をお答え願いたいと思います。

それから、この県道良川磯辺線ですが、1.5車線化の工事が進められております。地元の方の説明会も終わり、用地の方も買収が終わっているはずですが、だけれども、工事は実際に行われたのは1カ所です。これは国・県の公共事業の抑制があらうかと思いますが、けれども、この1.5車線の進捗状況、それから

完成予定日時がお分かりになりましたら答弁を願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 一般県道であります良川磯辺線の道路愛護ということで、毎年7月上旬には、氷見境まで道路法面の除草作業を小竹区民一丸となって取組んでおられることは、大変ありがたく、頭の下がる思いがいたします。

また、今後とも地域の生活道路としてボランティア作業であります。続けていただきたいと思いますし、私も何回か参加させていただいて、本当に区民の皆さん方に感謝をいたしているところであります。

また、2点目の良川磯辺線の1.5車線化道路整備につきましては、平成17年度から事業着手をしており、道路の拡幅20カ所のうち、平成19年度に1カ所が完成供用しております。また、一般県道七尾鹿島羽咋線から富山県側のバイパス区間270メートルにつきましては、これまで路線測量、詳細設計、用地買収を完了し、平成19年度は100メートルの側溝工事に着手し、平成20年度には埋蔵文化財発掘調査の実施をしております。今後は、バイパス区間を平成22年度までに完了の予定で事業推進を図り、残りの道路拡幅19カ所につきましても早期完成を目指して整備していく予定と考えております。

発掘調査結果につきましては、教育長から答弁させます。よろしく願います。

○副議長（古玉栄治議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 県道良川磯辺線工事の発掘調査結果についてお答えいたします。

まず、この発掘調査の概要についてですが、石川県土木部から県の文化財課へ調査依頼がありました。実際の調査の実施につきましては、石川県埋蔵文化財センターが担当したものであります。調査期間は平成20年11月10日頃より12月末頃までと聞いて

おります。また、発掘調査面積は約400平方メートルで、今回の調査によりまして、鎌倉時代の集落跡が現在の小竹集落と重なるように存在していたことが明らかになったとことであります。主な発掘物ですけれども、井戸や室状遺構といわれるいろいろの種類や、土師器の皿、それに珠洲焼の壺などです。特別に珍しく貴重なものは発掘されていないことですが、比較的よい状態で発掘されたもようであります。現時点では、埋蔵文化財センターより速報的にこのような内容しか発表されておりません。詳細につきましては、今後石川県埋蔵文化財センターで発掘報告書にまとめられると聞いております。

なお、この遺跡の名称につきましては、発掘調査を行った石川県埋蔵文化財センターが命名したものです。命名にあたっては、担当者が近隣の方々に聞きましたが、特に名称はないということで、石川県遺跡地図に記載されております小竹へつた遺跡という名称があるため、埋蔵文化財センターの判断で「小竹へつたB遺跡」と名称を付けたものであります。

○副議長（古玉栄治議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は良川磯辺線につきまして、鹿島郡史、鹿島町史の資料編の発言をいたしましたのが現在は田鶴浜氷見線が主要地方道になっております。鹿島町史の資料編も見て下さい。その中にはそちらのは入っておりません。その当時は小竹から氷見へ至る道が主要地方道であったのです。それが途中から変わったということで、小竹の方では氷見から小竹までのバスが通るといって区民総出で運動もしたり、それから道路愛護、その年には特に念入りに道路の補修もしております。多分、石川県の方で道路愛護というのでやっておるのは小竹ともう一つ、旧の志雄町の方ですね。そこの2カ所だけだというふうに理解しております。人にものをお願いするときには、自分のできることは自分でや

らなければならないというふうなのは、小竹のいい習慣でございます。町長の方でも、町の方でもいろいろ道路の話は出ておりますけれども、そういうのを大いに言っていただきまして、地元の方の協力、これを仰いでいただきたいと思えます。

それから、発掘調査の方ですけれども、私も小竹の住民でございますので、小竹の方の元の住宅地のあったのは山側です。今のあるところでは、これは近世になってからなので、元々の道というのは山側の方にあったのが道でございます。その名残りが今でも何々やしきというのがあります。それは山側にあるということだけ申し上げまして、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○副議長（古玉栄治議員） 昼食のため、1時30分まで休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○副議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

11番 上見健一議員

〔11番（上見健一議員）登壇〕

○11番（上見健一議員） それでは、前々回に引き続き、当町が取り組んでいますCO₂削減につきご質問いたします。

CO₂削減につきましては、行政が進めている地球温暖化防止実行計画を強力に推進している様子が一般町民にも見えるよう、3つの庁舎にその実績が掲示されており、大変分かりやすく、我々町民に開示された素晴らしい情報だと思っています。町のそうした配慮にお礼を申し上げます。

さて、それによりますと、3庁舎の今上期の電力使用量は対前年同期比で11.3%も削減できたそうで、まことに立派な成果であり、町長はじめ役場職員皆様の努力の賜であります。そして、そのことは現在、全町あげて取

組み、推進している環境家計簿による啓発活動や具体的な削減推進活動の模範となるものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、当活動の目標は、基準年度比6%削減でありました。残念ながら昨年度実績は13%の増加となりました。これに対し先の議会では、今年度は4,515トン为目标とする旨、ご答弁をいただいております。そこで、以下質問いたしますのでご答弁願います。今年度間近の実績でお願いいたします。

まず1つには、対前年同月比の増減についてですが、本年度間近の実績は、前年同月比で3庁舎対比での増減と、同じく行政全施設の実績と前年同月比累計対比での増減はどうであったか。

2つ目、今年度目標との増減対比についてですが、今年度間近の実績は目標対比で3庁舎のCO₂排出量、対比での増減と同じく行政全般の実績と目標対比での増減はどうであったか。

3つ目、もしCO₂削減ができていたとすれば、電力費用で対前年同月比いくらの削減になりますか。それは年換算でいくら電力削減が見込まれますか。まず、この3点についてお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 上見議員の質問にお答えいたします。

地球温暖化防止実行計画については、基準年であります平成16年度数値に対して6%の削減目標をたて、その目標達成にむけ種々の取り組みを行ってきたのは、議員ご存じのとおりでございます。

さて、その進捗状況についてであります、今年度直近での1月末のデータで、その一部を報告させていただきます。

ただ、申し上げます数値については速報値であり、年度途中の数値でもありますので、あくまでも目安としてご理解いただきたいと思います。

っております。

まず、対前年同月比での増減であります
が、3庁舎のCO₂排出量については、前年
が416トン、今年度は352トンで、対前年比
は15.4%のマイナスとなっております。

全施設のCO₂排出量については、前年が
3,758トン、今年度は3,610トンで、3.9%の
マイナスとなっております。

また、電力の使用量で申し上げますと、3
庁舎の電力使用量は、対前年比12.7%のマイ
ナス、全施設では2.3%のマイナスとなっ
ております。

次に、今年度の目標に対しての増減ですが、
これも電力の使用量になりますが、3庁舎の
電力の使用量は、目標値に対して10.3%の
マイナスとなっておりますが、全施設での電力
使用量については、目標値を0.3%と僅かに
上回っております。

これらのデータでお分かりのとおり、庁舎
の数値は目標を大幅に下回っておりますが、
全施設では、もうひとがんばりが必要であり
ます。

次に、電力費用の削減金額ですが、全施設
では使用量が9.3%増えておりますのと、昨
年10月に電気料金の値上げがありましたので、
残念ながら、費用的には僅かではありますが
が増えるのではないかと考えております。

ただ、3庁舎のみのデータでは、電力費用
は2月支払分までの比較ですが、前年比で
4.4%の減となっており、金額で申しますと、
平成19年度が1,250万3,000円、20年度は
1,198万円で、52万3,000円の削減になっ
ております。

昨年秋に電気料金が値上げされたにもか
かわらず、これだけの費用を削減できたことは、
行財政改革の一環としても、ひとつの大きな
成果ではないかと考えております。

以上が、直近でのデータであります
が、今年度も残りあと1カ月足らず、今回の
数値に甘んじることなく、今一度気持ちを
引き締めて、今年度の目標値を必ず達成す
るよう、全職員一丸となってCO₂削減に
取り組んでまいりたいと、思っております。

て、今年度の目標値を必ず達成するよう、
全職員一丸となってCO₂削減に取り組ん
でまいりたいと、思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 上見健一議員

○11番（上見健一議員） ただいまの報告
から、対前年度比では素晴らしい成果をあげ
られたと判断いたします。町長を先頭に役場
全職員が一丸となり、固い決意と信念を持っ
て地道に行動された結果と高く評価いたしま
す。

特に、3庁舎における日々の電力使用量を
確認し、無駄な電力使用を防ぐチェックシ
ステムを導入し、職員だけではなく、広く町
民にも開示をし、その勇気ある行動が立派な
成果に結びついたものと思います。皆さん
のご努力に深く感謝を申し上げます。あ
とは、目標値にほんの僅か及ばなかったわけ
ですが、残り1カ月半あります。なんとし
ても年度末には、平成20年度目標を達成
していただきたいと思っております。

また、電力費の52万3,000円削減も立
派な成果であります。特別な投資をしたわけ
もなく、皆さんの知恵で、町民から預か
ったお金の支出を52万3,000円も抑
えることができた素晴らしい成果で、
広く町民の皆さんの模範となる行動、
成果だと思っております。

行政改革が叫ばれて久しいわけですが、
その行革推進の基本原則に「地方自治体
はその事務を処理するにあたっては、住
民の福祉の増進に努めるとともに、最
小の費用で最大の効果をあげるように
しなければならない」とうたわれていま
す。すなわち最小の経費で最大の効果
を宣言したものです。経費を最小化す
る仕組みは、たとえ入札制度のように部
外受託のシステムにあっても、行政内
部自らのシステムにないために、これ
まで事務活動のコスト意識が極めて希
薄かと思っております。今回の皆さん
の取り組みは、地球温暖化防止活動を
実践すると同時に、行政改革の推進の
一つの好事例でもあったわけではな
いと思っております。行政改革に関

わる一員としても、今回の皆さんの取組みに深く感謝を申し上げるとともに、来年度も更に改善を推進され、最小で最大の成果を更新され、ひいては職員皆さんの事務執行の潜在意識を変革し、事務分掌に従った予算執行の義務ではなく、効率や住民満足度などを指標とした経営感覚の醸成へと進化されることをご期待し、先ほど町長が言われたように、もうひとがんばり頑張っていたいただくことをご期待申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 次に、20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは通告を4点ばかりしてありますので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

1番初めは、上水道の基本水量制について、具体的に提案をいたしまして、町のそれに対する答えをいただきたいと思います。

また、中能登町は県水の受水をしている町であります。それに対して、県に対して是非とも県水の受水タンクの引き下げを要望してほしいという意味合いから質問をさせていただきます。

まず初めに、今、全国的に高齢者が増えまして、独り暮らしの高齢者が中能登町においても増えていると思うんです。マーケットへ行きましても、そういう方々のための品物揃えが小分けで売っているそうでございます。

NHKの料理番組で、ついこの間、今までの分量は4人分を料理番組の中に使っておったそうでございますが、これから2人に変更するという、時代にあったそういうこともNHKが言っておりました。私は、お聞きしたいのは、中能登町におきまして、独り暮らしの高齢者、核家族の方々が全体で何パーセント占めているか、1点目にお聞きしたいと思うんです。

なぜにこういうことを言うかといいます

と、基本水量は、中能登町は、10トンを使っても使わなくても基本水量制でお金を徴収しているわけでございます。そうしますと、独り暮らしの年寄りですから節約をする。基本水量以下に収まる。そういう世帯が私は増えているのではないかと考えているんです。よく年寄りの方々とお話をしますと、そういう声が寄せられております。石川県内におきましても、バラバラではないかと思うんです。その点につきましても、県内の状況とまた、基本水量以下の使用を中能登町の住民の中で占めているパーセンテージというもののはどれくらいあるのか。この点について答弁を求めたいと思います。

2点目といたしまして、県水の問題について、私は是非とも町長にお願いをしたいと考えております。旧の鹿西町が県水を昭和55年に給水を県に申し入れいたしまして、55年から配水をもらったわけでございます。その当時は繊維産業は好況であり、また、人口も将来は増えるであろうという、そういうことで時の行政の中で受水量を決めたのが、その時の実情であります。だが現在は、繊維産業はなくなりました。本当に少なくなりました。また、個人でも節約方針が打ち出されて、水を使わなくなった。そういう変化ができております。また、人口的にも増えるはずであった人口が、能登におきましては減ってきております。そういう現実をとりあげて、このままで県の企業局からもらっている水量というもの、今、私たちはこれでいいのかどうかということをもう一遍考え直していかなければいけないのではないかと思うんです。

先般、新聞で金沢市では、受水水量、県と決めたのは、16万トンである。だが、金沢市の水道は自前の浄水で賄えるということで、金沢市はいわば県から受け入れた水は、全部数字的には川へ流しておるといふ、そういうことを新聞で出ておりました。

中能登町は、平成21年度は1,970トン、

県から受水するという私は契約になっていると思うんです。その7割は使っても使わなくてもお金を支払わなくてははいけない。そういう仕組みでございませう。この責任水量制という問題について、町長は県の方に対しまして、使っただけ支払う、責任水量制を廃止してほしい。そういう要求を是非ともしていただきたい。

今、県の企業局は、2005年度で黒字になり、2006年度には累積赤字も解消されたといわれております。私、鹿西町の議員をしているときに、3回県庁の水道企業局の局長と交渉いたしまして、是非ともこの問題について値段の引き下げをしてほしい、そういう要求をいたしまして、それも実現したわけでありませう。私は、能登は七尾市まででございませうが、受水市町村においての願いは、同一でなかろうかと思うんです。是非とも受水市町村共同で、県に対して値下げ運動と基本水量制の見直しを要求してもらうことを私は町長に求めて答弁を求める次第であります。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本平治議員の質問にお答えいたします。独り暮らしの高齢者が町全体の中で増加しつつある中で、基本水量の変更を考えていないかという質問にお答えいたします。

中能登町の基本水量は、一般家庭用途で月あたり10立方メートルまでの取扱いになっており、全体件数の約33%が基本水量未満であります。基本水量による基本料金の考え方としては、検針や料金徴収に要する経費、メーター設備費、水道施設の維持管理費などの経費により、水道加入者としての負担をしていただくために設定をしております。

そこで、独り暮らしの高齢者など、水の使用量の少ない方、10立方メートル未満への基本水量の変更を考えていいのではないかと質問ですが、現在、町の水道料金は、能登地区で一番低い料金設定となっており、経営

上は大変厳しい状況であります。そういった中で基本水量の変更は困難であります、料金の見直しの際に検討したいと思っております。

また、県内の状況も見極めながら、今後の対応を進めていきたいと思っております。

また、県水についての質問にお答えいたします。

社会全体の節水意識の高まりや節水型機器の普及などによる、県民の水需要の減少傾向は、今後更に人口減少の影響などから進むことが見込まれます。

また、安心安全な給水の確保に向けて、老朽管の更新や水道施設の耐震化への早急な対応を迫られ、収益が落ち込む中で各受水市町は重い財政的負担を強いられている状況にあります。

このことを踏まえて、水需要の長期展望と受水12市町の経営状況を高察していただくよう、県に対して毎年要望し、平成20年度においても平成20年8月19日に要望をしております。

内容を申し上げますと、受水単価の引き下げに努力をお願いしたい。2つ目は人口減少の影響等により将来にも水需要の減少が見込まれることから、現在の受給水の協定の見直しに係る協議をお願いをしたい。この要望活動について、継続的な協議をお願いしたい。この3点でありますけれども、また今言われました責任水量やいろんな面で、またいろんな機会をとらえながら要望活動を進めていきたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 松栄上下水道課長

〔松栄哲夫上下水道課長登壇〕

○松栄哲夫上下水道課長 質問の中で、独り暮らしのウェートがどれだけあるかということをおっしゃいました。約1割の人が独り暮らしの65歳以上ということになります。その方々は、概ねほとんど基本水量内に収まる人が大方であります。それから、県内の状況で基本

水量はどのようになっているかという質問がありますが、19市町ありまして、そのうち基本水量を1カ月あたり10トンというふうに設定をしているところが14市町。それから8トンという設定をしているところが3市町、5トンの設定をしているところが1市。それから定めなしというところも1市あります。以上が19市町の内訳であります。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 担当課長からの答弁をいただきました。石川県内におきましてもまちまちだということです。隣の町、七尾市でございます。七尾市は5トンなんです。基本水量が。基本水量料金は790円。中能登町は10トンで1,365円。私は、町長が今言いました、水道料金が中能登町が一番安い。苦しいから、なかなか実現が難しい。それはそれとして受け止めてもいいと思うんですけれども、隣の七尾市は5トンで、基本水量料金が790円。同じ町で廿九日以降は七尾市ですね。廿九日まで10トンで、あちらの方へいったら5トン。基本水量の基本単価も半分なんです。なんかそこらへん一つ、そういう冷たいこと言わんと、積極的に、そのためには県に対して責任水量制の廃止を、単価をどうしても下げられないのなら、7割、使っても使わなくても7割のお金を払わなくてはいけないという、そういう問題をなくするという。これを一つ、是非ともお願いしたいと思うんです。県の企業局は黒字なんです。だから大丈夫なんです。心配する必要はないんです。どれだけ県へ行って言っても。赤字なら遠慮せんならんということはあるけどもね。黒字なんですから、一つそういう点は安心して谷本知事に要望していただきたいと思えます。

次に、まちづくりの問題について、これは簡単なことでございます。一つ、是非ともお願いしたいと思えます。

町の基幹道路を走っていると、夜、せっか

く街灯がついておりながら切れているところと、この場所には是非ともつけた方がいいのでないかなという、そういう場所があります。

以前、鹿島町の方が積極的に防犯灯の設置を行いました。町道11号線。これは水白へ上がる道ですね。久江県道、高島県道。鹿島町の方からつけてきたんですよ、街灯を。そして、鹿西町の方は全然ついておらないから、鹿西町もつけてほしいということがあがりまして、私はその時の谷町長に要望いたしました。鹿西高校へ通学する子供さん、また、七尾線を利用する方々、暗い中で行くということについて、やはりその点について是非ともしてほしい、つけてほしいということをおっしゃってつけてたんですが、現在行って見てみますと、そこの保管、誰が責任を持つのか。そこら辺が私、明確でないのかどうか知りませんが、切れたら切れたままにあるということ。人家周りは集落で管理しておりますからいいんですけど、そこら辺の保守の管理は誰が責任持つのか答えていただきたいし、是非ともその点の明るくする、そういうまちづくりのためにも修理をしていただきたいと思えます。

2番目の国指定の文化財、雨の宮古墳でございます。工事費がいよいよ予算化されました。質疑のときにもお聞きしていたんですが、現在の葺石はどのように処理されていくのか。これは私の聞きたい一つの大きな問題です。後々、孫の世代に引き継がれていく、そういう葺石の現状を現しておくのかどうか。これが1点目。

2点目といたしまして、雨の宮古墳群は36基あるといわれております。以前、全部の古墳にポールできちんと何号墳所在地ということで標識がたっておったんです。その36基の1号、2号墳、大きいものは別として小さな円墳は私有地にありますから、具体的にその表示がなくなると明確になされておらないのは今の現実であります。以前標識

がたっておったんですから、それを是非とも復活してきちんと目印をしていただきたい。2つのことについて質問をいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町の基幹道路の街灯の現状ではありますが、まず、国、県、町道の道路照明灯は、道路交通の安全性を高めることを第一義に設置されており、交通量に応じて連続的に設置する箇所や交差点、横断歩道、橋など部分的に設置されております。

次に、防犯灯は、夜間での歩行の安全と犯罪防止を主な目的として設置しているところでもあります。

こうした、道路照明灯及び防犯灯の維持管理につきましては、基本的には道路管理者が管理することになりますが、球切れや器具の破損等の状況把握は、それぞれの管理者はもちろん、地域住民の皆さんからの連絡をいただいで管理いたしております。

町内には、地区管理、町管理の防犯灯が4,000灯余り設置されており、その全てを把握できないこともありますので、これまでどおり、地域の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

球切れや器具の破損等の連絡を受けましたら、現場を確認し、町管理のものであれば随時修理をしております。

国・県、また、地区管理のものであれば、その旨を管理者に連絡しているところであります。

また、新しく設置が必要な場合も、現地を確認し、それぞれ対応していくこととなりますので、区長さんを通じて連絡をいただきたいと思っております。

これからも、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、雨の宮古墳の保存修理についてお答えいたします。

雨の宮古墳群の中心ともいえる1号墳につきましては、平成10年度に文化庁と県の補

助をいただきまして、葺石が復元されました。全国唯一の築造時の葺石を露出展示した貴重な古墳として完成を見たものです。しかし、その後10年間に経ち、葺石は風雨や雪、凍結などに曝され、目地の流失に加え、柔らかい材質の葺石であることから予想以上に風化が進みました。そして更に能登半島地震により、緩んだ葺石が崩落したり、墳丘に亀裂が生じたりしました。このため、文化庁と県の補助をいただきまして、平成20年度より3カ年計画で墳丘や周囲の園路の修復を行うこととなったものであります。平成20年度は、文化庁と修復方法の協議及び測量設計、園路等の修復を行い、平成21、22年度の2カ年で、1号墳の墳丘本体の葺石の修復を行う計画としています。葺石の修復方法につきましては、雨の宮古墳群環境整備委員会という協議の場を設けまして、これまでに3度協議を重ねてきました。しかし、まだ最終決定をしていないために、もう1回この委員会を開催して、最終的な修復方法を決定することとなっております。

町といたしましては、葺石がこれまでのように全面的に見えてこそ、雨の宮1号墳の価値があることは十分に分かっています。しかし、約1,600年前に作られた、この葺石に覆われた貴重な遺産は、現世だけの財産ではなく、後世の共有の財産であります。今さえよければという修復はできないと考えております。

どうかこのような観点を踏まえて、修復方法の決定をさせていただき、修復に入りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

他の古墳群につきましては旗をたてることにつきましても、これから分かりやすい目印、旗などで分かりやすくしていきたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 雨の宮古墳の1

号墳の問題については、所管は文化庁でございますから、中能登町が勝手に修理、改修するというわけにはいきません。これについては一つ、文化庁と協議されて後代に残る古墳の保存に努めていただきたいと思います。

先ほど言いました1点目の街灯の件ですが、お聞きしたいのは、集落内の、また集落と集落の間の小さな、例えば10メートルか20メートル離れておる、そういうところはその集落できちんと監視しておるんですよ。ただ、私のところから見ると、久江県道と高島県道といった大きな農道の電柱についている蛍光灯等は誰が管理するのか。そこら辺ですね。切れて真っ暗なんです。ついておりながら真っ暗なんです。そこら辺の管理の責任を誰がするのか、ということをごきちんとしていっていただきたいと思います。

東馬場から鹿西高校へ通う子供が、七尾線沿いに是非とも電気をつけて欲しいということで、街灯をつけたんです。そういう所もあるんです。町で。だから、そういう所は、上区の地内だから上区が修理をみて歩くというわけにはなかなかいかないですね。だからその責任、所管、どこがするのか。それを明確にさせていただいて、常にそういう面について気配りをさせていただきたいということ。そういうことなんです。再度、答弁を求めたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。具体的に在所と在所の農道ということで具体例もあげられましたので、私の方からお答えさせていただきます。

基本的には道路交通上必要なものは、それぞれの道路管理者が街灯を設置するわけですが、その地域の方々が歩行、夜間の交通も含めての不便さというか、不足する照明灯につきましては、町の方で必要とする箇所を見させていただきまして、検討して設置し

ていくということになります。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 服部参事、私の質問とちょっとかみ合わんのとちがうのでは。私の言っておるのは、新しく設置して欲しいというのではない。今設置してある、街灯ね。それが切れてる。だからそういう場合は誰が責任を負うか。集落に責任をもってもらうわけにはいかんでしょ。そこら辺を誰が責任を持ってやるのか、そこら辺をきちんとしてほしいだけ。新しくつけというのではない。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えします。今ほどの指摘につきましては、先ほど町長の方からそれぞれの管理者が確認をし、修繕を図るという答弁がありましたので、新たに集落間で必要なものがあればという観点で私が答弁させていただきました。今の指摘については町長の方からも既に答弁があるかと思います。ご理解いただきたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 前向きな答弁でございます。そういう場所がありましたら、積極的に申し入れしますから、よろしく願いいたします。

次、介護保険制度について。この問題については坂井議員からも質問もありますし、後ほど宮下議員からも同じような質問が出ておりますので、重複する面については、あと宮下議員に譲りますから、そういうことで、ただ1点だけ。これはちょっと言っておきたいと思うんですよ。

今、要支援が1と2に分かれましたね。介護1の方が要支援のところへ引き下げられたんです。そしてそのために、その人たちは在宅で自立をしていけないことが、大きく政府の方から打ち出されたのであります。要支援

になると介護要護ということになるんですね。デイサービスの利用も制限されるんですよ。だから私は、そういう面については是非とも高齢者の方々が安心して長生きできるように、町として援助してほしいと思うんです。

この問題は、町長は、先ほど坂井議員の質問に鹿寿苑の問題で49人の方が待っておられると。113名の方が入所の要望を出しておると。私は、その中で答弁で、この方々を全部入れれば坂井議員は特養ホームのベッドを増やして欲しいという要望を出したんですね。その要望を聞いたら中能登町の給付費が増えて赤字になってどうにもならないという、率直な意見を出された。これは私は本末転倒だと思うんですよ。政府がこの問題についてもう少し積極的に負担割合というものを自治体の方から求めなくては、私はいけないと思うんです。介護保険が2000年に発足しましたね。2006年に改正されまして、今、改めてまた2009年度から3%の国のお金が値上がりになったわけです。私は、共産党としては3%では足りないと思うんです。5%の値上げをしなくてはいけないと思うんです。国は今までどんなことをしてきたか。2000年の介護保険が発足した時は、全体の負担の割合を国は50%もっておったんです。それが現在22.8%になったんですよ。その分を自治体と介護を受ける方々が負担しなくてはならないということになる。そういうことになりますと、町長の坂井議員に対する答弁はおうてくるわけや。だから私の言いたいのは、現在22.8%を発足当時の50%に国の負担を戻す。そうしなければ自治体はやっていかれないと思うんです。せっかく、先ほど言われたように、49名の方々は鹿寿苑に入所を待っているのに入れられないと。49人の方、だれがみてるのか。家族介護で大変だと思うんです。老老介護、今、新聞でよく騒がれている。母ちゃんが父ちゃんを殺したり、子供が親を殺したり。私はそういう一つのことを直すため

にも、国の負担を元に戻すということ。これは町長、全国市町会、全国町村会もこういう要望を国にあげている。町長、全国町長会に行ってきたでしょう。そういう時にそういう問題が出てきている。町長会としてあげなくてはいけない、自治体は。だから私はそういう点で積極的に町村会に対しましても、こういう要望を何回でも何回でも持ち上げて、国に対して全国の自治体が一致協力してやる。

北陸新幹線ですか、新潟県の記事では、県の負担がいるとしたら、なぜ負担しなければならない、あれはできないと言ったですね。そういう一つのものがあるんです。これについてもやはり国の責任というものをきちんとする。町村会もそういう声をあげとるから、私はそういう面で一つ、町長に積極的に町村会の中での石川県の中能登町として、声を大きくして県の町長会の中で意見を出して、再度、国がもう一遍やるまいかという、たまには国に対して謀反を起こさなきゃね、国はなかなか言うこときかない。これだけ、町長はどう思いますか。答弁を。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本議員の言われるとおりでありまして、町長会といたしましても、いろんな交付金の増や要望活動をしております。そういう中での会合、あるいはいろんな面での福祉に対しても何十項目かはしておるわけでありまして、これから精査いたしまして、一番しなければならないものから強く要望活動をしてまいります。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 町長、町長選挙の告示は3月10日。これ、きちんとやっておかないと大変、町民から期待を裏切らないように、声を大にしてやっていただきたいと思います。

1番最後に、もう時間20分しかありませんから言いますが、財政問題。

今、朝日新聞で、今まで出てきたのを私コ

ピーしてあるんですが、これをもとにして私は質問したいと思うんです。

昨年、朝日新聞は同じような記事を出したんです。その中に予算編成に悩む自治体という、大きなタイトルで特集したんです。その中で、こういうことを言っているんです。中能登町の財政については、貯金だけを取り上げていくと、1人あたり、去年の話、20万円のお金を合併のときに持ち寄ったために、現在の豊かな財政調整基金が存在しているという、そういう朝日新聞の記事があるんです。

私、これは今年になっても大きなウェートを占めてきていると思うんです。私も旧鹿西町のときに、最後の1年間は合併協議会の委員として、「是非とも1人20万円の持ち寄りをしましょう」途中で、「いや、そんなことできません。各町々に建てたいものいっぱいあるさかい、それを建てたい。」という声もあったんですよ。それをどうにか一致協力して1人20万円、40億円の基金を中能登町が発足の時に持ち寄ったんですね。かほく市へ行きましたら、この前ある会議でかほくの市長と隣り合わせになりましたら、油野市長は、「合併前に2つの中学校をバラバラに建ててきたもので、かほく市は財政的に大変困難です」そういうことを私に言っております。他の町のことを例にあげて言うということは、いかんことかも分かりませんが、志賀町と比較するんですよ。中能登町と志賀町と。志賀町の1人あたりの町民税、収入、1人29万円もあるんです。これは原発がありますから29万円。中能登町は8万円しかないんです。志賀町は中能登町の4倍所得がありながら、借金の額は志賀町は1人あたり71万円なんです。中能登町は62万円なんです。志賀町からみれば小さいんですよ借金。貯金、財政貯金はどうかといいますと、1人あたり志賀町は7万円しかないんです。中能登町は1人あたりにしますと13万円あるんです。志

賀町は町民税が29万円もありながら、貯金は7万円しかない。借金は中能登町は62万円しかないのに志賀町は71万円もある。私は、この数字を見ても時の行政の長の執行方針、これは議会も絡んできますけれども、執行方針のあり方の中で漫然と箱物を建てたり、町民からみれば必要もない工事をしたりという、そういうものがあるということ。志賀町の方々が聞いとるんですよ。私はこういうことを考えますと、中能登町の行政として、今、中能登町は借金は1人あたり62万円ありますが、貯金も13万円もある。そういう、県内におきましても、どうにかこうにか町の運営をやっている、そういう姿であるわけでありましたが、昔からのたとえにあるように、「いつまでもあると思うなお金」という、そういう言葉があります。町長は、今後、そういう点についてどう行政運営の中に健全な財政を保ちつつ、町民の要望に応じていか、大変難しい無理な問題かも分かりませんが、町長の見解を求めたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 現在の金融危機に端を発した、100年に1度の経済危機で、大変深刻な状況であると受け止めております。

そういう中で町といたしましても、国・県の経済対策と歩調をあわせていろんな対策を行わなければならないと考えているところであります。

そこで、今後の財政運営であります、中能登町行財政改革大綱の実施計画に基づき、各種事務事業等における見直しを実施しているところであります。平成20年度においては、保健センターの統合、教育委員会及び社会福祉協議会につきましては、施設管理を含めた移動を行い、維持管理費の削減を図っております。

また、清掃業務や電気保安等につきましては、一括で入札し、委託料の削減を図りました。

更に、早期希望退職者の募集も実施しております。

今後も、人件費や業務委託費の削減、補助金及び受益者負担金の見直し、庁舎・出先機関等の統廃合を図っていかなければならない、そう思っております。しかし、それと同時に、福祉政策、また子供支援政策につきましては、後退することがないように職員一丸となりまして努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） この財政問題について、私は議員になりまして何回も発言をしておるんですが、健全な財政でなければ健全な町運営はできないと思うんです。もう一遍言いますが、町債、町の借金、昨年度からみれば4.1%、中能登町は減っておるんですね。これはいいことやと思う。だが、基金、積み立ててある基金は20%、昨年度からみれば中能登町は減っているんですよ。町民税の収入も1.3%中能登町は減っているんですね。これはやはり不況やね、今の。法人税が中能登町は大きなウェートを占めておりませんから、まだ被害は小さいと思うんですけども、私はこういうことが、これからやはり続いていくのではないかと思うんです。ここ何年か。財政貯金が昨年度からみれば20%も取り崩しをした。そういう現実、このことについて町長はどのように考えておられるのか。繰上償還も今年しましたね。そのために利率が大分下がりましたから、支出も少なくなると思うんです。よく質疑のときにも私いたしましたら、これからの財政の中で合併特例債を最大限使って、そしてまちづくりを行っていききたい。そういう答弁もあったわけがあります。だが、この前テレビを見ておりましたら、以前の鳥取県知事の片山さん、事業債で手当てしてあるから、地方自治体はどんどんどんどん事業をやりなさいと国の指導の下で、何でもやりましたね。交付税にみてや

る。5割みる、7割みるといって。三位一体改革の小泉内閣のときにチャラになってしまったんですよ。あのとおり財調で交付税にみたといったら、交付税が中能登までまだまだ増えんならんわけです。だからそのときの片山知事が、今、大学の先生しておるけれども、合併特例債も借金は借金なんだ。それを7割、交付税に跳ね返りするから使ってもいいぞ。ということで幻惑されて、使ったらあとは大変なことになると。そういうことを言っておりました。町長、中能登町は合併特例債、基金造成分も入れまして、100億円の金額示されていますね。現在、合併特例債、中能登町は今までに総額どれだけ使われたと思えますか。財政課長でもようございます。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。合併特例債の執行率でございますが、20年度末で33.3%の執行になっております。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） そうしますと、あと残っているのは70億円ほど。簡単に言いますと。だからそれを全額、これからの統合中学の問題、町長はよく懇談会等にもその問題について触れざるを得ないので触れている。総合庁舎の問題も、これからも出てくるかも分かりません。

能美市長が大きく出ておりましたね。「総合庁舎を建てるんだったら私の月給半分にしなけりゃ建てられん」というのは、そういう覚悟を示さなきゃダメやといって、大きく出ておりました。総合庁舎の建築ということで。この中能登町にいろんなものを新しく建てた場合、一つ建てたら、一つも二つも古い建物は残ってくる。そういう問題を抱えとるわけです。あと6分ありますから。私は、そういうことを考えた場合、本当に合併特例債という麻薬、私はあえて麻薬と思う。7割みてやると言うけれども、国の金が今ないんですよ。

ないから臨時財政対策債という、またこれもまやかしや。あとこれ町に借金させて、交付税に全額みると言う。国の財布は一つです。そうでしょ。お金があるのなら、さっき私言いましたように、介護保険に50%、前は国がもっていた、50%パツと持つようにすればいい。それだけお金があるのなら。だから、そういう私はまやかしに乘らないように、是非とも合併のときの真摯に協議した方針、できるだけ既設の施設を使う。そして、無駄なお金は使わない。そういう方針というのを、現町長もこれからそういう方針でまちづくりに進んでいっていただきたい。そうすれば、後日、あの時の町長はよかったな。うまいこと考えていた。そういうことになる。その時その時に、かほく市の合併みたいもんで、やめる町長は、おれは関係ないからと言って何でも建てて、残った市長は大変なものを引き受けて、今、苦しんでいるわけですね。だからそういうことのないように、ひとつ、財政については、課長さん方と一生懸命に研究されて、中能登町の福祉の町として県下でも響いている、この福祉の町を維持していくだけの財政というものをきちんと守っていく、蓄えていく、そういう町財政をつくっていただきたいということを最後に私発言いたしました、終わるわけでありませう。ひとつよろしく願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） ここで、2時50分まで休憩とします。

午後2時42分 休憩

午後2時50分 再開

○副議長（古玉栄治議員） 再開いたします。

4番 宮下為幸議員

〔4番（宮下為幸議員）登壇〕

○4番（宮下為幸議員） それでは通告書に基づきまして、2点のことを聞きたいと思っております。

まず1点目は、介護保険について。2点目

は、次世代の農業者確保についてということで聞きたいと思っております。

昨年10月、政府与党は新たな経済対策の中で、2009年度の介護報酬を3%プラス改定とする方針を盛り込んだ、介護従事者の処遇改善を目的に1,200億円を投じております。介護保険制度がスタートしたのが2000年4月。ところが2003年度、2006年度と介護報酬は各2.3%、2.4%のマイナス改定が示されました。それで、今回は3%とはいえ、制度発足後初めてプラス改定の方針が示されております。3%アップの要因は老健施設の職員が一通の手紙で切実な願いを訴え、関係者は動き出したと聞いております。介護政策をその署名が166万分の署名を集めて、介護職員に普通の生活を保障できるための介護報酬改定を求めた署名活動だったそうです。

そこで、2009年度の介護報酬改定では、報酬を3%引き上げるとともに、介護職員の賃金改善に、町としては結び付けているのかどうかを聞きたいと思っております。それと、介護サービスをどれだけの人が利用しているのか。施設サービスについて、地域密着型サービス、居住サービス、予防サービスを含む、そして2006年度の介護保険改正と介護報酬改定で介護サービスの現場が大きく変わったといわれていますが、この2006年の改革の影響はどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険サービスを中能登町のどれだけの人が利用しているのかという質問であります。平成21年1月現在で、施設サービス利用者は264名です。次にグループホーム等の地域密着型サービスは75名です。居宅サービスにつきましては396名です。

次に、平成18年度の第3期介護保険制度と介護報酬の改定で、介護サービスの現場が

大きく変わったといわれるが、改革の影響はあるのかという質問ですが、まず、当時の介護保険制度の大きな改正点は、1つ目といたしまして、認定が介護予防の要支援1・2を含めて7段階になりました。

そして、要支援1や2、要介護1の軽度認定者が利用できる福祉用具の貸与が制限されました。

これについては、主治医やケアマネージャーとともに協議し、福祉用具がないと症状が悪化すると判断された場合において、一部利用ができます。

2つ目は、要支援認定者へのケアプランの作成報酬が8,500円から4,000円に改定されました。

3つ目に、デイサービスやホームヘルプサービス等を利用するうえで、改定前は1回ごとの報酬単価でしたが、改定後は、月額定額となり、利用回数に応じた報酬が得られなくなり、これにより、事業者の収益が減少し、利用の回数制限をせざるを得ず、利用者にとっては残念な結果になったことも事実であります。

また、収益の減少により介護従事者の給与の抑制等で離職率の上昇につながり、人手不足が深刻化しております。

続きまして、平成21年度第4期の介護報酬改定では、報酬を3%引き上げることにより介護職員の賃金改善に結び付けているが当町ではどうかという質問ですが、平成12年度に介護保険制度が開始されて以来、初めてとなる介護報酬の増額改定であり、介護従事者の処遇改善に役立たれることに期待するものであります。

国では、「調査実施委員会」を設置し、今回の介護報酬改定が、介護従事者の処遇改善に反映されているかを検証し、次期介護報酬改定につなげていくことにしております。

町といたしましても、国及び県の動向を見ながら、改善が図られるよう町内事業所に対

し周知徹底を行い、介護職員が明るく希望を持ちながら、真の福祉職員として働けるよう推進していきたいと考えております。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 町長は今、定額制のことを言われましたが、要支援1・2をはじめ、この区分というか、1回が1時間というような形になっていて、例えば、5週ある週は5回行かなくて、4週で終わっているという話も聞きます。その辺はケアマネージャーがどういう判断をしているのか分かりませんが、その辺もし分かっていたら、例えば、5週ある週に4週しか行かないと、ということも聞いておりますので、それは定額制になったためだと思うんですけど、その辺のことについてお聞きします。

それと、給付の伸びですね。その介護給付金の伸びを教えてくださいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 詳細につきまして、坂井担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願います。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 宮下議員の質問にお答えさせていただきます。

先に、介護サービス給付費の伸びでございますが、そちらの方から先に答弁をさせていただきます。

平成14年度の施設サービス給付費は7億6,810万円でございます。平成19年度は8億900万円で5.3%の伸びであります。

グループホーム等の地域密着型サービス給付費は、平成14年度は2,510万円、平成19年度は1億7,160万円でありました。これは、認知症高齢者グループホームの施設増によるものであります。

平成14年度の居宅サービス給付費は、3億3,990万円、平成19年度は4億3,640万円で、28.4%の伸びとなっております。

それと、先ほど定額制というお話があった

わけなんです、1回1回の報酬から月額定額制になったということで、利用できる回数は、仮に4,000円のものがあったとしますと、4,000円で5回利用すれば2万円ということになります。そういったことで、定額制が導入されたことにより、それが減額されて1万円になりますと、施設の方では人手はもとも確保しなければなりませんし、そういったことで利用者の視点ではなくて、施設側の都合でサービスを制限されたら、そういったことも聞いておりますので、そういったことで利用者の方にとりましては、サービスの給付はなかなか受けられなくなったということで不便になったという一面もありますので、その辺ご理解をよろしくお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） ケアマネージャーが多分4週、5週のあるときは、多分待っている人もおいでだと思いますけれど、その辺、金額にもかかってきますので、私が聞いたところでは、4週間だけ来て5週間は何も来ないというようなことを聞きますので、是非その辺また、ケアマネージャーとも相談していただきたいなと思います。

それと、包括支援センターが要支援1・2でできたわけですが、これは例えば、要支援1・2、介護1、その境目ですね。この境目の介護をするときの認定は難しいと思うんですよ。その辺は結局、十分に行ったり来たりして、ケアマネージャーも大変だと思うんですけれど、その辺の取組みはどういうふうになっているのかなと。要支援と介護1の境目です。

○副議長（古玉栄治議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 今ほどの境目といえますか、そういったことにつきましては、介護支援マネージャーが、介護者あるいは本人のところへ行って調査をいたします。その調査をもとに専門家が認定審査会に諮っております。

すので、しっかりした調査をすることによって、境目の問題も解決されるものところの方では考えております。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 担当課長、利用者が困難を招かないようにしていただきたいなと思います。多分この2006年度の改正で、この辺が一番仕組みで混乱しているような、ケアマネージャーが一番大変な思いをしているんじゃないかなということだと思いますので、是非その辺、またみていただきたいなと思います。

先ほど、3%報酬がアップということで、杉本さんは5%ならいいがじゃないかというような、共産党としては5%と言っていましたけれど、消費税が3年後にまた7%か8%に上がれば、その分がまたクリアしていくんじゃないかなと私は思います。

それでは、次に移りたいと思います。次世代の農業者確保についてということで、お聞きしたいと思います。

今、日本は米が2,300年前、弥生時代に水田は作られて、この水田農業は日本の生活とか文化とか、そうした美しい風景や自然環境をつくってきたと思います。ですが、水田農業は行き詰まりが著しいと思います。カラー野菜とか果樹とか、付加価値のついた野菜や果樹がある程度成功しています。その反面、米農業は行き詰まりが続いていて、なかなか打開策が見当たらないというようなことになっているように思います。

県では、新年度に農業人材政策室を新設するなどして、農業の担い手確保に一段と力を入れております。農業を有望産業として、不況の深刻化に伴い、雇用の受け皿として農業への期待はかつてないほど高まっているわけです。町長は、この農業を基幹産業として復活させようとする意志が必要かと思われますが、その辺についてお聞きしたいと思います。それと、町全体が、県もそうですけれど、

県も県民全体が農業を支援する仕組み作りということを盛んに言っていますが、その辺のことについても町長にお聞きしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 農業は繊維産業と並んで、旧3町の時も、今も基幹産業として位置づけられてきた重要な産業であります。

しかし、この基幹産業は、幾多の変遷を経て、今、大変に厳しい状況にあることはご案内のとおりでございます。

ただいまは、農業に対するご質問でありますので、農業に絞ってお答えさせていただきますが、第1次産業の従事者は高齢化しており、後継者不足の状況となっております。

加えて、当町は基幹整備が大変遅れておりましたが、昨年度採択された東馬場につき、今年度は、滝尾南部地区の採択、そして21年度は、羽坂、西馬場、そして能登部地区の用水と暗渠工事が採択される予定となっております。

引き続き、22年度には下井田地区を申請する予定にしており、これらが完了いたしますと、当町の整備率は82.5%程度になる見込みで、財政の厳しい状況ではありますが、これらを推進してまいりたいと思っております。

また、認定農業者や集落営農組織、あるいは農業生産法人などの、いわゆる担い手対策についても国・県の支援事業を可能な限り導入して、積極的に支援していきたいと思っております。

次に、農業以外の地域の人たちが、農業を応援する仕組みとして、平成19年度から始まっているのが「農地・水・環境保全向上対策」であります。

自分たちの地区の農地や農業用施設は、自分たちで守ってゆこうという活動であり、子供会や女性協議会、実年会や老人会など、地域の非農家の人たちも協力しあって、江掘りや農道の砂利の補充、あるいは水路の点検や

ため池の草刈りなどの共同活動を通して、農業を支えていこうというものでございます。

この活動には中能登町49集落中19集落が参加しており、活動面積は712ヘクタールとなっております。参加団体には、10ヘクタールあたり44万円の助成金が毎年交付され、このうち町は4分の1の経費を負担することとなっております。

次に、新規就農者のための、県のアグリ塾の関連で言われましたが、県では平成21年度から担い手対策関連の組織を拡充し、そうした要請に積極的に応えてゆく体制づくりをすると報道されております。

これまでも、就農準備校の開設や青年農業者特別要請事業など8事業が用意されておりました。中能登町にも希望者が出てきた時には、速やかに相談できる窓口の体制は整えております。

ご指摘の、町独自の支援措置については現在設けておりませんが、旧鹿島町が、新規就農者研修助成金制度を制定していたということもありますので、そのときの実態などを調べて検討させていただきたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 今の町長は、町独自の町単事業はない。鹿島町には前あったということを言われました。先ほども、田んぼの方じゃなくて、ハウスの話が出ておりましたけれど、JAがなんとかすると。今、いろんな面でアグリ塾の話も出ましたし、県も石川耕稼塾ということで、盛んに就農を進めております。そういう中で、誰でもハウスを利用して、町民の農園を作ると。そこでいろんな農産物の生産とかを勉強させて、それを販売するというような、そういうような一つの案としてでも、町民全体がそこで、好きな人は行って、就農に興味ある人はそこで勉強していただくと。農園をハウス村で一つでも勉強させるといような、そういうのは町単と

してでも、一つの事業としてやっていただきたいなと思います。県は耕稼塾ということで、これから4月新年度に向けて1,500～1,600万円の予算をとりますし、これもリースでハウスを借りて、そこで作物を作って、それを販売して勉強させると。販売をさせて経営感覚を養うというか、そういうことをさせるようなことを決めておりますので、ハウス村を一つの利用としていただきたいなと思います。私も1カ月間、耕稼塾へ行っているんですが、定員が80名だったんですけど、120、130の方が就農の勉強会に来ております。20代、30代、本当に若い世代が夫婦連れで農業をやるということをやっておりますので、是非その辺、ハウス村はJAがやるということを知りましたけれど、町民あげての農園をやる。そしてまた、今これから統合の学校の問題も出てきますけれども、そういうところを廃校、私はしてはダメやと思うんですね。そういういろんなツーリズムというか、農業体験をできるよう簡易宿泊施設にして、ほかの都市部からも体験をされるようなことが必要かと思うんです。その辺、町長、もし考えておいでることがありましたら願います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私の任期は4月2日まででありまして、私なりのハウス村に対しても農業に対しても、いろんな思いも持っておりますけれども、次の任期を終えさせていただければ、またいろんな面で議論もしたり、いろんな面でそれらについてもご相談をしたいと思っております。これからのハウス村に対しても答弁を控えさせていただきます。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） もう一つだけ聞きます。先に、坂井議員の質問の中で、自給率の問題を取り上げられましたが、これは先ほど言いましたように、町全体が農業に何とかすれば自給率が上がるんじゃないか。その中

でいろんなものがあるので出しにくいということをおっしゃいましたが、今月号の議会人報にも出ておりましたけれども、昔は家の周りには鶏がおって、食べ物も後ろの畑行けば、一杯食べるもんがあって、年寄りが畑行って、その次のあんちゃん和嫁さんは田んぼ行って、そこで金を稼いで自給自足でやっていた。鶏もいるので新鮮な卵を食べられて生活してきたということが、農に関して議会人報にも書いてありました。その中で、いつも鶏が飛んでいたのが、いつの間にか祭りのときにならなくなった。食べられていた。それも教育の一環として、農と教育とか多分、福祉とか介護にも農というものはこれから絡んでくると思います。そういう中で自給率を、自分の自給率、一人一人が自給率を高めていく意識を持っていれば、多分家で家庭菜園でミニトマトでも作っていけば、一つ一つの自給率が高まっていくと思うんです。その自給率の問題について、表課長に、さっき話が分からなかったんです。坂井さんが答弁されて、自給率がカロリー的に難しいというようなことを言っておいでしたが、その辺どういふふうなもので、自給率を計算されるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 食料自給率のことでのご質問でございます。食料自給率、もちろんご存知でございますが、国内で消費される食料の中で、国内で生産をしている割合が食料自給率なんでございますが、このパーセンテージは、町長も一概に算出できないというふうにおっしゃったんですが、まず、供給熱量自給率というのが農林水産省が一般的に申し上げる自給率です。それはよくカロリーベースというふうなことで報道されるんですが、それが40%そこそこで、次に目標としているのが50まで引き上げるというのが、このカロリーベースの自給率でございます。が、もう一つ穀物自給率というものも時々使われま

す。これは28%そこそこの数字しか出てこないでございしますが、今、国内の生産ではほぼ間にあっていのは米と野菜の一部と卵だけでございます。あとは、小麦、大豆、砂糖等は消費する量のほとんどは輸入に頼っているという実態の中で、中能登町が自給率を高めるとすればどうすればいいのかということは、先ほど町長は、まず、野菜を少しずつ作っていく率を上げるのが、一番自給率向上に欠かせないのじゃないかと。そのようにおっしゃったわけです。野菜といいますのは、現在、振興作物として位置付けをしている白ネギ、小菊南瓜等々、5つほどございますが、それらの作付を農家の人が少しでも、皆さんアップしていけば自給率が上がると、そのようなことでございます。

○副議長（古玉栄治議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） これで私の質問を終わりたいと思います。食イコール命にかかわる問題なので、是非、町長が当選されたら、農というものについてまた、全町民が触れられるような施策を講じていただきたいと思えます。これで私の質問を終わります。

○副議長（古玉栄治議員） 次に、1番 笹川広美議員

〔1番（笹川広美議員）登壇〕

○1番（笹川広美議員） 皆様、こんにちは。春3月、明日は桃の節句であります。今年のはかつてない厳しい年度末を迎えております。この寒空を吹き飛ばし、中能登町の皆様に少しでも春を呼び込めるよう、私の立場で精一杯努めてまいる決意であります。

まず、質問に先立ちまして、今月をもって退職される服部参事兼総務課長をはじめ林参事兼監理課長、岡野参事兼住民課長、小山会計課長、そして明星介護担当課長に長く町民の皆様にご尽力されたご苦勞に深い敬意と心からの感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

公務を離れましても、ご健康で大いにご活躍

されますことをご期待申し上げます。

さて、本年は男女共同参画社会基本法が定められてちょうど10年となります。この節目の年、今議会では中能登町男女共同参画推進条例が提案されております。大変に意義深きことと思われまします。この条例の制定により、中能登町も男女共同参画社会の実現に向け、いよいよ町民の皆様とともに力強く前進していけるものと大いに期待しております。

そこで、一昨年12月議会でも取り上げました、都市宣言について質問いたします。男女共同参画社会の推進は、なによりも住民と行政が一体となり、町中が男女共同参画社会の実現に向け、取組んでいこうという気運を広く醸成することが大切であります。その上で、大変有意義なのが男女共同参画宣言都市となることとあります。宣言都市となることで、総務府との共催で様々な啓発活動が行われ、講師派遣の協力や事業の補助金も受けることができます。全国にある宣言都市では、宣言が大きな原動力となり、これからの未来を担う子供たちからあらゆる世代の様々な立場の人々が、男女共同参画社会の形成に向けて精力的な取組みを展開しております。県内の先進地には、お隣の七尾市、そして小松市があります。また、昨年は富山市で日本女性会議が開催されております。このように身近にお手本となる先進地があるのですから、積極的に視察研修をされ、宣言都市となることの大きなメリットを認識していただき、是非、取組みを具体的に検討していただきたいと思えますがいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせ願います。

また、このような先進地では、男女共同参画社会に対する理解者の裾野を広げることを目的として、地域に多くの普及員や推進員を設置しております。小松市では、校区ごとに男女52名ずつ、104名の地域普及員がおります。七尾市では、公民館単位で男女22名ずつ44名の推進員がおり、出前講座やフォ

ーラムを企画されるなど、大きな推進力となっているとのこと。中能登町では、現在、県の推進員が7名おられるということですが、町の推進員とは役割が大きく違ってくるのではないのでしょうか。行政と住民が一体となって地域全体を巻き込んだ確実な推進を図るには、広く地域に密着した多くの推進員の設置が有効だと思いますがいかがでしょうか。2点目として、町推進員の設置について町長のお考えをお聞きいたします。

3点目は、政策方針決定過程への女性の参画について、当町の取組みをお聞きいたします。

日本の少子高齢化の進行は、世界に類を見ないほど急速に進んでおります。出生率の低下とそれによる将来の若い労働力の減少、そして、かたや増加する高齢者の介護など、放置することのできない問題となっております。今や日本の社会は、人口の半分を占めている女性が男性とともに、女性の視点で政策決定に参画していかなければ支えきれない社会に急速になりつつあるともいえます。政府においても、2020年までにあらゆる分野で指導的地位を占める女性の割合を30%にもっていくことを目標にし、各分野の取組みを期待しておりますが、まだ道半ばでございます。国際的にみても国連開発計画の人間開発報告書によると、女性が政治及び経済活動、意志決定にどの程度参画できているかを計るジェンダーエンパワーメント指数は93カ国中、日本は54位に甘んじております。そして、こうした状況を打開するためには、更に具体的、戦略的な取組みが必要と昨年4月に女性の参画加速プログラムが作られました。加速プログラムでは、数値目標のみに力点を置くのではなく、女性が活躍できるような環境づくりをしていくべきだと考えております。1. 意識の変革 2. ワークライフバランスの推進 3. 女性の能力開発、能力発揮に対する支援です。この3点を総合的、一体的に推進

しようという考えの方で、3年間の具体的な取組みのプログラムであります。そこで当町における審議会、委員会への女性の登用率の目標、計画はどのように考えておられるのでしょうか。そして、今年度の登用率は何パーセントとなったのでしょうか。また、あわせて女性職員の管理職の登用についてもお聞かせ願います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えいたします。

男女共同参画社会の推進のための体制・環境づくりとして、都市宣言への取組みについてのご質問であります。今議会に「中能登町男女共同参画推進条例」を上程し、審議をお願いしております。この条例を認めていただき、新年度には男女共同参画審議会を設け、その中で議員ご指摘の「都市宣言」も含め検討していきたいと思っております。

次に、町推進委員の配置についてですが、現在は県推進委員が町に7名おいでます。町の事業を行うときには、その方々とも連絡を取り合いながら事業を行っております。県の動向も見極めながら町推進委員の配置につきましても審議委員会で話し合っていたきたいと思います。

次に、政策方針決定過程への女性の参画についてですが、平成20年4月1日現在で、地方自治法第202条の3に基づく審議会等には、図書館協議会や社会教育委員会をはじめとして15の組織があります。このうち文化財保護審議会以外の14の組織で女性委員がおいでます。委員数で見ると134人中36人が女性委員で、比率では26.9%となっておりますが、今後とも女性の参加を促してゆきますのでご理解をお願いいたします。

また、女性管理職の登用にという質問もあったわけではありますが、これにつきましては適材適所で考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 政策方針決定過程の女性の参画についてでございますが、女性が1人も参加していないのが文化財保護審議会だというお話ですが、まだほかにも委員会等沢山あるのではないかと思います。あと、女性職員の管理職の登用ということで、現在の登用率、また、今後の具体的な目標等ありましたら、具体的にお答え願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 永源企画課長
〔永源勝企画課長登壇〕

○永源勝企画課長 今ほど町長の方からは、地方自治法第202条の3の審議会についてお話をいただきました。そのほかに、地方自治法第180条の5に基づく行政委員会というのがございます。その中には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審議委員会というものがございます。その中で、女性委員がおいでるのは、教育委員会の1組織となっております。

○副議長（古玉栄治議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。女性の管理職ということでございます。行政職、保育士を入れれば290人ほどになりますが、そのうち行政職ということで200人余りになります。現在、管理職としてはお1人ということになりますので0.5、パーセンテージでいえばそういうことになります。以上でございます。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 今、様々答弁いただきましたが、目標に対して一言もなかったのですが、目標も確実なしっかりとした目標がたてられないと前進には繋がらないと思います。そこで提案いたしますが、女性の積極的な登用、清新な人材登用を図るための基準を定めることはできないでしょうか。全国には女性登用推進要綱などを定めている自治体

もございます。例えば、名古屋市などでは、1. 在任期間は10年を超えない 2. 県職は4審議会を上限とする 3. 2010年度までに女性の登用率40%を目指す 4. 公募性の導入を推進するなど、7項目があげられています。今、私たちにとって、女性の参画加速プログラムにある意識の変革が何よりも重要ではないかと思います。つまり、各界トップ層や組織の管理職、あるいは女性自身が女性の参画についての社会的な意義を認識して精力的な取組みを進めることです。登用の基準を定める件について、町長の力強いご答弁をお聞かせ願います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ただいまの件につきましても、検討させていただきます。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 日本には、まだ未開拓の素晴らしい人的資源があります。それは女性であります。とは、近く離任したアメリカ、シーファー駐日大使の指摘です。閉塞感の漂う時代だからこそ、県の半分を支える女性の力をもっと活かしていくことが重要ではないでしょうか。女性力が存分に発揮される社会の変革に当町が率先して取組まれんことを希望いたします。

次に、女性に対する暴力の根絶に向けた取組みについて質問いたします。

女性が安全に安心して暮らすことを脅かす、女性に対する暴力は基本的人権の侵害であります。平成13年4月、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律、DV防止法が成立いたしました。現在、全国180カ所に自治体による配偶者暴力相談支援センターがあります。この支援センターへの配偶者からの暴力に関する相談件数は、平成19年度は6万2,078件、裁判所より保護命令が出たものは2,186件にのぼります。昨年20年度は12月までで相談件数は5万1,450件となっております。そのうち石川県では987

件ありました。DV防止法の施行より相談件数は年々増加しております。DVとは、殴る、蹴るなどの身体的暴力ではありません。何を言っても無視する。罵るなどの精神的暴力。交友関係や手紙、電話を監視する。外出を制限するなどの社会的暴力。お金を取り上げる。家庭の収入について知らせず使わせないなどの経済的暴力。避妊に協力しない。意に反する性的行為を強要するなどの性的暴力。子供に暴力を見せる。子供を盾にして脅すなどの子供を利用した暴力と、DVには様々なかたちの暴力があります。相手を支配しようとする行為であり、対等の立場で起こる夫婦喧嘩とは異なります。そして、暴力を振るう男性は誰に対しても暴力的であったり、粗野に振る舞うわけではありません。職場など、家庭の外ではごく普通の人当たりの良いやさしそうだと思われる人が、家庭では暴力を振っているということもあります。その職業も公務員、教師、医師、議員、住職、大手企業管理職など、あらゆる職業にわたり、世帯収入でも半数が全国の平均収入を上回っております。

女性に対する暴力を生み出す社会的背景には、女性への差別意識、男性が暴力的であることに寛容な誤った社会認識、そして暴力の被害者に対する社会の不十分な理解があります。DVは家庭の中で起こるため、外からはなかなか見えにくいのですが、様々な調査により、その実態が明らかにされつつあります。国の調査によるとDVにあたる行為の被害体験があると答えた人は、女性では3人に1人となっております。また、1割の人はそうした行為が何度もあったと回答しています。平成13年に制定されたDV防止法は、昨年2度目の改正により被害者の安全確保や市町村の取組みの拡大が盛り込まれました。中能登町でも女性の人権を守るために、積極的にDV問題に取り組んでいただきたいと思います。まず大切なのは、家庭・社会への啓発運動で

す。DVとはどういうものか。また、どのようなことがあろうと暴力は許されるものではない。暴力は犯罪であるという認識を広める啓発運動が大事です。当町がこれまで取組まれた、また、これからの取組みとして具体的な啓発運動をお聞かせ下さい。

2つ目は、支援体制の充実です。表に出てこない暴力は、今も数多くあります。デパートや公共の施設など、多くの方が利用する施設では、トイレなどに女性を守るための情報を知らせる名刺大の小さなリーフレットが置かれていることがあります。本当に必要な人に必要な情報を届けるための努力が今後も重要であります。そしてプライバシーに配慮し、被害者が相談しやすい女性専用の相談窓口、またDV専用の電話相談窓口の設置はなによりも不可欠な支援です。対応する窓口はもちろん女性でなければなりません。また、被害者の安全確保、更に自立のための支援などが必要となります。現在、中能登町ではどのような支援体制ができているのでしょうか。お聞かせ下さい。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 2点目の質問である女性に対する暴力の根絶に向けた取組みについてですが、家庭・社会への啓発運動では県とも連絡を取り合いながら、講演会開催時に関係パンフレットの配布や、役場窓口や関係機関等にポスター等を張り出し啓発を行っております。

また、支援体制についてであります。町で「心配ごと相談」「行政・人権くらしの相談」等を開いて、そちらの方で相談窓口としております。

一方、県の方には女性相談支援センターを設置してありますので、そちらの方とも密接に連絡を取りながら対応してまいりたいと考えております。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 今、町長の方から

答弁をいただきましたが、相談窓口というものは、被害者の心情を十分に考慮した適切な相談窓口でなければ意味がありません。傷つき、恐怖に怯えた被害者は助けを求める手をあげることでさえ大きな勇気がいります。そんな被害者が手をあげられるよう、そして差し出された手を見逃さず、しっかりと握り、安全圏へ引っ張り出してあげられるよう、今一度、取組みの強化を図っていただきたいと思えます。このDV問題は、子供にとっても大きな影響をもたらしております。父親が母親を殴ったり、暴言を浴びせるのを見て、子供は傷つき不安に怯えます。実際に暴力を見ていなくても、母親がビクビクしたりする気配を子供は敏感に感じ取ります。DVがある環境では、本来、家庭が子供を守る場所であるという役割を果たせません。DVは子供への直接の暴力がなかったとしても、子供が安全に安心して暮らすという点で、子供への虐待にあたります。また、母親を守れなかったと自分を責めてしまったり、問題を解決する方法として暴力を学んでしまうなど、子供自身へ深刻な影響を与えることがあります。成長したのちに、自分自身が親密な関係を築くときに困難を抱えてしまうこともあるのです。私は立候補以来、母と子の笑顔が輝く中能登町にとの思いで今日までひた走ってまいりました。母と子の笑顔の輝きほど平和を象徴するものはありません。その笑顔を奪うものとは断固戦う決意であります。女性に対する暴力の根絶に向け、杉本町長のご所見をお聞かせ願います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私も母と子、父と子、それが一番の大事な平和なことだと思っております。そういう中で、町といたしましても今、いろいろ提案をいただきました。そういう中で、できるものから取り入れていきながら、この町が本当に笑顔が溢れる、そういう町を目指して頑張ってまいりたいと、その所存で

ございます。

○副議長（古玉栄治議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 是非、力強い取組みを大いに期待しております。よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（古玉栄治議員） 次に、14番 岩井礼二議員

〔14番（岩井礼二議員）登壇〕

○14番（岩井礼二議員） 2点について通告をしてあります。先の質問者とだぶっておることもあろうかと思いますが、なるべくそれは避けるようにさせていただきますけれども、そうなった場合にはご容赦のほどよろしく願いいたします。

1点目、地元特色特産カラー野菜の生産についてということでございます。町の基幹産業の中に、農業はまさに重要な位置を占めております。現実には農業人口の減少、そして高齢化が進んでいるといわれております。そういう中で、地元特産品がいろいろある中で、その中の一つにカラー野菜が最近、大変クローズアップされ、前の北國新聞の情報収集ニュースでは、大変農業関係者の期待を表した数字が出ておりました。

先般、来年度の町祭の実行委員会がありました。その中で、町祭にカラー野菜の展示販売を是非していただきたいという意見もありました。大変いいことだなあと思いました。地産地消とよく言われています。生産者が意欲を持つことの重要条件の中に、作ったものが売れることです。その売れる場所、直売所の確保、買いやすい場所の確保が大切な条件であろうと思います。そういった場所の確保について、どういうふうなお考えを持っているかお尋ねしたいと思います。

そしてまた、カラー野菜生産者がいろいろと大変なご苦労があると聞いておりますが、町としてどのように育成指導、協力をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

そして、質問事項1番の中の2番目でございますが、新聞の川柳に「ライターも人間もまた使い捨て」とありましたが、最近の国の状況、失業者が大変増大しております。現実、中能登町にもその状況が出てきておるように感じます。そういった失業者の再就職打開策として、いろいろな角度からの協力が大切だと思います。農業人口減少をカバーするためのJAとの連携、また森林関係に従事する森林組合の関係、ジョブカフェいしかわ、七尾の中能登の出張所はミナ、クルビルですか、あの中にありますね。ああいう所との連携による再就職口の確保などが考えられますが、私が言いたいのは、農業に就業の従事しやすい窓口の確保が一つの大きな要だと思います。

実は、先般、町の観光協会で、この町にある事業所の研修視察を行いました。町内の企業6カ所ほど回って研修してまいりましたが、その中の一つに、旧の鳥屋町に七尾のスギヨさんが出している生産工場があります。そこへ行ったときには、やはりスギヨさんが今、農事産業に参入していると。そして自社で作った野菜関係を自社の製品に絡み合わせて、惣菜とかそういったものを作って販売する。そうするとその表示袋に生産者は自社であるという表示がされるわけですね。そうすると食の安全を求める人は、安心して買っていただける。そのことによって他の製品も比例して売り上げが上がるということでした。その農事産業自身はまだ黒字にはなっていないけれども、他の製品がいっしょになって売り上げが上がるので採算がとれておるんですよということでした。そういう時に、農業従事者の必要があるということです。そういった関連企業がこれから増えてくるんじゃないかなと思います。そういったチャンスを逃さずに就業に起用できないかなと思います。そういう面において、今までの準備が必要なことではなかろうかと思いますが、いかがな

ものかお尋ね申し上げますのでお願いいたします。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 岩井議員の質問にお答えいたします。

カラー野菜の販売策及び今後の見通し、あるいは失業者対策ということでお答えいたします。

カラー野菜は、平成19年度に4名の方に16種類を試験栽培していただき、その結果を踏まえて、20年度は15種類とし、13名の方が栽培されました。作付面積は1ヘクタール弱でありましたが、来年度の見通しは、現在のところ、15戸から20戸の農家の方が1.5から2ヘクタール程度、作付される予定であります。

21年度は市場の状況を見て、品種を絞っていきたいと思いますが、キャベツについては安定した需要があり、小売店からはかなり評価されたということで、比較的、安定した価格での取引が期待できるのではないかと見通しております。

それから、昨今の失業者対策に関連してありますが、全国的には規模拡大を目指す農業法人などは、この事態を人材確保の好機とばかり、積極的に採用に乗り出している事例も報告されております。

しかし、一方で、農業での雇用創出に疑問を投げかける専門家の意見もあります。かつては、農村は雇用の調整弁の役割を果たしていましたが、「今と昔では状況が違いすぎる。農業は、甘くない」と言われますし、特に、冬は農閑期で農作業が少ないということで、なおさら難しいのではないかと指摘もございます。

○副議長（古玉栄治議員） 岩井礼二議員

○14番（岩井礼二議員） 確かに、生産者にとっては厳しいものがあると思いますが、そういう中で、先の質問にもありましたハウス村の活用も大切であろうと思います。前に

私ども議員で新潟の大潟村、八郎潟を埋め立てた新しい村でしたが、そこでもやっぱり農業がほとんどなんです、農閑期の就業ができないというのが一番のネックなんだと。そうしてそこでビニールハウスが160棟ぐらいあって、その期間のカバーをしたいんだけど、燃料、灯油が大変なんだという事情を言っておいでましたが、まさに大変なことだなあとこのことを思っていましたけれども、そのあと二宮でそういったものの熱意に寄与する企業も出現したんですが、まだどこまで成果を収めておるのかなと思っておるところでございますけれども、先ほども説明したスギヨのような会社が出てきた時には、人数は少なくとも5人、6人でも、それが十分に機能できれば40人、50人という人間になるわけでございます。積み重ねると大きなものになると思いますので、またその辺を十分頭においていただきたいと思います。

次、質問事項2番。道の駅についてお尋ねいたします。以前にも道の駅について質問したことがあります。その時は国道159号線、鹿島バイパスの車の交通量が少ないので規定をクリアできないとの答弁があったことがありますが、その後の確認で、実は「クリアするだけのものがありました」ということも聞きました。先の坂井議員の質問のときに、22年度を目標にということも聞きました。そこで建設の見通しを聞きたいんですけども、道の駅は法律で、間隔が10キロから20キロの間にはできないんだといったような規則もあるようでございます。また、その建設の場所がアルプラの向かいあたりではないのかなと思います、現状を見るとアルプラのガソリンスタンド前から良川方面に向かって立派な町道が整備されて順調に進んでいるんじゃないかなと思います。そこで現在の状況について、これからの目標についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 「道の駅」につきましては以前、岩井議員からも、また、昨年の12月の議会におきましては、作間議員からも一般質問がありました。そのときにもお答えさせていただきました。

道路の利用者のための「休憩施設」に加え、「地域の情報発信施設」と「連携施設」を併せ持った施設ということでございます。

昨年、国土交通省道路局長にも直接お会いして要望し、また、金沢の河川国道事務所長にも、現地を見ていただいて協議をいただいておりますが、指定されるには、まだかなり時間がかかるということであります。

そこで仮に、町の方で道の駅の「地域振興」にあたる施設を整備したとして、その後、駐車場やトイレ等の休憩施設を整備して、全体を「道の駅」として指定される方法もあると聞いております。

そうしたことから、地域の「情報発信施設」と「連携施設」ということで、中能登町の農業、商業、工業を併せ持った「複合施設」として、まず、農産物の直売所から手がけたいなと思っておるところであります。

農産物直売所は、国の補助事業を申請したいと思いますが、ただいまのところは、平成22年度に申請し、採択が一番直近でありますので、関係する各課等でプロジェクトチームを立ち上げて進めていきたいと思っております。

○副議長（古玉栄治議員） 岩井礼二議員

○14番（岩井礼二議員） 今の答弁で、特産物の販売をする施設を先にとという言葉でした。大変いいことではないかなと思います。通常は道の駅というのは、トイレ、駐車場が国交省で作って、そこに町が絡んだ施設を併設するというのが多いんですけど、逆である場合には大いに歓迎をいたすものです。また、先の最初の質問の生産者が元気が出る、売れるということにも寄与にもなりますし、町のイメージも大変いいイメージづくりにはなる

んじゃないかと思えます。町長の任期はこの4月ということでございます。もっと突っ込んだ質問をしても、言いにくいこともあろうかと思えますので、これで終わりますけれども、どうか2期目を頑張って立派な当選をされて、そして町民一人一人が笑顔で暮らす町と、先ほどの答弁にありました。そういったまちづくりに寄与できるよう頑張ってくださいまして、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（古玉栄治議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

◎散 会

○副議長（古玉栄治議員） 3日を休会とし、4日午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時06分 散会

平成21年3月4日（水曜日）

○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
6番	亀野 富二夫	議員	15番	西村 秀博	議員
7番	甲部 昭夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
8番	藤本 一義	議員	17番	小坂 博康	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

○欠席議員（1名）

18番	田中 治夫	議員
-----	-------	----

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

日程第5 中能登町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第6 閉会中の継続調査

(追加日程1)

日程第1 議長選挙について

(追加日程2)

日程第1 産業建設常任委員会副委員長の辞職について

(追加日程) 3

日程第1 同意第1号 中能登町監査委員(識見を有する者)の選任について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

(追加日程) 4

日程第1 発議第1号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について
(提案、趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○副議長（古玉栄治議員） 御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は18名です。定数に達しておりますので本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。議長田中治夫議員から議長辞職願いが提出されております。

お諮りします。

「議長の辞職」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） 異議ないものと認めます。議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたします。

まずその辞職届を朗読させます。

○事務局長（谷 敏則） 辞職届 今般一身上の都合により、中能登町議会議長を辞職したいので、地方自治法第184条第2項により罷免くださるようお願いいたします。

平成21年2月27日

中能登町議会 副議長 古玉栄治殿

中能登町議会議長 田中治夫

以上です。

○副議長（古玉栄治議員） お諮りします。

田中治夫議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） ご異議ないものと認めます。

よって、田中治夫議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行ないたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） ご異議なしと認めます。

議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行います。

ここで、議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時03分 休憩

午後3時04分 再開

◎追加日程1

○副議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程1 日程第1 これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推薦のいずれかの方法にいたしますか。

作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 指名推薦にしていきたいと思えます。

○副議長（古玉栄治議員） ただいま、19番作間七郎議員より、指名推薦という声がかかりました。いかが諮らみましょう。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしていきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） ご異議ないものと認めます。

選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

○副議長（古玉栄治議員） お諮りします。

指名の方法については、本職において、指名することにいたしたいと思えますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） ご異議ないものと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

○副議長（古玉栄治議員） 議長に、藤本一義議員を指名いたします。

○副議長（古玉栄治議員） お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました、藤本一義議員を議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（古玉栄治議員） ご異議ないものと認めます。

ただいま、指名いたしました藤本一義議員が議長に当選いたしました。

○副議長（古玉栄治議員） ただいま、議長に当選されました藤本一義議員が議場におられますので、この席から、会議規則第33条の規定により告知をいたします。

○副議長（古玉栄治議員） ここで、議長に当選されました藤本一義議員から、ご挨拶があります。

議長当選承諾及び挨拶

8番 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） ただいま、議員各位の総意をいただきまして、中能登町議長としてのご指名をいただきました。

今、中能登町議会は町民の方々、また関係各位の方々に、大変ご迷惑をかけ、信頼が揺らいでおります。私は、まず議会の信頼回復を最重点にして、職務に務めたいと思いますので、議員各位におかれましては、何かとご協力をいただきますようお願い申し上げまして、私の所信の表明といたします。どうもありがとうございます。

○副議長（古玉栄治議員） 新議長が決まりましたので、ここで交代させていただきます。

新議長、議長席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時09分 再開

◎追加日程2

○議長（藤本一義議員） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長就任に伴い、産業建設常任委員会副委員長長の職を辞職することにし、日程を追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ご異議ないものと認めます。

産業建設常任委員会副委員長長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたします。

ここで、議事日程を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

産業建設常任委員会の副委員長長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ご異議ないものと認めます。

ここで産業建設常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。休憩中に、産業建設常任委員会が開催され、委員会条例第9条第

1 項及び第 2 項の規定により、産業建設常任委員会副委員長が互選されました。産業建設常任委員会委員長諏訪良一議員より報告を願います。2 番 諏訪良一議員

〔2 番（諏訪良一議員）登壇〕

○2 番（諏訪良一議員） ただいま、休憩中に産業建設常任委員会を開会して、副委員長を決めました。副委員長には、上見健一議員を決めましたので報告します。

◎委員長報告

○議長（藤本一義議員） ただいま、報告の通りであります。

それでは、日程第 1 から日程第 3 各常任委員会委員長報告

これより本定例議会から付託をしておりました議案第 1 号から議案第 27 号まで、議案 27 件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）

総務常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会に付託されました案件は、議案 9 件であり、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第 1 号 中能登町男女共同参画推進条例の制定では、第 4 条に町の責務、第 9 条に積極的改善措置が規定されていることに対し、町としては、人事面を含む女性の登用についてどのように理解されているのかとの質疑に対しては、実態とし現在、課長職 1 人ということであるが、男女共同参画ということで、いろいろな面を考慮しながら、推進

していくような対応を検討していきたいとの回答を受けました。

次に、議案第 3 号 中能登町統合中学校整備基金条例の制定では、地域活性化・生活対策ということであり、目的を特定せずに必要があった場合にこの基金を使用するということができないのかとの質疑に対し、目的をもって積立てた基金であり、これ以外の使用はできず、また、地域経済にすぐ効果がでるようにとの趣旨でもあり、基金といえども平成 21 年度に支出できるようにしたいとの回答を受けました。

次に、議案第 10 号 平成 20 年度中能登町一般会計補正予算で、結婚推進事業の実績に対しては、鳥屋地区で 45 件、鹿島地区で 32 件、鹿西地区で 21 件の相談件数があり、平成 19 年度では、5 件の成婚があったとの回答を受けました。

次に、議案第 16 号 平成 20 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算で、ケーブルテレビ事業を安定運営するには、どれだけの加入が必要なのかとの質疑に対しては、現在、6,000 世帯ほど受信加能な状況で、平成 21 年 1 月末でのケーブルテレビへの加入率は 32.3%、1,899 世帯であり、試算では 50～60%、3,000 世帯以上の加入をしていただかないと維持管理はしていけないとの回答を受けました。

また、委員会として、定額給付金については、正確に、速く、そして高齢者や独り暮らしへの対応もあり、スムーズに事業を進められるよう、対策室の設置を要望し、また、ケーブルテレビでは、主な番組の視聴率調査について検討されるよう要望いたしました。

次に、議案第 17 号 平成 21 年度中能登町一般会計予算では、遊休地となっている町有地の今後の活用方法について質疑があり、執行部からは必要なものについては処分を検討しなければいけないが、町のために使ってほしいということでご寄付されたものもあり、

必要性を見極めながら活用していきたいとの回答を受けました。

また、繰上償還の対象範囲に対する質疑では、償還に対しては国の許可が必要であり、今回は、利率が5%以上のものについて償還するものとし、平成20年度～22年度にかけて実施する予定との回答を受けました。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案9件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済の「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 西村秀博議員

〔教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）

教育民生常任委員会の報告をいたします。

2月24日に委員会を開催し、本定例会から付託を受けました、議員14件について、執行部から説明を求め審査をいたしました。

当委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

その主なものとして、議案第13号 平成20年度中能登町介護保険特別会計補正予算における「介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金」において、詳細な説明を求めたところ、国が介護報酬単価を3%増額する改定により、1号被保険者の保険料が急激に上昇しないよう、国から補助金として受け入れ、基金として積立をし、保険料で賄う部分が不足した時に繰入れるための積立金であるとの説明を受けました。

議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算における教育費の中で、「羽松高校教

育振興費」に対しては、定時制高校として七尾市には城北高校があるので、羽咋郡市地域でなく、七尾鹿島地域の高校に交付をしてはどうかとの質問には、他市町との確認も行ったうえで、検討していきたいとの回答でありました。

議案第21号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計予算における「人間ドック検査委託料」に対し、本年度予算と比べ大幅な減額で計上している根拠を質問したところ、検査受診者見込数を下げたことによるとの回答でありましたが、自己負担金額が多くなったために、検査受診者が少なくなったのではないかとの質問には、自己負担金額を一般の医療に支払う負担金割合の3割負担と同率に設定したことと、本年度開始の特定検診との兼ね合いで対象年齢を65歳未満にしたことにより、受診者が減った要因ではないかとの回答でありました。

なお、質疑終了後、討論、採決を行い、当委員会に付託されました議案14件について、いずれも全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済の「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）

それでは産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会から付託されました案件は、議案8件であり、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第9号 中能登町眉丈が丘休憩所条例の一部を改正する条例で、バーベキュー以外の施設の扱いはどうするのかとの質疑では、バーベキュー以外は現状のままとしたいとの回答を受けました。

次に、議案第10号 平成20年度中能登町一般会計補正予算の住宅使用料が減となった要因に対しては、退去者が出てから新たな方が入居するまでに、1カ月のブランクがあったことや、離職、転職等、恒常的な収入の減による再認定の結果、減になったとの回答を受けました。

また、担い手促進事業では、補助金により次々と支援をしているが、町としてはどのように分析しているのかとの質疑では、国では、食料自給率の目標を50%とし、平成27年度までに、担い手農家、集落営農組織、農業生産法人の方々に農地の7割を集めるという政策目標を立てており、目標達成に向け、国は更に支援してくると思われるとのことでした。

次に、議案第15号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算の西馬場「ゆりが丘」分譲では、21区画がまだ未売却となっているが、完売は何年度を目標としているのかとの質疑に対しては、平成21年度には10区画の販売を予定しており、平成22年度の完売に向け努力していきたいとのことで、残った場合は、ほかの方策についての検討もしてゆきたいとの回答を受けました。

次に、議案第17号 平成21年度中能登町一般会計予算で、道路台帳整備業務が毎年計上されているが、どういう計画で進められているのかとの質疑では、新設道路、道路改良、及びほ場整備による新設道路、道路位置の変更等により整備が必要となるもので、交付税算定の基礎資料とされるため、毎年、実施しているとの回答でありました。

また、ハウス村の来年度の計画に対しては、花の供給、「石動山ゆり」の保護対策、更に

カラー野菜の作柄の研究として農協へのハウス賃貸など、一体となって進めていきたいとのことでありました。

次に、議案第22号 平成21年度中能登町下水道事業特別会計予算で、今後の下水道加入の可能性に対する質疑では、現在の水洗化率は平成20年11月末で76.1%と、合併当初より10%程度上がっており、環境保全という観点からも一層の加入促進に向け進めていきたいとのことでありました。

次に、議案第22号 平成21年度中能登町下水道事業会計予算で、宅地分譲等に伴い、転入者が増加しているにもかかわらず、水道使用料が減となっている要因に対しては、節水型の機器の設置や節水意識の高まりにより、減少傾向となっているとのことでした。

また、水道料金値上げ時期に対する質疑では、17年度～19年度については、旧町の格差是正分として、毎年度4,200万円を一般会計より繰入れされたが、20年度、21年度は、格差是正分もなく、積立金、未処分利益剰余金から充当することとなり、2年間は何とかやりくりするが、22年度については、何らかの形でお願いしなければならないとの回答を受けております。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案8件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済の「委員会審査報告書」とおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での審査報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 質疑がないよう
あります。これで、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（藤本一義議員） 日程第4 討論・
採決

これより、上程議案 議案第1号から議案
第27号までの、議案27件について討論を行
います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようです。
次に、賛成討論の発言を許します。

20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、討論
を行いたいと思います。

討論の主題は、議案第1号 中能登町男女
共同参画推進条例の制定についてでありま
す。

今議会に提出されました議案第1号につ
いては、私は、今日までの町の議会の中で、一
般質問等を通じて、男女共同参画条例の早急
な制定を要望しておりました。

今回の議会にそれが細分化されて提出され
たことについては、私は一定の評価を行いた
いと思います。

次に、内容的に私の意見を述べておきたい
と思います。

第3条に基本理念を明記して、続いて第4
条に町の責務を明記しております。続いて、
第5条に町民の責務となっているわけです。
この条例を見ましても、前段に町の責務を
明確に明記いたしたということ。このこと
に関しまして、町としてこの条例の施行に
より、大きな責任を負うことになると思
うんです。私は、この条例が今後積極的に
町民に啓発をされて、真の男女共同参画
推進が行われることを強く要望するもので
あります。昔

の諺に、「仏つくって魂を入れず」というこ
とが言われております。中能登町町政の中
で、今後、条例制定だけに終わることのな
いように、強く要望いたしまして、私の賛
成討論といたしたいと思います。終わります。

○議長（藤本一義議員） ほかにありませ
んか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようです。

以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第1号から議案第4号まで、以上の議
案4件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致
で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定す
ることに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であり
ます。

よって、議案第1号から議案第4号までの
議案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号から議案第9号までの議
案5件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致
で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長報告のとおり決定す
ることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であり
ます。

よって、議案第5号から議案第9号までの
議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、採決いた
します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、原案の
とおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第16号までの議案6件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第11号から議案第16号までの議案6件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第25号の議案9件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第17号から議案第25号の議案9件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号から議案第27号の議案2件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第26号および議案第27号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 中能登町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

その選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、

中能登町金丸又ほ部36番地乙地

石井正夫氏

中能登町曾祢ノ部53番甲地 松森友治氏

中能登町黒氏11部34番地 大西外一氏

中能登町武部ト部8番甲地 曾我輝男氏

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、石井

正夫氏、松森友治氏、大西外一氏、曾我輝男氏。以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位

中能登町井田 58 部 31 番地 泉 富子氏

第2順位

中能登町花見月ヨ部 67 番地 中島樹夫氏

第3順位

中能登町能登部下 118 部 48 番地

平野久雄氏

第4順位

中能登町徳前 13 部 2 番地 田中寧子氏

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名しました

第1順位 泉 富子氏

第2順位 中島樹夫氏

第3順位 平野久雄氏

第4順位 田中寧子氏

以上の方が、順位のとおり、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎追加日程3

○議長（藤本一義議員） お諮りいたします。

ただいま、杉本町長より、同意第1号 監査委員の選任についての人事案件が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時53分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程3 日程第1 同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

同意第1号 監査委員の選任についてであります。

今回、監査委員として議案の方が、最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（藤本一義議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

同意第1号は人事案件であり、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、提出者 作間七郎議員ほか賛成者5名から、発議第1号「中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」が提出されました。

これを、日程に追加し、議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

議事日程を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後3時57分 休憩

午後3時58分 再開

◎追加日程4

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程4 日程第1 発議第1号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

19番 作間七郎議員

〔19番（作間七郎議員）登壇〕

○19番（作間七郎議員） ただいま、上程されました、発議第1号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

この改正は、これまで開催していた全員協議会を、正式な会議として開催することとするため、新たに中能登町議会会議規則に加え、第15章全員協議会としてうたうものであります。

内容としては、規則第119条に、法第100条第12項の規定により議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2. 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3. 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

との項目を加えるものであります。

よって、発議第1号を、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 趣旨説明が終わりました。

発議第1号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（藤本一義議員） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成 21 年度第 1 回中能登町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 03 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 治 夫

議 長 藤 本 一 義

副 議 長 古 玉 栄 治

署名議員 岩 井 礼 二

署名議員 小 坂 博 康